

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2012年3月28日

【事業年度】

第18期（自 2011年1月1日 至 2011年12月31日）

【会社名】

株式会社ジュピターテレコム

【英訳名】

Jupiter Telecommunications Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 森 修一

【本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

【電話番号】

(03)6765 - 8100

【事務連絡者氏名】

主計部長 山本利行

【最寄りの連絡場所】

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

【電話番号】

(03)6765 - 8100

【事務連絡者氏名】

主計部長 山本利行

【縦覧に供する場所】

株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2007年12月	2008年12月	2009年12月	2010年12月	2011年12月
営業収益 (百万円)	264,508	294,308	333,724	360,112	369,073
税金等控除前利益 (百万円)	39,389	49,733	57,834	63,167	68,532
当社株主帰属当期純利益 (百万円)	23,992	27,964	30,453	37,690	37,278
当社株主帰属当期包括利益 (百万円)	23,573	27,448	30,381	37,737	37,605
当社株主帰属資本 (百万円)	330,009	349,352	374,902	410,151	435,707
総資産額 (百万円)	680,416	755,670	801,657	816,763	812,303
1株当たり当社株主帰属資本 (円)	48,195.11	50,940.10	54,649.54	59,238.63	62,916.36
1株当たり当社株主帰属当期純利益 (円)	3,650.27	4,079.61	4,439.56	5,456.41	5,383.59
希薄化後1株当たり当社株主帰属当期純利益 (円)	3,638.93	4,076.17	4,438.57	5,450.89	5,381.49
自己資本比率 (%)	48.5	46.2	46.8	50.2	53.6
自己資本利益率 (%)	7.9	8.2	8.4	9.6	8.8
株価収益率 (倍)	26.1	22.9	20.8	15.7	14.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	95,226	100,692	123,626	124,376	123,342
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	52,728	76,357	56,558	57,048	58,309
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	40,094	25,722	24,145	53,542	53,366
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	22,890	21,503	64,426	78,212	89,879
従業員数 (名)	9,351	10,744	10,988	11,216	11,536

- (注) 1 当社は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(以下、「米国会計基準」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。
- 2 営業収益には消費税等は含まれておりません。
- 3 第16期より米国財務会計基準審議会基準編纂書810「連結」を適用しております。これに伴い、連結財務諸表における非支配持分に係る表示を変更し、過年度の連結財務諸表を組替再表示しております。
- 4 自己資本比率及び自己資本利益率については、小数点第2位を四捨五入して記載しております。
- 5 自己資本利益率については、当社株主帰属資本の期首期末平均により算出しております。
- 6 従業員数には、連結子会社以外への出向者を含めておりません。契約社員及び派遣社員の当連結会計年度末の雇用人数を含めて記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2007年12月	2008年12月	2009年12月	2010年12月	2011年12月
売上高 (百万円)	107,807	117,933	130,700	157,358	160,354
経常利益 (百万円)	8,656	10,477	12,568	14,583	20,530
当期純利益 (百万円)	6,327	6,982	8,452	9,042	17,912
資本金 (百万円)	116,734	117,162	117,242	117,550	117,550
発行済株式総数 (千株)	6,927	6,938	6,940	6,948	6,948
純資産額 (百万円)	246,458	250,404	253,882	260,717	266,589
総資産額 (百万円)	427,146	439,479	501,132	443,784	430,793
1株当たり純資産額 (円)	35,991.30	36,505.18	36,991.88	37,631.08	38,478.77
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	750.00 (500.00)	980.00 (490.00)	1,500.00 (600.00)	1,800.00 (900.00)
1株当たり当期純利益 (円)	962.71	1,018.59	1,232.17	1,309.01	2,586.78
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	959.72	1,017.73	1,231.90	1,307.69	2,585.77
自己資本比率 (%)	57.7	57.0	50.6	58.7	61.9
自己資本利益率 (%)	2.9	2.8	3.4	3.5	6.8
株価収益率 (倍)	98.9	91.9	74.8	65.2	30.2
配当性向 (%)	—	18.4	22.1	27.5	33.4
従業員数 (名)	2,352	2,453	3,326	4,372	4,542

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 自己資本比率及び自己資本利益率については、小数点第2位を四捨五入して記載しております。

3 自己資本利益率については、純資産額の期首期末平均により算出しております。

4 第15期の中間配当より、配当を実施しております。

5 当社は、配当を連結業績に基づき検討しているため、配当性向は、当社が指標としている連結ベースの数値を記載しております。

6 従業員数には、他社への出向者を含めておりません。契約社員及び派遣社員の当事業年度末の雇用人数を含めて記載しております。

2 【沿革】

- 1995年 1月 住友商事(株)とTele-Communications International, Inc.(現Liberty Global Inc.)の合併で(株)ジュピターテレコム設立。
- 1995年 3月 杉並ケーブルテレビ(株)、(株)ケーブルテレビネリマ、(株)シティケーブルビジョン府中、(株)小金井市民テレビの株式を住友商事(株)から取得し、ケーブルテレビサービスを開始(1999年、合併により(株)ジェイコム東京となる)。
- 1996年12月 決算期を3月から12月に変更。
- 1997年 2月 関西地区の統括会社として(株)ジュピター関西設立(1999年1月、(株)ジェイコム関西に商号変更)。
- 1997年 7月 電話サービスを開始。
- 1998年 4月 関西マルチメディアサービス(株)へ出資(2011年4月、(株)テクノロジーネットワークスに吸収合併)。
- 1999年 1月 高速インターネット接続サービスを開始。
- 1999年 9月 アットホームジャパン(株)へ出資(2009年1月、(株)テクノロジーネットワークスに吸収合併)。
- 2000年 9月 株式交換により(株)タイタス・コミュニケーションズ(2011年10月、(株)ジェイコムイーストに商号変更)を統合、同社発行済全株式を取得。
- 2004年 7月 (株)ケーブルシステム(2009年1月、(株)テクノロジーネットワークスに商号変更)の株式を取得。
- 2005年 3月 ジャスダック証券取引所に上場。
- 2006年 9月 ケーブルウエスト(株)を子会社化。
- 2007年 9月 (株)ジュピターTVを吸収合併。同時に同社の番組供給事業会社を子会社化し、番組供給事業を開始。
- 2008年 1月 (株)ジェイコム関西が、ケーブルウエスト(株)を吸収合併し、(株)ジェイコムウエストに商号変更。
- 2008年12月 (株)メディアッティ・コミュニケーションズの全株式を取得し子会社化(2009年4月、当社に吸収合併)。
- 2009年10月 (株)ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング(2011年10月、(株)ジェイ・スポーツに商号変更)の株式を取得し子会社化。
- 2010年 4月 ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所(JASDAQ市場)に株式を上場。
- 2010年10月 大阪証券取引所ヘラクレス市場、同取引所JASDAQ市場及び同取引所NEO市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に株式を上場。

3 【事業の内容】

(1) 概況

当社はケーブルテレビ事業会社及び番組供給事業会社を統括し、運営する会社であります。

ケーブルテレビ事業においては、ケーブルテレビ事業会社に出資し、事業を統括・運営しております。連結子会社であるケーブルテレビ事業会社に事業ノウハウを提供することで事業効率を改善し、資機材や番組を一括購入することで価格交渉を有利に進めるほか、当社の資金力を活かし各ケーブルテレビ事業会社単独では困難な設備投資等を行っております。

番組供給事業においても、出資した番組供給事業会社、放送免許事業会社の事業を統括・運営しております。これらの番組供給関連事業会社は、連結子会社を中心としたケーブルテレビ事業会社及びその他のプラットフォーム事業者へ番組の供給・配信を行っております。番組購入、制作、編成から、番組供給、当社グループのケーブルテレビサービス利用者への配信までのサービスを一貫して当社が運営することで、当社グループのサービス利用者のニーズをダイレクトに番組制作、編成に反映して提供することが可能となっております。

また、インターネットプロバイダー事業及びケーブルテレビ関連システムの設備工事会社、金融事業会社にも出資、運営を行っております。

(2) ケーブルテレビ事業

当社グループはケーブルテレビ、高速インターネット接続及び電話サービスを「J:COM」ブランドで提供しております(注1)。これらのサービスは当社グループのネットワーク(注2)を基盤に、関東、関西及び九州の3つの主要都市圏の他、札幌、仙台で、ケーブルテレビ子会社を通じて行っております。当連結会計年度末現在、当社グループのサービス提供が可能な世帯数(以下、「ホームパス世帯数」という。)は、13,620千世帯となっており、総加入世帯数(少なくともひとつのサービスに加入している世帯数)は、3,657千世帯となっております。また、サービス毎の世帯数は、ケーブルテレビサービスについては2,875千世帯、高速インターネット接続サービスについては1,826千世帯、電話サービスについては2,216千世帯となっております。

(注) 1 横浜ケーブルビジョン(株)は、「J:COM」ブランドでのサービス提供をしておりません。

2 詳細については、以下 当社グループのネットワークをご参照ください。

当連結会計年度末現在のケーブルテレビ子会社の配置は以下のとおりであります。(但し、各地域の全域でサービスを提供していることを示すものではありません。)



当社グループのケーブルテレビサービス

当社グループは、ケーブルテレビ、高速インターネット接続及び電話の3種類のサービスを提供しております。顧客による複数のサービスへの加入を促進するため、当社グループでは、複数のサービスに加入する顧客に対して割引を行い、顧客にメリットを提供しております。

以下にサービス別の概況を記載いたします。これらは当社グループが主として提供している「J:COM TV」、「J:COM NET」及び「J:COM PHONE」についての記載であり、一部の地域では、ここでの記載と異なるサービスを提供している場合もあります。

○ ケーブルテレビサービス(J:COM TV)

ケーブルテレビサービスとは、本来別々のアンテナ、チューナーで受信しなければならない地上波放送、BS放送、CS放送等の様々な放送コンテンツを、一本のケーブル及び一つの端末を通じて一括して顧客に提供するサービスであります。

当連結会計年度末現在、当社グループのケーブルテレビサービスは「J:COM TV デジタル」、「J:COM TV デジタル」のサービス内容を一部簡素化した「J:COM TV デジタル コンパクト」をお客様に提供しております。

「J:COM TV デジタル」では、1台のセットトップボックスで、地上デジタル放送、BSデジタル放送、ケーブルデジタル放送など100チャンネル程度(オプション含む)のチャンネルを提供しております。当社グループでは主にケーブルテレビ事業者向け広域配信ネットワーク事業を展開する日本デジタル配信株式会社(以下、「JDS」という。)の地上光伝送ネットワークを利用して番組供給会社より番組を受信し、当社グループの光ファイバー/同軸ケーブルのハイブリッド型ネットワークを通して、サービスを提供しております。本サービスにおいては、多数のハイビジョン番組を含む地上デジタル放送、BSデジタル放送の他に魅力的な専門チャンネルであるケーブルデジタル放送を、ご家族の方々それぞれがお楽しみいただけるよう各ジャンルの人気チャンネルを厳選してお得な基本パッケージにて提供しております。またハイビジョン化も進めており、当連結会計年度末現在、70チャンネル以上がハイビジョン放送に対応しております。

当社グループではハイビジョン放送も録画可能なハードディスク内蔵型セットトップボックス(以下、「HDR」という。)も提供しております。

当社グループが提供するセットトップボックス及びネットワークは双方向機能を備えているため、ビデオオンデマンド(以下、「VOD」という。)サービスの「J:COM オン デマンド」等の「放送と通信が融合」されたサービスも提供しております。「J:COM オン デマンド」においては最新の洋画・邦画等の番組を視聴するごとに課金される形式のサービスに加え、地域情報・趣味教養等の番組を追加料金なしで視聴できるサービス、さらに有料チャンネルとのパッケージ型サービスである「スター・チャンネル オン デマンド」や「カラオケ オン デマンド」のような月単位で利用制限のない月額利用料制のサービスも提供しており、日本放送協会(NHK)が開始した「NHKオンデマンド」等も配信しております。また、地上デジタル放送・BSデジタル放送とJ:COM NETやJ:COM PHONEなどの通信サービスを組み合わせた「J:COM TV My style」の提供にあわせ、様々なジャンルの「見放題パック」(「WARNERTV/ワーナーTV」、「ムービープラス セレクト」、「ディスカバリー見放題100」等)の提供も実施しております。2011年7月には、スマートフォンやタブレット端末での番組視聴を可能とするマルチスクリーンVODを開始し、お客様が外出先などでもVODの無料コンテンツの一部や番組表を視聴できるようになりました。2012年以降も対象番組の拡大、使い勝手の向上に努めていきます。

衛星放送事業者や通信事業者等他社サービスとの競争力を強化するために、当社グループはハイビジョン番組やマルチスクリーンVODサービスを拡充し、また、番組ラインアップを充実させ、ケーブルテレビサービスの商品内容を強化していく方針であります。

その他、当社グループでは、エリア内において、主に、地上波放送の電波障害地区及び当社グループのサービスに係る設備導入済みの集合住宅のうち、当社グループのケーブルテレビサービスに加入していない世帯に対して再送信サービスを提供しております。当社グループではそれらの世帯に対して行政情報などを取り入れた地域に密着したコミュニティチャンネルを再送信サービスの一部として、提供しております。

○ 高速インターネット接続サービス(J:COM NET)

当社グループは㈱テクノロジーネットワークスをインターネットプロバイダー事業会社として、高速インターネット接続サービスを提供しております。本サービスは、高速インターネット接続、各種基本サービス(メールアドレスの取得、個人用HPなど)及び豊富なコンテンツから成り、当社グループが所有する高速大容量ネットワークと㈱テクノロジーネットワークスが構築するバックボーン回線に直結することにより、安定した高品質なサービスを提供しております。

当連結会計年度末現在、高速インターネット接続サービスは「J:COM NET 1Mコース」、「J:COM NET 12Mコース」、「J:COM NET 40Mコース」、「J:COM NET ウルトラ 160Mコース」で提供しております。また、集合住宅へ光ファイバーを直接引き込み、棟内の同軸網を利用した、最大100Mbpsの超高速インターネット接続サービスを、「J:COM NET 光」として集合住宅向けに提供しております。

インターネット接続サービスに加え、主にファミリーユーザーに満足いただけるように、継続的にISPサービスの拡充に努めてまいりました。現在の基本サービスは、メールアドレスを5つまで追加料金無しで設定可能とし、セキュリティ関連サービスも豊富にそろえ、メールやウェブのウイルススキャンやペアレタルコントロール機能、迷惑メールの受信拒否サービス等となっております。

2010年12月からはモバイルデータ通信として、下り最大40Mbps/上り最大10Mbpsの高速モバイルインターネットサービス(J:COM WiMAX)の提供を開始しております。

○ 電話サービス(J:COM PHONE)

当社グループの電話サービスは東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が提供している固定電話サービスと同等の品質のプライマリ固定電話サービスであります。また、現在ではIP技術を利用し、従来の交換機による電話サービスと同様の品質・サービスを実現するIP電話を導入しております。このIP電話サービスは、一部のインターネットサービスプロバイダーがそのオプションサービスとして提供しているIP電話(050番号)サービスと違い、番号ポータビリティや緊急通報(110番、118番、119番等への通話)に対応した高品質のプライマリIP電話サービスであります。また、2011年4月からは、KDDI株式会社(以下、「KDDI」という。)が提供する固定電話サービス(ケーブルプラス電話)のインフラを利用した、新たなプライマリIP電話サービス(J:COM PHONEプラス)を開始しております。

当連結会計年度末現在の、当社グループにおける各地域のケーブルテレビ、高速インターネット接続及び電話サービスのホームパス世帯数、加入世帯数及び加入率並びに総加入世帯数は以下のとおりであります。

地域別加入世帯数 (2011年12月31日現在)

	ケーブルテレビ			高速インターネット接続			電話			総加入 世帯数
	ホームパス 世帯数	加入 世帯数	加入率 (%) (注) 3	ホームパス 世帯数	加入 世帯数	加入率 (%) (注) 3	ホームパス 世帯数	加入 世帯数	加入率 (%) (注) 3	
札幌	555,800	87,600	15.8	555,800	52,500	9.4	555,800	68,100	12.3	111,800
関東地域	6,714,200	1,590,000	23.7	6,714,200	1,016,600	15.1	6,698,600	1,146,600	17.1	2,005,000
関西地域	5,042,000	958,100	19.0	5,042,000	617,300	12.2	5,037,200	800,200	15.9	1,223,600
九州地域	1,308,100	239,700	18.3	1,308,100	139,800	10.7	1,308,100	201,500	15.4	316,100
合計(注) 1	13,620,100	2,875,400	21.1	13,620,100	1,826,200	13.4	13,599,700	2,216,400	16.3	3,656,500

(注) 1 各地域には、下記の合計を記載しております。

札幌 (1社) : (株)ジェイコム札幌

関東地域(7社) : (株)ジェイコム東京、土浦ケーブルテレビ(株)、(株)ジェイコム千葉、(株)ジェイコム湘南、(株)ジェイコムさいたま、(株)ジェイコムイースト、横浜ケーブルビジョン(株)

関西地域(6社) : (株)ジェイコムウエスト、(株)ケーブルネット神戸芦屋、吹田ケーブルテレビジョン(株)、豊中・池田ケーブルネット(株)、高槻ケーブルネットワーク(株)、東大阪ケーブルテレビ(株)

九州地域(2社) : (株)ジェイコム九州、(株)ケーブルネット下関

2 世帯数は100世帯未満を四捨五入して表記しております。

3 加入率(%) = $\frac{\text{加入世帯数}}{\text{ホームパス世帯数}} \times 100$

4 各サービスの加入世帯数は、当該サービス以外のサービスにも加入している世帯を含めております。

「総加入世帯数」とは、各サービスのうち少なくとも一つのサービスに加入している世帯の総数をいいます。

○ バンドルサービスの提供

当社グループのサービスはそれぞれが競争力の高いサービスであると考えておりますが、顧客に複数のサービスを提供すること(以下、「バンドルサービス」という。)で、より大きな付加価値を提供できるものと考えております。当連結会計年度末現在の一例としましては、(株)ジェイコム東京では、ケーブルテレビサービス「J:COM TV デジタル」、高速インターネット接続サービス「J:COM NET 40Mコース」、電話サービス「J:COM PHONE」を全て提供する場合の基本月額サービス料は10,910円(税込)であり、それぞれを個別に提供した場合の合計額に対して約12%の割引となっております。同様に、「J:COM TV デジタル」と「J:COM PHONE」の場合は5,996円(税込、約10%の割引)、「J:COM TV デジタル」と「J:COM NET 40Mコース」の場合は10,185円(税込、約7%の割引)となります。

次の表は、当社グループの総加入世帯数、RGU(収益獲得単位数)合計、加入世帯当たりRGU(バンドル率)、利用サービス毎の加入世帯の割合、加入世帯当たり月次収益及び平均月次解約率の推移を表しております。

(当社グループのオペレーションの状況 - 合計)

	2008年12月31日 現在又は 2008年度(注) 5	2009年12月31日 現在又は 2009年度	2010年12月31日 現在又は 2010年度	2011年12月31日 現在又は 2011年度
総加入世帯数 (注) 1	3,167,400	3,274,800	3,426,100	3,656,500
RGU合計 (注) 1、2	5,613,600	5,946,600	6,357,600	6,918,000
加入世帯当たりRGU (注) 2	1.77	1.82	1.86	1.89
利用サービス毎の加入世帯の割合(%) (総加入世帯比)				
ケーブルテレビのみ	32.8	30.5	28.3	26.0
高速インターネット接続のみ	7.7	7.1	6.9	6.5
電話のみ	7.0	7.6	8.2	8.7
ケーブルテレビ及び 高速インターネット接続	10.0	8.6	7.3	6.9
ケーブルテレビ及び電話	13.3	13.5	14.0	15.3
高速インターネット接続 及び電話	4.6	5.9	6.3	6.1
3 サービス全て	24.7	26.8	29.0	30.5
加入世帯当たり月次収益(円) (注) 3	7,789	7,726	7,680	7,499
平均月次解約率(%) (注) 4				
ケーブルテレビ	1.0	1.1	1.2	1.0
高速インターネット接続	1.2	1.2	1.2	1.2
電話	0.7	0.8	0.9	0.8

(注) 1 「総加入世帯数」及び「RGU合計」は、100世帯未満を四捨五入して表記しております。

2 「RGU合計」とは、ケーブルテレビ、高速インターネット接続及び電話の3サービスの合計提供数をいい、1加入世帯当たりの平均サービス提供数を「加入世帯当たりRGU」(バンドル率)といいます。

3 「加入世帯当たり月次収益」は、利用料収入及びその他の営業収益に含まれる様々な手数料、その他収入を含んでおり、年間平均であります。

4 平均月次解約率 = 当該期間中の解約数 ÷ 当該期間中の加重平均加入世帯数 ÷ 当該期間の月数

5 2008年12月25日に連結子会社となったメディアッティグループの数値は、加入世帯当たり月次収益及び平均月次解約率には含まれておりません。

当社グループのネットワーク

当社グループのネットワークは、各運営会社(注)内におけるローカルネットワーク、関東、関西及び九州の各地域内で各運営会社を接続した地域内ネットワーク、並びに関東、関西及び九州における各地域内ネットワーク及び札幌、仙台と関東地域内ネットワークを接続した地域間ネットワークの3つのネットワーク網から構成されております。

ローカルネットワークは、ヘッドエンドと呼ばれるセンター設備(デジタル放送設備、デジアナ変換設備、高速インターネット接続・電話サービスに係るCMTS(Cable Modem Termination System)やHDT(Host Digital Terminal)といったセンターモデム及びHE制御装置等)から顧客宅まで光同軸ハイブリッド(HFC - Hybrid Fiber Coaxial)方式の構造にて構成されております。光同軸ハイブリッド方式の特徴は、対象世帯約200から2,400世帯程度に1台の割合でノードを設置し、ヘッドエンドからノード間は光ファイバーケーブルにて、ノードから顧客宅間は同軸ケーブルにて接続されている点にあります。そのため、この各ノードの収容世帯数を変更することにより、将来の加入世帯数の増加等に伴う顧客当たりの伝送容量の拡大にも比較的低コストで対応できる構造となっております。また、ヘッドエンドからノードまでは光ファイバーケーブルが使用されているため、ノードから顧客宅まで新たに光ファイバーケーブルを延伸することで、将来FTTHサービスを提供できる柔軟性も備えております。当社グループのローカルネットワークにおける、ほぼ全ての光ファイバーケーブル及び同軸ケーブルは、NTTグループ及び地域電力会社から賃借する電柱に設置されております。このように地上にネットワークの基盤を有することにより、急速にネットワークを拡張しホームパス世帯数を増加させることが、地中にケーブルがある場合と比較して低いコストで可能となります。また、必要な場合にはメンテナンスも容易に行うことができます。ローカルネットワークの光ファイバーケーブルは、自社所有しているものと、ダークファイバーケーブル(未使用光ファイバーケーブル)を他の通信事業者等からリースしているものがあります。

地域内ネットワークは、関東、関西及び九州の各地域においてマスターヘッドエンド(デジタル放送送信受信設備やVOD設備など地域毎に共通で使用する設備)と各運営会社のヘッドエンドを自社所有の伝送装置を用いて光ファイバーケーブルで接続し構成されております。この光ファイバーケーブルはローカルネットワークと同様に自社所有しているものと、ダークファイバーケーブルを他の通信事業者等からリースしているものがあります。

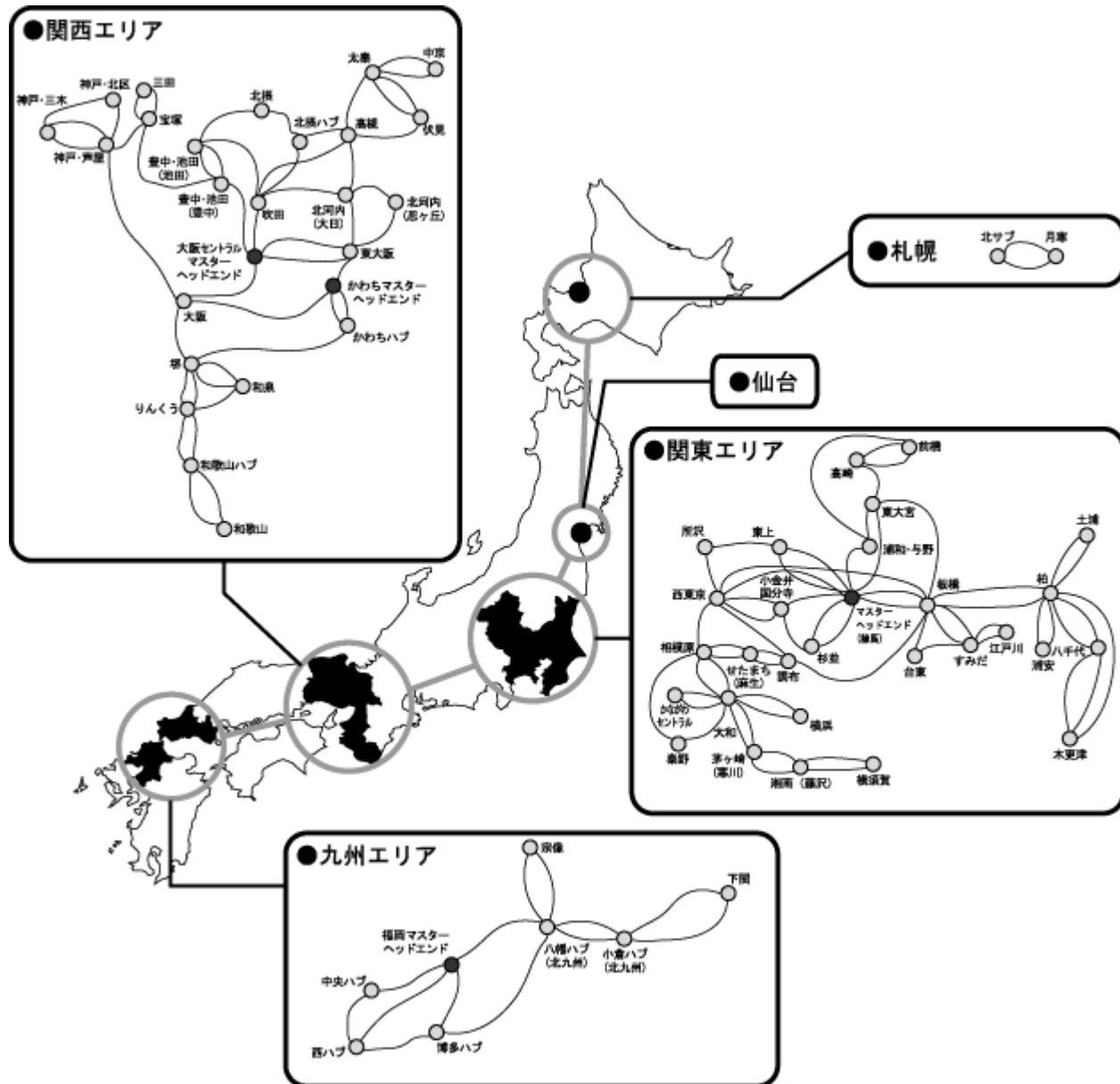
地域間ネットワークは、各地域内ネットワークにあるマスターヘッドエンド(札幌、仙台においてはローカルネットワークのヘッドエンド)を接続し構成されております。現在、関東、関西、九州、札幌及び仙台的各地域間における地域間ネットワークは、高速インターネット接続サービス及び電話サービスの提供において、他の通信事業者の通信回線をリースして相互接続しております。関東地域と札幌、仙台間においては高速インターネット接続サービス及び電話サービスが接続されているほか、関東地域のマスターヘッドエンドと札幌、仙台のヘッドエンドとの間を接続し、ケーブルデジタル放送の長距離デジタル伝送を行っております。

関東、関西及び九州の地域間におけるケーブルテレビサービスの提供においては、JDSが提供している東京、大阪、福岡の全国光伝送ネットワークを利用し、安定した映像伝送を行っております。当社グループでは、従来、ケーブルテレビのデジタル映像伝送の多くを衛星放送事業者に依存しておりましたが、ケーブルテレビで流せるコンテンツが衛星放送事業者と同一であること及び天候が悪いと画像が乱れる「降雨減衰」が起こることなどの課題を、衛星から地上ネットワークへ切り替えることにより解決し、さらにはケーブルテレビ独自番組の配信など、ケーブルテレビ業界が提供するサービスの強化や競合他社との差別化を図ることが可能となりました。

(注)「運営会社」とは、全般的な経営指導サービス契約を締結し、当社が経営指導するケーブルテレビ子会社であります。詳細については、以下 運営方式をご参照ください。

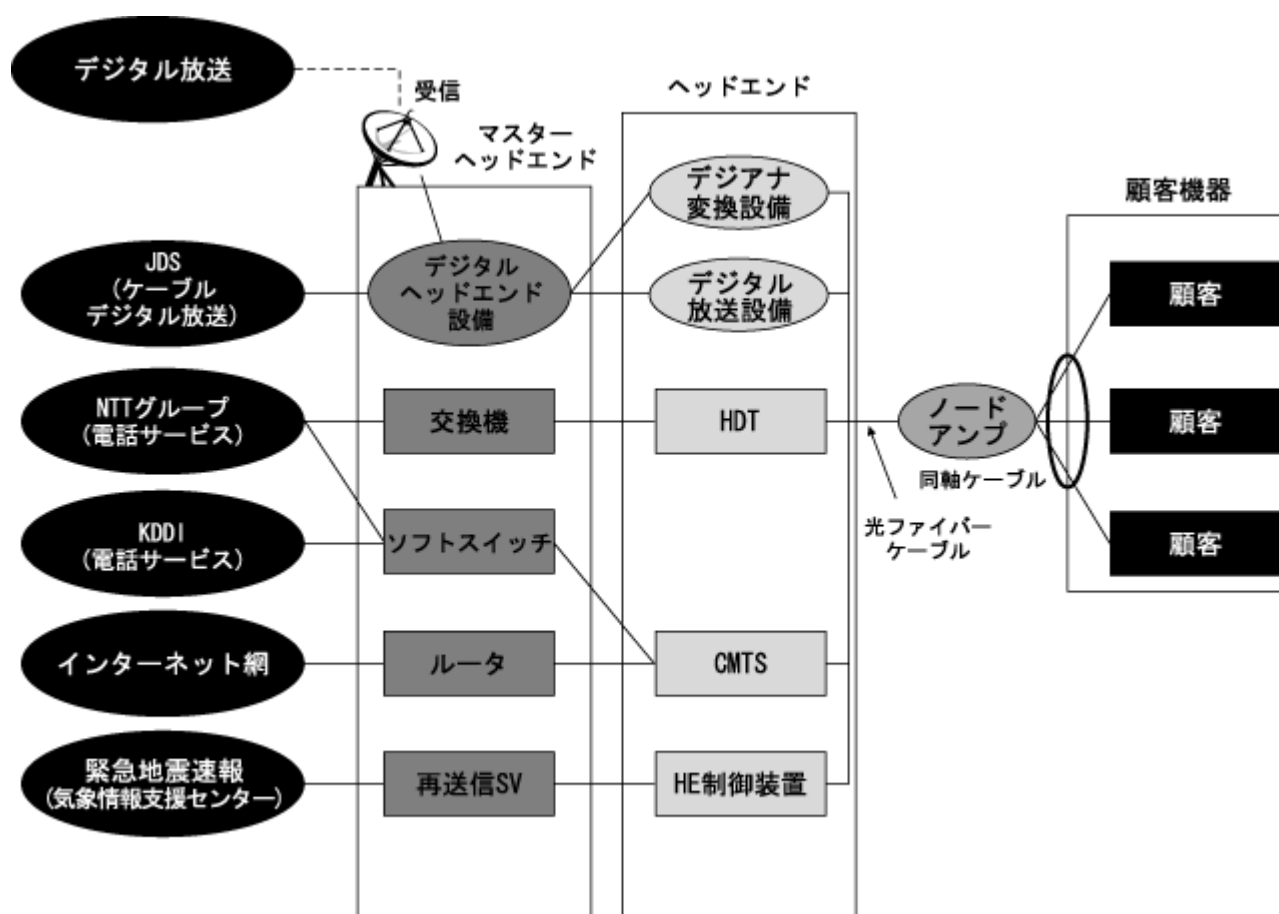
当社グループのネットワーク

―地域内ネットワーク及び地域間ネットワーク―



(注) 地図中の色の濃い部分は、運営会社の所在する地域を示すものであり、示された各地域の全域でサービスを行っているわけではありません。また地名は当社で使用している通称名であり、必ずしも正式な地方自治体の名称には対応いたしません。

—センター設備(ヘッドエンド及びマスターヘッドエンド)—



運営方式

当社は、統括運営会社(Multiple System Operator、以下、「MSO」という。)としてケーブルテレビ子会社(横浜ケーブルビジョン㈱を除く)と全般的な経営指導サービス契約(以下、「MSO契約」という。)を締結し、運営を行っております。当社は、運営会社に対し、経験を積んだスタッフ(各運営会社の社長を含む)の派遣(兼任又は出向)、運営・管理サービス、営業研修、番組編成及び機器調達の支援や、その他の経営指導サービスを提供しております。また、当社では、運営会社に対し、当社の標準仕様に基づくローカルネットワークを構築することを求めており、ネットワーク拡張に関する設計・構築に係る専門知識を提供しております。当社による運営会社の監督と運営会社による自社の業務の運営を容易にするため、運営会社はそれぞれ、営業、顧客管理及び技術サービス、カスタマーセンター、料金の請求・徴収を支援するための当社の統合基幹顧客管理システムを利用しております。当社グループのサービスを顧客に提供するために必要な許認可等は運営会社が取得しており、全ての運営会社が「J:COMグループ」としてサービスを提供しているほか、運営会社は営業、解約防止や債権・機器回収などの業務を担当しております。

(3) 番組供給事業

我が国の有料多チャンネル市場は、多数のケーブルテレビ事業者、衛星放送事業者、IPTV(Internet Protocol Television(注1))事業者など異なるインフラによる事業者の参加により、高度に複雑化しております。現在、ケーブルテレビサービスは約27,320千世帯(注2)に普及しておりますが、これらの大部分は電波障害等で放送信号が受信できないため再送信サービスを必要とする世帯であり、再送信を主たるサービスとする事業者から配信を受けております。一方で、送信帯域を確保できる高度な設備を保有しているケーブルテレビ事業者のサービス提供世帯として、当社グループが有料多チャンネルサービスを提供可能な世帯数は、当連結会計年度末現在約6,550千世帯(注3)であります。また、スカパーJSAT株式会社が運営する通信衛星設備・プラットフォームにおけるサービス、ブロードバンド市場におけるIPTVの配信世帯数も増加しております。

当社グループの番組供給事業子会社5社、関連会社及び出資先の会社は、これらのケーブルテレビ事業者、衛星放送事業者、IPTV事業者を通じて、視聴者へ有料テレビサービスを提供しております。

当社グループの番組供給事業会社が運営するチャンネルには、スポーツ専門チャンネルである「J SPORTS 1」、「J SPORTS 2」、「J SPORTS 3」、「J SPORTS 4」、洋画専門チャンネルである「ムービープラス」、ゴルフ専門チャンネルである「ゴルフネットワーク」、女性向け総合エンターテインメントチャンネルである「女性チャンネル」LaLa TV」、映像を活用した販売促進ソリューションである「アクトオンTV」、シニア層向けの番組を中心に編成する「チャンネル銀河」がございます。また上記に加え、「ディスカバリーチャンネル」、「アニマルプラネット」、「AXN」を運営する番組供給事業会社への出資も行っております。現在、スポーツ専門チャンネル(「J SPORTS 1」、「J SPORTS 2」、「J SPORTS 3」及び「J SPORTS 4」)の合計約7,490千世帯(注3)を筆頭に、2008年4月に放送を開始した「チャンネル銀河」においても約4,070千世帯(注3)において視聴されております。

当社はこれらの番組供給事業会社に対して、ケーブルテレビ会社向けの番組販売及び広告の営業活動、バックオフィス業務等の支援サービスを提供しております。

また、当社の連結子会社である㈱ジェイ・スポーツが運営するスポーツ専門チャンネルは、2011年10月及び2012年3月よりそれぞれ2チャンネルずつ新BSデジタル放送を開始いたしました。

今後、当社グループはBS放送という新たなプラットフォームに優良なコンテンツを積極的に提供することにより、有料多チャンネルサービスの認知度をさらに向上させ、視聴者層の拡大と共に、有料多チャンネル市場の拡大に貢献してまいります。

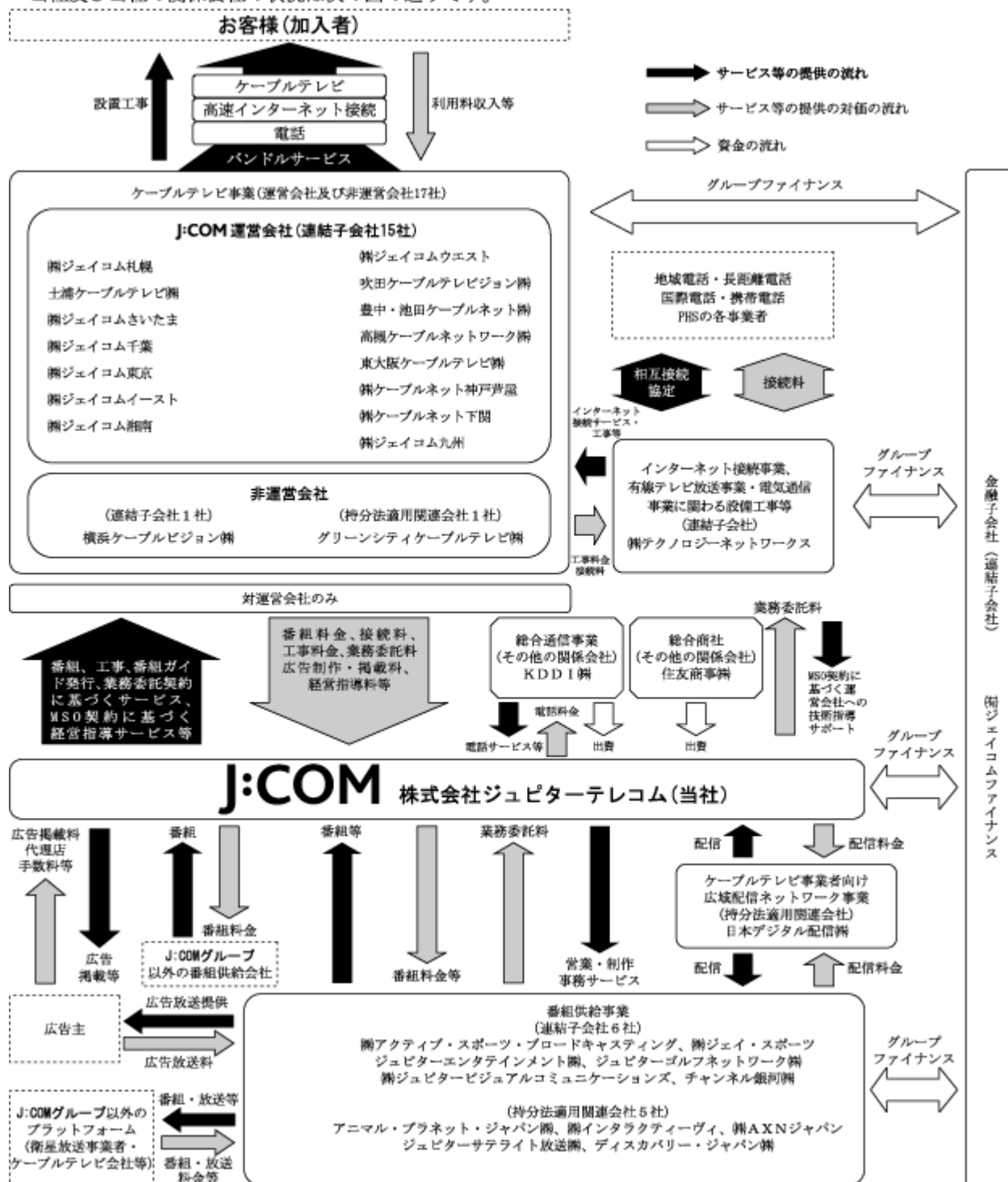
(注) 1 インターネットのIP技術を利用してテレビ映像を配信するサービス

2 2011年9月末時点のケーブルテレビ加入世帯数

3 2011年11月末時点の視聴可能世帯数

< 系統図 > (2011年12月31日現在)

当社及び当社の関係会社の状況は次の図の通りです。



・上記の他、持分法適用関連会社としてオープンワイヤレスプラットフォーム合同会社を所有しております。

・一部の連結子会社のエリア及び非運営会社において提供されるサービス及びバンドルサービスは、J:COMブランドのサービスとは内容が異なるものがあります。

4 【関係会社の状況】

(2011年12月31日現在)

(2011年12月31日現在)

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (注) 1 (%)	関係内容				摘要
					役員の兼任等(人)		資金 援助 (注) 2	MSO 契約 (注) 3	
					当社 役員	当社 職員			
(連結子会社)									
(株)ジェイコムウエスト	大阪市中央区	15,500	ケーブルテレビ事業	91.10	1	7	有	有	特定 子会社 (注) 4
(株)ジェイコムイースト	東京都千代田区	15,057	ケーブルテレビ事業	100.00	—	11	有	有	特定 子会社 (注) 4
(株)ジェイコム札幌	札幌市豊平区	8,800	ケーブルテレビ事業	88.34	—	5	有	有	
(株)ジェイコム東京	東京都練馬区	7,524	ケーブルテレビ事業	95.94	—	5	有	有	(注) 4
(株)ジェイコム湘南	神奈川県横須賀市	5,772	ケーブルテレビ事業	82.89	—	8	有	有	
(株)ジェイ・スポーツ	東京都江東区	3,834	番組供給事業	80.49	1	5	無	無	
(株)ジェイコム千葉	千葉県浦安市	3,395	ケーブルテレビ事業	74.72	—	6	有	有	
(株)ケーブルネット神戸芦屋	神戸市東灘区	2,900	ケーブルテレビ事業	81.68	1	4	有	有	
(株)ジェイコム九州	福岡市中央区	2,447	ケーブルテレビ事業	79.50	1	5	有	有	
吹田ケーブルテレビジョン(株)	大阪府吹田市	2,105	ケーブルテレビ事業	92.39 (92.39)	1	3	有	有	(注) 1
高槻ケーブルネットワーク(株)	大阪府高槻市	1,828	ケーブルテレビ事業	95.51 (95.51)	1	4	無	有	(注) 1
ジュピターエンタテインメント(株)	東京都千代田区	1,788	番組供給事業	100.00	1	6	無	無	
ジュピターゴルフネットワーク(株)	東京都千代田区	1,700	番組供給事業	89.41	1	5	無	無	
(株)ジェイコムさいたま	埼玉県さいたま市	1,600	ケーブルテレビ事業	88.59	2	3	有	有	
東大阪ケーブルテレビ(株)	大阪府東大阪市	1,560	ケーブルテレビ事業	96.15 (96.15)	1	4	有	有	(注) 1
土浦ケーブルテレビ(株)	茨城県土浦市	1,500	ケーブルテレビ事業	71.60	—	7	有	有	
豊中・池田ケーブルネット(株)	大阪府豊中市	1,500	ケーブルテレビ事業	91.42 (91.42)	1	4	有	有	(注) 1
(株)ケーブルネット下関	山口県下関市	1,000	ケーブルテレビ事業	63.41	—	4	有	有	
(株)テクノロジーネットワークス	東京都千代田区	490	設備工事、システム設計、インターネット事業	100.00	—	5	無	無	特定 子会社
横浜ケーブルビジョン(株)	横浜市西区	320	ケーブルテレビ事業	51.00	2	2	有	無	
(株)ジュピタービジュアルコミュニケーションズ	東京都千代田区	300	番組供給事業	90.00	1	3	無	無	
チャンネル銀河(株)	東京都千代田区	200	番組供給事業	76.00	1	4	有	無	
(株)アクティブ・スポーツ・ブロードキャスティング	東京都江東区	25	委託放送事業	64.00 (64.00)	—	2	無	無	(注) 1
(有)ジェイコムファイナンス	東京都千代田区	3	金融事業	100.00	—	1	有	無	

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (注) 1 (%)	関係内容				摘要
					役員の兼任等(人)		資金 援助 (注) 2	MSO 契約 (注) 3	
					当社 役員	当社 職員			
(持分法適用関連会社)									
日本デジタル配信(株)	東京都渋谷区	2,250	デジタル放送信号伝送事業	30.50 (9.18)	2	1	無	無	(注) 1
グリーンシティーケーブルテレビ(株)	名古屋市守山区	1,000	ケーブルテレビ事業	20.00	—	1	無	無	
ディスカバリー・ジャパン(株)	東京都千代田区	110	番組供給事業	50.00	2	2	無	無	(注) 6
アニマル・プラネット・ジャパン(株)	東京都千代田区	108	番組供給事業	50.00	2	3	無	無	(注) 6
(株)インタラクティブィ	東京都千代田区	100	委託放送事業	32.50	—	3	無	無	
オープンワイヤレスプラットフォーム(同)	神奈川県藤沢市	93	通信事業	32.22	—	—	無	無	
ジュビターサテライト放送(株)	東京都千代田区	60	委託放送事業	50.00	1	3	無	無	
(株)A X N ジャパン	東京都港区	10	番組供給事業	35.00	1	2	有	無	
(その他の関係会社)									
住友商事(株)	東京都中央区	219,279	総合商社	40.11	—	—	無	無	(注) 5
K D D I (株)	東京都新宿区	141,851	固定通信事業 移動通信事業	30.81	—	—	無	無	(注) 5

(注) 1 「議決権の所有割合又は被所有割合」欄の()は内数で間接所有割合であります。また議決権比率は自己株式を除いて算出し、表示単位未満は切り捨てて表示しております。

- 2 「資金援助」の「有」は、当社の直接貸付による他、(有)ジェイコムファイナンス経由の資金援助等を示しております。
- 3 MSO契約に関しては、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。
- 4 ㈱ジェイコムウエスト、㈱ジェイコムイースト及び㈱ジェイコム東京については、個社の売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等(日本会計基準)

㈱ジェイコムウエスト	売上高	76,910 百万円
	経常利益	8,757
	当期純利益	3,996
	純資産額	63,368
	総資産額	92,443
㈱ジェイコムイースト	売上高	71,550 百万円
	経常利益	8,641
	当期純利益	4,597
	純資産額	49,393
	総資産額	97,664
㈱ジェイコム東京	売上高	40,296 百万円
	経常利益	6,014
	当期純利益	3,340
	純資産額	31,026
	総資産額	43,020

- 5 関係会社のうち住友商事株式会社(以下、「住友商事」という。)及びKDDIは、有価証券報告書を提出しております。
- 6 2012年1月1日付で、持分法適用関連会社のディスカバリー・ジャパン㈱が同じく持分法適用関連会社のアニマル・プラネット・ジャパン㈱を吸収合併しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2011年12月31日現在)

正社員数	契約社員数	派遣社員数	従業員数計
5,582名	3,464名	2,490名	11,536名

(2) 提出会社の状況

(2011年12月31日現在)

正社員数	契約社員数	派遣社員数	従業員数計	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
2,120名	1,199名	1,223名	4,542名	36.1歳	7.6年	6,740千円

- (注) 1 他社へ出向中の従業員を除き、社外からの出向者を含めた就業人員数を記載しております。
2 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、社外からの受入出向者を除き、連結会社へ出向している者を含む正社員についての2011年12月末の数値を算出しております。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、労働組合が結成されており、ジェイコムグループ労働組合と称しております。労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、2011年3月に発生した東日本大震災やその後の電力供給の逼迫等による落ち込みから回復しつつあるものの、欧州経済の不透明感や円相場の高止まり等を受け依然として厳しく、先行きに対しては慎重な見方が広がっております。

当社を取り巻く環境は、2011年7月の「地デジ化」によりアナログ放送が終了し、2011年10月には新BSデジタル放送が開始する等、名実共に新たなデジタル時代の幕が開きました。一方でスマートフォンやタブレット端末が本格的に普及し始め、放送・通信サービスはますます多様化しております。消費者の利用スタイルの変化、ニーズの分散化等が進み、放送・通信サービスはより取捨選択されることとなり、他事業者との競合が一層激化しております。

こうしたなか、当社グループは、お客様基盤の拡大を最重要課題と位置付け、戦略商品の拡充・拡販を軸に、各種施策を実施すると共に、お客様との関係深化に取り組みました。また、KDDIとのアライアンスでは、「通信事業・商品提携」分野を中心に事業提携の施策を強化並びに拡大いたしました。

ケーブルテレビ事業

a. お客様基盤の拡大

戦略商品である「J:COM TV My style」を活用し、地デジ化需要の獲得を推進いたしました。「J:COM TV My style」は、手軽に地デジ化対策ができる戦略的な商品であると共に、「見たいときに、見たい番組を楽しみたい」といった視聴スタイルの変化等の多様化するお客様のニーズに対応したサービスであります。テレビCMを放映する等して拡販を図った結果、「J:COM TV My style」の加入世帯数は、当連結会計年度において178千世帯増加し、累計247千世帯となりました。

また、当社グループのサービスエリア内の約1,440千世帯の未接続難視共聴世帯(注1)の取り込みを行うために、施設管理者との交渉に注力いたしました。この結果、当社グループが提供する地上波放送の再送信サービスの利用が可能となった世帯数は、当連結会計年度末において累計約1,130千世帯となりました。同時に、これらの世帯に対し有料サービスへの加入を促進し、当連結会計年度において43千RGU(注2)を獲得いたしました。

(注) 1 ビルや送電線等の陰になることで電波障害が生じ、テレビ放送を視聴するためには地上波放送の電波を共同受信する施設(難視共聴施設)から電波を分配受信する必要がある世帯。(未接続とは、当社グループのネットワークに接続していないことを意味しております。)

2 Revenue Generating Unitの略称。ケーブルテレビサービス、高速インターネット接続サービス及び電話サービスの合計提供数。

地デジ化後の新規加入世帯の獲得を目的として、お客様のニーズに即した幅広い商品ラインアップを誇る高速インターネット接続サービス「J:COM NET」を軸とした商品の強化・拡販を図りました。2011年7月より、集合住宅向けの一括契約プランに「J:COM NET」を無料で利用できるプランを追加し、2011年9月より、関西及び九州エリアの戸建住宅向けに、従来集合住宅向けに提供していた高速インターネット接続サービスと電話サービスのパッケージ商品を「J:COM NET パック」として、販売を開始いたしました。また、2011年10月には、従来、関西エリアで「J:COM NET」のISPサービスブランドとしてお客様に親しまれ、抜群の知名度を誇る「ZAQ(ザック)」を全国展開すると共に、ZAQのサービスキャラクターである「ざっくう」を「J:COM NET」のキャラクターとして起用しております。

ケーブルテレビサービスでは、当社の強みである多チャンネルサービスの競争力の強化を図りました。2011年8月より、多チャンネルサービス「J:COM TV デジタル」とKDDIのプラットフォームを利用した電話サービス「J:COM PHONE プラス」のパッケージ商品「お得プランミニ」の販売を開始し、また競合がとりわけ激しい関西エリアにおいて、「J:COM TV My style」の価格体系を改定し、マーケティング力の強化を図りました。

b. お客様との関係深化

加入後のアフターフォローを徹底し、カスタマーセンターの受電態勢を強化する等、きめ細やかなカスタマーサポートに注力いたしました。また、長期間にわたる継続利用を目的としたパッケージ商品(長期契約商品)への加入を促進いたしました。

ケーブルテレビサービス、高速インターネット接続サービス及び電話サービスのいずれかに加入しているお客様の世帯数(総加入世帯数)に占める長期契約商品の加入世帯数の割合は、前連結会計年度末と比較して11ポイント増加し、26%となりました。これらの取り組みを通じて、お客様満足度の向上に努めたこと等により、当連結会計年度のRGU当たりの平均月次解約率は前連結会計年度の1.11%から0.97%へと大幅に減少いたしました。

高付加価値サービスの利用促進を目的として、株式会社電通と共同でVODサービスにおいて新たな広告モデル「CM割」を開発し、トライアルを実施いたしました。「CM割」は、お客様がVODサービスの視聴にあたりCMを視聴すると、広告主が番組視聴料金の一部を負担する広告モデルであります。また、地上波放送局との連携により、「怪盗ロワイヤル」(株式会社TBSテレビ制作・著作)等の連続ドラマを本放送よりも早くVODサービスで独占配信する取り組みを行いました。これらの結果、当連結会計年度のVODサービスの購入タイトル数は、前年同期比34%増の12,679千タイトルとなりました。

当連結会計年度は、お客様の趣味嗜好やライフスタイルに合わせて、いつでも、どこでも、どんな端末でもテレビを楽しめる「TV Everywhere」型サービスの実現に取り組んでまいりました。2011年7月より、スマートフォンやタブレット端末向けのアプリケーション「J:COM アプリ」の無料提供を開始し、これにより、当社のVODサービスの無料コンテンツや番組表をスマートフォンやタブレット端末で楽しむことになりました。今後は、加入者向けの認証システムを導入し、スマートフォンやタブレット端末、PC上でVODサービスの有料コンテンツの視聴が可能となる一層利便性の高いサービスの提供を予定しております。

c. KDDIとのアライアンス

「通信事業・商品提携」分野を中心に事業提携の施策を拡大いたしました。

「J:COM PHONE プラス」やKDDIの持分法適用関連会社であるUQコミュニケーションズ株式会社より導入した高速モバイルインターネットサービス「J:COM WiMAX」の加入世帯数の獲得に注力いたしました。この結果、「J:COM PHONE プラス」と「J:COM WiMAX」の加入世帯数は、当連結会計年度末において累計360千世帯、9千世帯となりました。

また、「販売協力」分野においては、当社グループのサービスとKDDIのau携帯電話サービスのクロスセル・プロモーションにおいて、当連結会計年度のRGU獲得数は11千RGUとなりました。

d. ケーブルテレビ会社の買収

2011年10月に、当社と東京急行電鉄株式会社(以下、「東京急行電鉄」という。)は、相鉄ホールディングス株式会社が保有する横浜ケーブルビジョン株式会社の全発行済株式のうち、当社が51%を、東京急行電鉄が49%を取得し、横浜ケーブルビジョン株式会社は当社の連結子会社となりました。

当社グループと、鉄道事業並びに「街づくり」を事業の根幹に置いている東京急行電鉄が共に協力することにより、ケーブルテレビサービスをベースとする新たな生活支援サービスを開発・展開することを企図しております。これにより、両社の経営資源やノウハウを活用し、ケーブルテレビ事業を地域社会における生活サービスメディアとして進化させていくことを目指し、相互連携の検討を進めてまいります。

番組供給事業

2010年10月に開始された新BSデジタル放送において、スポーツ専門チャンネルを運営する(株)ジェイ・スポーツが、「J SPORTS 1」と「J SPORTS 2」の放送を開始いたしました。また、「J SPORTS 3」と「J SPORTS 4」は2012年3月にBS放送に移行する予定であります。これにより、当社グループは、BS放送という新たなプラットフォームを通じて、視聴者にコンテンツの魅力を最大限に訴求し、(株)ジェイ・スポーツの視聴契約世帯数の増加と共に、多チャンネル市場の拡大を図っていきます。

チャンネルの質の向上及び差別化の推進を目的に、ジュピターエンターテインメント(株)が運営するチャンネル「LaLa TV」をリブランディングし、「女性チャンネル」LaLa TV」として女性のニーズに一層フォーカスした包括的な番組編成を行っております。

また、2011年11月には、ゴルフ専門チャンネル「ゴルフネットワーク」を運営するジュピターゴルフネットワーク(株)が米国ゴルフチャンネル社との間で2012年4月以降のライセンス及び配信契約を締結いたしました。これにより、ゴルフネットワーク(株)は、国内で唯一のゴルフ専門チャンネルとなり、番組ラインアップの大幅な強化・拡充を図ってまいります。

以上の取組みを通じて、当連結会計年度末の当社グループの総加入世帯数は、前年同期末比230千世帯(6.7%)増加し、3,657千世帯となりました。サービス別では、ケーブルテレビサービスの加入世帯数は前年同期末比184千世帯(6.9%)増加し、2,875千世帯となりました。高速インターネット接続サービス及び電話サービスの加入世帯数は、それぞれ130千世帯(7.7%)、246千世帯(12.5%)増加し、1,826千世帯、2,216千世帯となりました。また、当連結会計年度末のバンドル率は、前連結会計年度末の1.86から1.89に上昇いたしました。またARPU(注)は前連結会計年度の7,680円から7,499円に減少いたしました。

(注) Average Revenue per Unitの略。加入世帯当たり月次収益。

その結果、主に加入世帯数の増加などにより、当連結会計年度の営業収益は、前年同期比2.5%増加の369,073百万円となりました。営業費用は1.6%増加の297,998百万円となり、営業利益は6.5%増加の71,075百万円となりました。税金等控除前利益は、8.5%増加の68,532百万円となりましたが、当社株主帰属当期純利益は、子会社(中間持株会社)の清算に伴う税金費用の減少があった前連結会計年度に比べて法人税等が増加したことにより、1.1%減少の37,278百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、営業活動の結果得られた資金額123,342百万円、投資活動で支出した資金額58,309百万円及び財務活動で支出した資金額53,366百万円により、前連結会計年度末の78,212百万円から11,667百万円増加し、89,879百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は123,342百万円で、前連結会計年度の124,376百万円に比べ1,034百万円の減少となりました。これは、営業収益は増加したものの法人税等の支払が増加したことのほか、営業債権債務の変動などによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用した資金は58,309百万円で、前連結会計年度の57,048百万円の使用に比べ1,261百万円の増加となりました。これは、資本的支出の減少があったものの、買収に伴う支出が増加したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用した資金は53,366百万円で、前連結会計年度の53,542百万円の使用に比べ176百万円の減少となりました。これは、配当金の支払が増加したものの、借入金の返済額(純額)及び子会社株式の追加取得による支出が減少したことなどによるものであります。

2 【販売の状況】

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
利用料収入 (注) 3	307,935	103.3
その他の収入	61,138	98.7
合計	369,073	102.5

(注) 1 金額には消費税は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績については総販売実績に対する割合が10%以上の相手先はありませんので記載を省略しております。

3 利用料収入の内訳は、ケーブルテレビ利用料収入165,350百万円、高速インターネット接続利用料収入90,079百万円、電話利用料収入52,506百万円であります。

3 【対処すべき課題】

多チャンネル市場におきましては、2012年3月1日より新BS放送のチャンネル数が24から31に増加したほか、従来の放送事業者に加えIPTVやOTT(Over the top(注1))等の新たな事業者の台頭で「大競争時代」を迎える等、事業環境に大きな変化が起きております。

このような環境のもと、当社グループは2012年を「新有料多チャンネル放送元年」と位置付け、外部環境の変化をチャンスと捉え、持続的成長のための積極的な施策を展開すると共に、中長期のさらなる発展に向けた経営基盤の強化に努めてまいります。具体的には、以下の6つの課題に取り組んでまいります。

1点目は、「お客様基盤の拡大と収益力の強化」であります。この一環として、2012年2月より、営業現場において従来のRGUの獲得数(契約本数)を重視した営業員や営業局の業績評価体系を、獲得した売上高・利益の大きさを基準にした制度に改定いたしました。

2点目は、「お客様満足度の向上」であります。当社グループではお客様のニーズの分散化に対応すべく、新たな商品の投入や、高速インターネット接続サービスを軸とした商品の拡充を行う一方、より魅力的なチャンネル・番組の制作を推進し、コミュニティチャンネルのハイビジョン化も実施いたします。さらに、加入済みのお客様に対するフォローアップ体制の一層の充実により、解約率の低減とARPUの向上を図ってまいります。

3点目は、「アライアンスのさらなる深堀」であります。KDDIとのクロスセル・プロモーション、及びJ:COMエリア内のKDDIメタルプラス電話サービスの加入者を対象にJ:COM PHONEプラスサービスへの移行を本格化させ、加えて2012年3月1日より開始した「auスマートバリュー」(注2)を利用することにより、新たなお客様層の開拓と既存加入世帯のバンドル率の向上に努めてまいります。また、住友商事の経営資源を最大限に活用し、集合住宅を中心にケーブルテレビサービスの加入獲得営業を強化いたします。

4点目は、「M&Aの積極展開」であります。M&Aは、ケーブルテレビ事業はもとより、番組供給事業の拡大や、中期事業計画で検討を進めている「J:COM Everywhere」を実現するための生活支援事業の構築においても非常に重要な戦略であり、今後これらの事業分野においても積極的に取り組んでまいります。

(注) 1 ブロードバンドインターネットで直接、映像コンテンツ等を提供するサービス

2 J:COMの高速インターネット接続サービス(一部のコースのみ対象)とKDDIのauスマートフォンの契約で、auスマートフォンの月額利用料金が割引になるサービス

5点目は、公共の器・国民の財産として当社グループの放送・通信ネットワークの信頼性・安定性をより確かなものとするための「ネットワークの堅牢化の推進」であります。当社グループは、大規模な自然災害等が発生した場合においても、社会インフラとしてのネットワークが損われることがないように、その堅牢性を高めてまいります。

6点目は、今後益々厳しくなる競争環境に備えると共に、中長期の発展に必要な資金を捻出するための「業務効率化のさらなる推進」であります。当社グループはケーブルテレビ会社のM&Aにより急成長を遂げてまいりましたが、その一方で連結子会社間の経営や組織構造、業務プロセス等にさらなる効率化の余地があります。「J:COM Everywhere」を始めとする事業の展開及び拡大と並行して、これらの課題に取り組み、業務効率の向上を通じて継続的なコスト削減を推進いたします。

以上の取り組みにより、当社グループは、企業価値の向上に全力を尽くしてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等にかかるリスクとして、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項であると、当社が本報告書提出日現在において判断している事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、別段の表示のない限り本報告書提出日現在における当社の判断、目標、一定の前提又は仮定に基づく予測等であり、将来そのとおりに実現すると保証するものではありません。

(1) 当社内における潜在的なリスク

事業展開上のリスク

a. 顧客獲得戦略について

当社グループのケーブルテレビ子会社は、これまで戸別訪問及び電話対応・電話勧誘により新規顧客を獲得し、また、既存顧客に新たなサービスを販売してまいりました。

一方で、お客様を取り巻く環境や市場の変化に対応するために、戸別訪問を継続しつつ、電話対応のさらなる強化及び主要駅前等への「ジェイコムショップ」の展開及び地域の量販店、不動産会社、商店に当社サービスの代理店・取次店になっていただく「代理店営業」にも注力し、さらにウェブマーケティング等の強化を通じてお客様との接点を増やす販売ルート多様化の推進、KDDIとのアライアンスの一環として営業協力等を推進しております。

しかしながら、これらの販売ルート・営業手法の多様化に当り、その推進が効果的に実施できなかった場合、当社グループは、効率的な営業活動が予定通りに展開できず、接続契約の獲得に影響を与える可能性があります。

b. 集合住宅の顧客獲得について

当社グループの顧客は大別して、戸建住宅居住者と集合住宅居住者に分けることができます。集合住宅の場合は、一棟単位で当社グループのネットワークへの接続の可否が決定されます。当社グループの既存顧客及び潜在顧客のうちの過半が集合住宅居住者であるため、集合住宅への接続契約獲得の可否が、当社グループのサービス加入世帯数の増加に影響を与える可能性があります。

当社グループは通常、賃貸用集合住宅建物所有者又は区分所有者の代表者(管理組合等)との間でケーブル接続に関する交渉を行い、当社グループのネットワークとの接続について許可を得た上で、当該集合住宅内の個々の世帯に直接販売活動を行っております。接続サービス業者間の新築集合住宅への接続競争が激化している中、当社グループは、新規物件への接続契約を獲得するため所有者又はディベロッパーへのマーケティングに努力を傾注しております。

しかしながら、これら新規物件に競合技術(例えば、現在のFTTHや将来的には無線通信システム)が採用され、新築集合住宅への接続契約の獲得ができない場合、当社グループは当該住宅居住者を顧客にすることができない可能性があります。また、契約先である既存の賃貸用集合住宅建物の所有者との関係の変化等により当社グループは既存顧客を失う可能性があります。その結果として当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

c. ネットワークへの追加投資について

ネットワーク技術及びサービス市場の急速な成長を背景に、当社グループのネットワークについても引き続きその性能及び信頼性を高めていくことが求められております。しかしながら、急激な技術革新により、当社グループが提供するサービス内容が陳腐化する可能性があります。また、当社グループのネットワークの将来における改良又は拡張のために必要な資金、機器又は当局の許可等を取得できない可能性があります。こうした事由はいずれも、当社グループの市場における競争力を低下させ、事業の運営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

d. 事業拡大のための企業買収について

当社グループのこれまでの成長は、既存ケーブルテレビ会社の買収に負うところが大きく、今後も成長戦略の一つとして、既存の事業エリアを補完し、収益性を強化すると考えられるエリアにおいて、ケーブルテレビ及びブロードバンドサービスを提供する会社を選別し、これを買収してグループ会社とすることを継続していく予定であります。かかるケーブルテレビ関連事業会社の買収により、当社グループの持つ既存のネットワーク及び専門知識をより効果的に利用することができるようになります。その他にも、生活支援サービス及びTV Everywhere型サービスといったケーブルテレビ事業の商品・サービスの拡充及び番組供給会社やコンテンツ会社の買収などメディア事業の強化・多角化に繋がるような買収についても積極的に取り組んでいく予定であります。しかしながら、以下の要因等により新たな会社の取得が制限される場合があり、その結果、当社グループの事業の運営等に影響を与える可能性があります。

- ・ 買収対象企業が小規模ケーブルテレビ会社である場合は、歴史的に地元企業、地方自治体、大手商社及びメディア会社といった複数株主により設立されたケースが多く、これらの株主との買収交渉が容易に進まない可能性があります。
- ・ 当社が金融機関との間で現在締結している借入金の契約条件により、新たなケーブルテレビ関連事業会社の買収又は投資が制限される可能性があります。
- ・ 買収対象が一定規模以上の企業の場合、独占禁止法の適用を受け公正取引委員会に事前の届出義務があります。原則として、届出から株式取得までに30日の期間を経なければなりません。また、同委員会には、同法に基づいて当該期間の延長及び株式取得の内容の変更又は中止を命令する権限があり、仮にこれらの命令を受けた場合には、新たな買収に悪影響を及ぼす可能性があります。

また当初見込んでいた既存当社グループとのシナジー効果が得られない等、買収後の収益が買収時の計画を大きく下回った場合、買収時に発生したのれん等について、減損処理が必要となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

財務上のリスク

借入金について、当社設立以来、当社グループではネットワークの拡張及びアップグレード並びにケーブルテレビ関連事業会社の株式取得に関連して多額の負債を負ってまいりました。当連結会計年度末現在、当社グループの長期借入金(1年以内返済予定分を含み、キャピタルリース債務を除く)は138,983百万円であります。借入金に係る財務制限条項により、当社グループは、以下のような重大な影響を受ける可能性があります。

- ・金利負担を通じて、当社グループは経済動向及び景気の影響を一層受けやすくなる。
- ・当社グループのキャッシュ・フローの一部分を債務返済に充当しなければならないため、予定する資本的支出及び運転資金に充当可能なキャッシュ・フローが減少する。
- ・機動的な資産の処分及び戦略的買収・投資に資金を投下することに一定の困難が伴う。
- ・当社グループより有利子負債比率の低い既存競合他社及び潜在競合他社よりも、競争力の上で不利な立場に置かれる。

コンプライアンス上のリスク

情報管理について、当社グループでは顧客から入手した個人情報適切に維持・管理しております。当社グループでは、社長直轄組織として人事・管理部門長兼情報システム部門副部門長を委員長とする情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティの強化施策の推進、全システムのセキュリティ・ホール(注)対策を講じております。また、個人情報保護の取り組みとして、ほぼ全てのグループ各社にて一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)のプライバシーマーク認定取得を完了しております。さらに、放送・通信サービスの安定した供給を目的とし、障害発生時には迅速に対応できるよう、グループ各社のネットワーク状況を24時間監視する体制を構築しております。

かかる措置にもかかわらず個人情報が漏洩した場合、当社グループの業績は様々な形で悪影響を受けることになります。一例として、個人情報の漏洩により顧客に損害が生じた場合、当社グループは顧客から損害賠償を請求されるおそれがあります。また、個人情報の漏洩防止を目的としたセキュリティ・システムの変更(自主的なものか、行政指導その他の政府による規制に対応したものかを問わない)に関連して、追加的な費用負担が発生する可能性があります。さらに、当社グループの信用の低下により、既存顧客及び潜在顧客を失う可能性があります。それらに加え、企業イメージ又は信用の低下を防止又は緩和するための広報活動に関連して、追加的な費用負担が発生する可能性があります。これらの事象が発生した場合には、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(注) ソフトウェア、ネットワークの設計上の問題点、脆弱性、セキュリティ・ホールを放置しておくと、悪意のあるユーザによって不正にコンピュータを操作され、当社情報資産を脅かされてしまう危険性がある為、定期的な確認・修復作業が必要になる。

(2) 取引関係におけるリスク

ケーブルテレビの番組について

当社グループは、ケーブルテレビの番組を第三者から購入しております。その大部分は、期間を1年から3年とする個々の番組供給会社との短期放送許諾契約に基づき供給されており、独占的な取り扱いを受けておりません。当社グループに対して番組を提供する企業には、当社グループの競合相手となりうる企業グループが含まれております。

当社グループの締結する放送許諾契約は通常短期であるため、顧客に番組を提供し続けるためには、競合他社を含む番組供給会社との良好な関係を維持しなければなりません。こうした関係が終了するか、若しくは番組供給会社はその番組供給義務を十分に履行できず、当社グループが別の番組供給会社からも番組を購入できない場合、又は購入はできたもののその価格が合理的ではない場合、当社グループは、魅力的な番組の供給が困難となり、既存顧客及び潜在顧客を失う可能性があり、その結果、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

ネットワークにかかるインフラについて

当社グループの事業の中核設備となるケーブル(光ファイバー、同軸ケーブル)は、NTTグループ及び地域電力会社が所有する電柱、道路の地下共同溝等を所有者又は道路管理者による承認に基づき継続して使用できることを前提に設置しております。当社グループのネットワークの運営は、ヘッドエンド間を接続し、加えて第三者の電気通信設備とを接続している他社(NTTグループ、地域電力会社及びJDS等)の光ファイバー網を継続的に使用できることを前提としております。当社グループのネットワークを構築するためには、自ら建設する場合を除き、他社(NTTグループ、地域電力会社及びJDS等)の光ファイバーケーブルのリースを受ける必要があります。

当社グループが電柱又は光ファイバーケーブルの使用に関して第三者との契約を更新できなかったり、電柱等の所有者がその電柱等の使用を維持できなかったり、当社グループがリースを受けている光ファイバー網の提供者が当該光ファイバーケーブルを良好な状態に維持できなかった場合、当社グループの顧客に対するサービスが中断される可能性があり、代替するネットワークの構築に多額の費用負担が生じ、その結果、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

外注業者について

当社グループの既存サービス及び新サービスの提供に必要な機器は集中購買により複数の機器納入業者から供給を受けております。例えば、デジタルサービスの提供に必要なデジタル対応型セットトップボックスは現在外部のベンダー３社より購入しております。

当社グループは複数の取引先から供給を受けることを原則としておりますが、納入業者が製造を遅延した場合及び欠陥機器を製造した場合には、ケーブルテレビサービスの円滑な提供に支障をきたし、サービス品質の劣化が生じる事に繋がり、当社グループの信用が損なわれる可能性があります。また、機器の安定供給がされない場合には、顧客へのサービス提供に必要な機器の調達が遅れ、又はそもそも機器の調達ができなくなり、既存サービスの拡張及び新サービスの展開ができなくなる可能性もあります。その結果、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

(3) 株主との関係におけるリスク

大株主の権利について

当社のその他の関係会社である住友商事とKDDIの議決権比率は、当連結会計年度末現在、それぞれ40.11%、30.81%となっております。

我が国の法制度上、取締役・監査役の解任、合併、株式交換又は当社の営業の全部若しくは重要部分の譲渡の承認等には原則として株主総会における株主の議決権の3分の2以上が必要とされていることから、住友商事は、これらの決議事項についての実質的な拒否権を有しております。

また、当社のさらなる企業価値を向上させていくために、当社並びに大株主である住友商事及びKDDIの三社間でアライアンス関係構築に関する覚書を締結し、事業上のシナジー実現に向けた各種施策の詳細検討を行い、順次実施しております。住友商事及びKDDIは、現在、当社グループが提供するサービスと同様の又は関連するサービスに係るいくつかの事業分野で投資を行っており、今後も投資を続ける可能性があります。こうした株主との関係、株主の権利及び投資活動が、当社グループ及び当社株主利益の最大化に結びつく施策の実施に際して当社グループの柔軟性を制限する可能性があり、その結果、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

なお、上記の議決権比率は、表示単位未満は切り捨てて記載しております。

当社の株価の変動について

公開市場において大量の当社普通株式が売却された場合、又はその可能性が市場に認識された場合、当社の株価が下落する可能性があるだけでなく、当社の今後の資本政策の遂行の妨げとなる可能性があります。また、当社のストックオプション制度に基づく、未行使の新株予約権の残高合計は、2012年2月29日現在10,995株であります。これらを含め、さらなる新株が発行された場合、又はその可能性が市場に認識された場合、当社の財政状態に影響を与える可能性があります。

少数株主の株式買取請求について

当社グループの戦略の一つとして、子会社の統合を推進し、業務の重複を解消して、効率性を高めることがあげられます。会社法上、合併などの組織再編に際して、反対する株主はかかる組織再編に異議を述べ、当事会社に対して当該株主が保有する株式を公正な価格で買い取るよう請求することができます。

当社としては、当該組織再編に際し合併当事会社の当社以外の株主がこの権利を行使する可能性を予測することは困難であり、また、当該合併当事会社が権利を行使した少数持分の買取りに必要な十分な資金を確保できるか否か、あるいは株式買取価格が当社の見解に合致したものであるかについて、保証することはできません。こうした権利行使は、当社グループのキャッシュ・フローに悪影響を与え、また、当社グループによる子会社の統合を遅らせることで、グループとしての業務運営効率化が妨げられ、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

(4) 市場及び競合関係におけるリスク

我が国のケーブルテレビサービス、高速インターネット接続サービス及び電話サービスの市場は厳しい競合状態にあります。事業者間の戦略的買収、提携及び協力関係の構築によって、既存の競合他社及び新規参入企業との競争は今後も激化するものと予想されております。競争の激化により、当社グループの既存顧客の解約の増加又は新規顧客獲得が鈍化する可能性があるほか、価格競争の激化につながる可能性があり、いずれの場合も、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。当社グループと競合する企業が、当社グループに比べ、資本力・技術力・商品力・交渉力・販売力等の経営資源、顧客基盤、事業経験、知名度等において優れている場合もあり、当社グループの競争力が低下する可能性があります。特に競合他社は、当社グループより価格競争力に優る可能性があります。当社グループの強みの一つは、ケーブルテレビ、高速インターネット接続及び電話のバンドルサービスを提供していることであります。これに対し、近年、一部の競合他社でも、当社グループと同様のバンドルサービスを提供しております。また、携帯サービスとのバンドルサービスに力を入れている競合他社もあります。こうした既存競合他社又は潜在競合他社が当社グループよりも質の高いバンドルサービスを低価格で提供した場合、当社グループは、既存顧客又は潜在顧客を失う可能性があります。さらに、当社グループの提供するバンドルサービスが他社の同様のサービスとの競争にさらされているだけでなく、バンドルサービスを構成する個々のサービスも厳しい競争にさらされております。

ケーブルテレビサービス

当社グループのケーブルテレビサービスは、衛星テレビ放送サービスの事業者(スカパーJSAT株式会社)及び通信事業者、チャンネル数の拡大が予定されているBS放送等と競合いたします。これらの競合他社は、当社グループよりも多数のチャンネルを有することにより、当社グループが現在提供していない、より魅力的なコンテンツを独占的に提供できる可能性があります。また、競合他社の中には、FTTHを通じて映像サービスの提供を既に開始している企業があり、これから開始を予定している企業もあります。

当社グループの既存顧客又は潜在顧客が、当社グループのチャンネル数や番組の質について競合他社と比べて魅力的ではないと判断した場合、当社グループは、既存顧客又は潜在顧客を失い、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

高速インターネット接続サービス

当社グループの提供する高速インターネット接続サービスは、DSL・FTTH・高速無線データ通信サービスのような他の技術に基づく接続事業者手法と競合いたします。FTTHサービスの利用者数はケーブルテレビ回線を利用したインターネットサービスの利用者数を大きく上回っており、下り速度のさらなる高速化、サービス提供料金の低廉化が進んでおります。また、高速無線データ通信サービスについては、WiMAX、LTE等、新たな技術規格を用いたサービスが開始されており、固定インターネットサービスと遜色のない回線速度を低価格で提供しております。

こうした技術革新及び競合他社による積極的な投資等の結果、サービスの質がさらに向上し、より低価格で提供可能となり、又はより広い地域で利用可能となった場合、ケーブルテレビ回線によるインターネット接続サービスは、当社グループの既存顧客又は潜在顧客にとって魅力的でなくなり、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

電話サービス

当社グループの電話サービスは通信事業者と競合しております。通信事業者各社はNTT固定電話と置き換え可能な各種「直収電話サービス」(サービス提供者が加入者宅まで回線を引き提供する固定電話サービス)をNTT固定電話と同等の内容で提供をしております。競争が通話料だけでなく基本料にも及んでおり、NTTグループのほぼ独占であった固定電話サービスも競争が激化しております。IPネットワーク上での音声通信を実現する技術(VoIP)を活用した電話サービスの普及等を背景に、競争はさらに激化しております。一方、携帯電話及びEメール等の利用増加につれて固定電話サービスの通話量は全般的に減少しております。当社グループにおいてもIP電話サービスを開始しているものの、競争がさらに激化した場合、又は、固定電話サービスの通話料が大幅に減少した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

市場の成長性について

ケーブルテレビサービス及び高速インターネット接続サービスのそれぞれの市場は、近年継続的な成長を続けておりましたが、当成長率は鈍化しております。当社グループは、今後も引き続き成長戦略の遂行に努めてまいります。様々な要因によって必ずしもこれまでの成長率が継続するとは限らず、また全く成長しない可能性もあります。これらの市場成長の鈍化及び需要の減少等が、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

(5) 法規制等によるリスク

政府による規制について

当社グループの事業は、我が国において多くの法的規制を受けており、総務大臣への登録又は届出等の対象となっております。当社グループが適用法令又は登録条件に従わなかった場合、登録が取り消され、事業を停止又は終了しなければならない可能性があり、それにより当社グループはネットワークを通じて顧客にサービスを提供できなくなることになります。また、将来、新たな登録又は届出が困難となる可能性もあります。

当連結会計年度末現在における当社グループの主要な業務に係る登録等の取得状況は以下のとおりであり、衛星放送事業者の認定、登録について5年ごとの更新が必要である他は、有効期間についての定めはありません。また、これら登録・認定のいずれについても取消事由に該当する事象は発生していないものと認識しております。

(2011年12月31日現在)

許可・登録等の名称	内容	許可・登録等の状況
有線一般放送事業者の登録 (放送法第126条) (注1, 2)	端子数501以上のケーブルテレビ施設による一般放送の業務を行う者についての総務大臣の登録	連結子会社16社及び 持分法適用関連会社1社
電気通信事業の登録 (電気通信事業法第9条)	電気通信事業を開始するにあたり、大規模な電気通信回線設備を設置する者についての総務大臣の登録	連結子会社16社及び 持分法適用関連会社2社
衛星基幹放送事業者の認定 (放送法第93条第1項) (注1, 2)	衛星基幹放送業務を行おうとする者についての総務大臣の認定	連結子会社2社及び 持分法適用関連会社1社
衛星一般放送事業者の登録 (放送法第126条) (注1, 2)	衛星一般放送業務を行おうとする者についての総務大臣の登録	連結子会社1社及び 持分法適用関連会社1社

(注) 1 2011年6月に、放送関連4法(「放送法」、「有線ラジオ放送法」、「有線テレビジョン放送法」及び「電気通信役務利用放送法」)は、「放送法」に統合されました。

2 上記認定・登録・免許は主に以下の場合に取り消されうるとされております。

有線一般放送事業者の登録

- ・ 正当な理由がないのに、一般放送の業務を引き続き1年以上休止したとき
- ・ 不正な手段により登録又は変更登録を受けたとき
- ・ 適正を欠く施設の運用に対する改善命令にしたがわないとき

電気通信事業の登録>

- ・ 電気通信事業法又は同法に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるとき
- ・ 不正の手段により登録又は変更登録を受けたとき
- ・ 法人又はその役員が電気通信事業法又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられたとき
- ・ 電気通信事業法又は放送法、有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者が役員になったとき

衛星基幹放送事業者の認定

- ・ 放送法又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき
- ・ 基幹放送による表現の自由ができるだけ多くのものによって享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合に該当しない場合に至ったとき(更新時も含む)
- ・ 法人又は団体であって、日本の国籍を有しない人、外国政府又はその代表者、外国の法人又は団体の者が役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分之一以上を占めるものに該当するに至ったとき

衛星一般放送事業者の登録

- ・ 放送法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき

上記に加え、将来において新たな規制が課せられた場合、サービス提供が阻害され、あるいはこれに対応するための営業費用が増加すること等により、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与え可能性があります。

法改正等について

当社グループが提供する各サービスは、「放送法」(注)、「電気通信事業法」等の放送・電気通信に関する各種法令、監督官庁の省令及び指針やガイドラインによる規制並びに「消費者基本法」、「特定商取引に関する法律」等公的規制を受けております。これらの法令、省令、指針、ガイドラインの改正、改定及び解釈と適用の変更等により、当社グループの競争力に悪影響を及ぼしたり、当社グループのサービスに対して新たな規制を受けたり、又は既存の規制がさらに強化された場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

(注) 2011年6月に、放送関連4法(「放送法」、「有線ラジオ放送法」、「有線テレビジョン放送法」及び「電気通信役務利用放送法」)は、「放送法」に統合されました。

(6) 人災及び天災がもたらすリスク

当社グループのサービスは、火事、地震、洪水等の自然災害及びそれらを原因とする設備の崩壊、停電等により中断する可能性があります。また、ネットワーク・ソフトウェアの欠陥、不正アクセス、コンピュータウイルス、ケーブル切断等、第三者による事故又は行為の結果として、当社グループのサービスが中断される可能性があります。さらに、当社グループのサービスは、当社グループに対して第三者が提供するネットワーク又は設備への自然災害による損害その他の途絶により中断されることもあります。こうしたサービスには、番組配信、インターネット関連サービス及び電話サービスが含まれます。

当社グループの社屋、ヘッドエンド施設及びケーブルには火災、風災、水災及び物体の飛来・衝突、破損、汚損等の損害発生時に補償される損害保険に加入しておりますが、地震による損害発生時に補償される保険には加入しておりません。また、利益保険に加入していないため、事業が中断した間に生じた逸失利益は回復することができません。当社グループはネットワーク及びホスティング設備のバックアップ設備を維持する努力を払っておりますが、当社グループ又は当社グループに対するサービスプロバイダーの技術インフラに障害が生じた場合、当社グループの営業活動が中断する可能性があります。これらの結果、当社グループの信用が失墜し、当社グループの財政状態及び経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) MSO契約

契約の名称	相手先名	契約内容	契約期間
「基本契約書」及び「覚書」	運営会社(注)	当社による運営会社に対する経営・業務協力	相手先毎に異なりますが、通常10年又は1年であり、契約満了の30日前までに見直しの申し入れがない限り、さらに1年延長されます。

(注) ㈱ジェイコムウエスト、㈱ジェイコムイースト、㈱ジェイコム札幌、㈱ジェイコム東京等 15社

当社は運営会社に対しMSO契約に基づき、以下の経営、運営指導サービスを提供しております。

- ・ 事業計画と予算作成の支援や指導を含む全ての営業と管理サービス
- ・ 番組の選定と調達
- ・ 総合研修や支援を含むセールスとマーケティングプログラム
- ・ 一元化した包括的な顧客管理サービス(カスタマーサービス、課金・代金回収システムの構築を含む)
- ・ ネットワークのデザイン・建設・保守の支援などを含む専門技術
- ・ ネットワーク機器や建設資材の仕様や調達に対する支援
- ・ 標準化された会計・財務システムの整備及び統合運営
- ・ 人事・総務に関する体制の整備及び運営管理の支援

さらに、各運営会社には社長もしくは取締役を当社から派遣(兼任又は出向)しております。各運営会社の取締役及び上級職員は原則として毎月、当社の取締役と定例会議を開き、財務、業績、営業及びマーケティングに関し打合せを行っております。

当社運営会社は「J:COMグループ」としてサービスを提供し、上記経営、運営指導サービスの対価として、当社に毎月加入世帯数に応じた手数料の支払いを行っております。

(2) 番組供給契約

契約の名称	相手先名	契約内容	契約期間
「有線テレビジョン放送番組供給契約書」等	番組供給会社(注)	番組供給会社から当社への番組供給	相手先毎に異なりますが、通常1年であり、契約満了の概ね2ヶ月以上前に他の当事者に対する書面による本契約の変更あるいは解約の通知がない限り、さらに1年間延長されます。

(注) ジュピターエンタテインメント㈱、ジュピターゴルフネットワーク㈱等 58社

(3) 相互接続協定

契約の名称	相手先名	契約内容	契約期間
「相互接続協定書」等	電気通信事業者(注)	電気通信事業法に基づく、㈱テクノロジーネットワークスと他の電気通信事業者との相互接続	相手先毎に異なりますが、通常特に定めておらず、解除の場合は一定の期間前までに相手方に書面で通知することとなっております。

(注) 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社等

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下は、当連結会計年度末現在及び当連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析であります。本分析に含まれる財務上の数値は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づく連結ベースの数値であります。本分析を利用するには、本報告書中の連結財務諸表及び注記をご参照ください。

(1) 概要

当社は、ケーブルテレビサービス、高速インターネット接続サービス及び電話サービスの総加入世帯数ベースで日本最大のMSOであります。当社グループのサービスは、当連結会計年度末現在、16のケーブルテレビ子会社を通じて3,657千世帯にサービスを提供しております。

また、当社グループが出資、運営している番組供給事業会社は、多チャンネルサービスを提供可能な世帯に対し、ケーブルテレビ事業者、衛星放送事業者、IPTV事業者を通じて番組を提供しております。

その他に、ケーブルテレビ関連システムの設備工事、システム設計及びインターネット接続サービスを手掛ける(株)テクノロジーネットワークス及び当社グループのグループファイナンスを行う(有)ジェイコムファイナンス等を有しております。

以下の表は前連結会計年度末及び当連結会計年度末における当社グループ(持分法適用関連会社を含む)の会社数をまとめたものであります。

	2010年 12月31日現在	2011年 12月31日現在
連結子会社		
ケーブルテレビ会社	22	16
番組供給関連事業会社	6	6
その他	3	2
小計	31	24
持分法適用関連会社		
ケーブルテレビ会社	1	1
番組供給関連事業会社	5	5
その他	2	2
小計	8	8
合計	39	32

当社グループのケーブルテレビ子会社のうち、15社は関東地方、関西地方、九州地方の3つの大都市圏にそれぞれ集中しており、残りの1社は札幌にあります。

各ケーブルテレビ子会社は、通信衛星・地上波・他配信源より番組を受信するためのヘッドエンド設備及び光ファイバーと同軸ケーブルからなる配信ネットワークを有しております。また、当社グループのネットワークは双方向で送受信が可能なものにアップグレードしております。当社は運営会社に経験豊富な人材、運営・管理並びに営業に関するサービス、各種トレーニング、番組・資材調達のサポート、その他経営に関するサービスを提供しております。各運営会社は、当社の統合基幹顧客管理システムを利用し、営業活動、顧客に対する技術的なサービス、カスタマーセンター業務、請求及び回収業務などに役立てております。

歴史的な背景として、我が国におけるケーブルテレビ業界は、サービス提供地域を制限する過去の法的規制等により、その多くが地元企業、地方自治体、商社、メディア会社等の合併事業としてスタートしたことから、多数の小規模なケーブルテレビ会社が存在しております。当社グループの主要な事業戦略の一つは、大規模な統括運営会社の持つスケールメリットを享受すべく、ケーブルテレビ会社の株式取得であります。また、可能な場合には子会社同士を合併することによって、さらなるスケールメリットを図っております。

さらには、制作会社及び番組供給事業者等、メディア事業の強化・多角化に繋がるような買収についても取り組んでまいります。

営業収益

）利用料収入

利用料収入はケーブルテレビサービス、高速インターネット接続サービス及び電話サービスにおける利用料収入により構成されております。ケーブルテレビサービスに関する利用料収入は、月々の基本料とオプションチャンネル、PPV及びVOD等の利用料により構成されております。高速インターネット接続サービスに関する利用料収入は、月々の基本料と有料オプションサービス料金に加え、(株)テクノロジーネットワークスによって提供されている外部の事業者に対するインターネット接続サービス料金からなっております。電話サービスに関する利用料収入は、月々の基本料金、顧客の通話料金、キャッチコール・番号ディスプレイ等のオプションサービス料金及び当社グループの顧客への着信に関して他の通信事業者から受領する接続料収入からなっております。複数のサービスに加入している顧客に対しては、個々のサービスに別々に加入した場合の総額よりも割安な料金で提供しております。

当社グループは継続して総加入世帯数の増加及び顧客当たりのサービス加入数の増加に注力しております。当社グループの利用料収入は、提供する各サービスにおける加入世帯数の増加及び加入世帯当たり月次収益の増減により影響を受けております。

当社グループは、「お客様基盤の拡大」及び「お客様との関係深化」を重点課題として、戦略商品の拡充・拡販を軸に各種施策を実施すると共に、解約の抑制、高付加価値サービスの利用促進に取り組むことにより競合他社との差別化を図ることができると考えております。

○ケーブルテレビサービス

当社グループの提供するケーブルテレビサービスは、類似の映像コンテンツを提供している競合他社に比しても価格競争力があり、各ジャンルにおいて最も魅力的な番組を提供していると考えております。顧客の獲得及び解約は、当社グループのサービスが既存及び潜在顧客に対して、競合他社のサービスに比べどれだけ価値を有するかということに影響を受けております。

○高速インターネット接続サービス

高速インターネット接続サービスの市場は競争が激しく、ケーブルテレビサービスに比べて価格志向型の市場となっております。従って、顧客獲得及び解約は、競合他社と比較した価格設定に大きく影響を受けております。

○電話サービス

高速インターネット接続サービスと同様に、電話サービスも競争が激しく、月額基本料金及び通話料金は価格志向型の市場となっております。従って、顧客の獲得及び解約は、競合他社と比較した価格設定に大きく影響を受けております。

○バンドルサービス

当社グループでは、複数サービスの提供は割引にて提供しております。当社グループは、複数サービスの提供価格において、競合他社が提供する同じサービスの合計額に比べ価格競争力がある場合、バンドル率の上昇につながると考えております。

）営業収益 - その他

営業収益 - その他は、主に番組供給事業に係る収入、電波障害世帯への再送信サービスに関する収入及び広告収入であります。

番組供給事業に係る収入については、主に番組の視聴料収入であり、配信世帯数の増加に影響を受けております。電波障害世帯への再送信サービスに関する収入については、2011年7月の地上デジタル化により地上アナログの契約が終了し、減益要因の一つとなっております。広告収入は、広告主からの広告収入・番組制作収入であり、景気の影響等を強く受けております。

なお、営業収益 - その他には、以下のような収益も含まれております。

- ・ 番組配信に係る手数料収入
- ・ 新規顧客に係る回線設置料収入
- ・ 工事関連に係る収入

営業費用等

）番組・その他営業費用

番組・その他営業費用は、主に番組関連費用、高速インターネット接続サービスに関する費用、電話サービスに関する費用、当社グループのネットワークの運用・メンテナンス関連費用、カスタマーセンター及び技術部門等の人件費並びにこれらに関する業務委託費であります。

番組関連費用とは、当社グループ外の番組供給事業会社へ支払う番組購入費、当社グループの番組供給事業会社における番組放映権の償却費のほか、番組制作費、番組配信手数料等であり、スポーツシーズンである3月から10月にかけてスポーツ番組の費用が多く発生する傾向にあります。電話サービスに関する費用には通信事業者との相互接続に係る費用も含まれております。

）販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は主に、本社、営業及びマーケティング部門等の人件費と広告宣伝費であります。

）減価償却費

減価償却費は、主に加入者設備及び幹線設備等の減価償却費であります。

）法人税等

当社グループの法定実効税率は、現在40.7%であります。

当社グループは、純損失を計上している場合には繰延税金資産に対して評価性引当金を計上しておりますが、以後、純利益を計上した時に繰延税金資産の実現可能性に基づき評価性引当金の取り崩しを検討しております。なお、現在、一部の子会社にて繰越欠損金を有しておりますが、その一部が利用できない可能性があります。また、当社グループは、税負担が減少する税務ベネフィットを有しておりますが、不確実な税務ポジションに関する規定により、連結財務諸表上、全額を認識しておりません。当該金額が変動することにより、当社グループの連結損益計算書における税負担率は年度によって異なる可能性があります。

営業データ

）加入世帯当たり月次収益

加入世帯当たり月次収益は、当社グループの事業を測る指標の一つであり、営業成果を評価するために用いております。加入世帯当たり月次収益は所定の期間のケーブルテレビ子会社の収益合計から新規顧客回線設置料収入及び電波障害を引き起こす建物の所有者から受け取る収入等を控除し、その期間の加重平均加入世帯数で除して算出されております。

）平均月次解約率

営業成果を評価するために用いられる指標としては、加入世帯当たり月次収益のほか、当社グループのサービスの解約率があります。当社グループの各サービスの平均月次解約率は、当該期間中の解約数を当該期間中の加重平均加入世帯数及び当該期間の月数で除して求められます。1か月以上の期間の解約率は、当該期間中の解約率を平均して求めています。

各サービスの解約率には種々の要因が影響しております。例えば、賃貸集合住宅の顧客の解約率は、一般にマンションや戸建住宅の顧客の解約率を上回っております。また、3月頃に集中する転勤等の影響により、年度の初めに解約率が高くなる傾向があります。この他、複数のサービスに加入している世帯においてはバンドルサービスによる割引及び信頼の高さ等を背景に、解約率は低くなっております。

(2) 経営成績

概要

以下の表は、前連結会計年度及び当連結会計年度の連結損益計算書上の各項目における対営業収益比率、年度間の増減額並びにケーブルテレビ子会社の営業データを示したものであります。

(単位：百万円)

< 連結損益計算書 >	2010年度	対営業収益 比率	2011年度	対営業収益 比率	増減額	増減率
営業収益：						
利用料収入	298,197	82.8%	307,935	83.4%	9,738	3.3%
その他	61,915	17.2%	61,138	16.6%	777	1.3%
営業収益合計	360,112	100.0%	369,073	100.0%	8,961	2.5%
営業費用：						
番組・その他営業費用	135,272	37.6%	140,525	38.1%	5,253	3.9%
販売費及び一般管理費	72,242	20.1%	72,150	19.5%	92	0.1%
減価償却費	85,843	23.8%	85,323	23.1%	520	0.6%
営業費用合計	293,357	81.5%	297,998	80.7%	4,641	1.6%
営業利益	66,755	18.5%	71,075	19.3%	4,320	6.5%
支払利息 - 純額	5,091	1.4%	4,278	1.1%	813	16.0%
持分法投資利益	1,032	0.3%	1,473	0.3%	441	42.7%
その他の収益(費用) - 純額	471	0.1%	262	0.1%	209	44.2%
税金等控除前利益	63,167	17.5%	68,532	18.6%	5,365	8.5%
法人税等	22,248	6.1%	28,358	7.7%	6,110	27.5%
当期純利益	40,919	11.4%	40,174	10.9%	745	1.8%
非支配持分帰属当期純利益	3,229	0.9%	2,896	0.8%	333	10.3%
当社株主帰属当期純利益	37,690	10.5%	37,278	10.1%	412	1.1%
< 営業データ >	2010年 12月31日現在		2011年 12月31日現在		増減	増減率
ホームパス世帯数：						
ケーブルテレビサービス	13,067,100		13,620,100		553,000	4.2%
高速インターネット接続サービス	13,067,100		13,620,100		553,000	4.2%
電話サービス	13,055,800		13,599,700		543,900	4.2%
加入世帯数：						
ケーブルテレビサービス	2,691,000		2,875,400		184,400	6.9%
高速インターネット接続サービス	1,695,900		1,826,200		130,300	7.7%
電話サービス	1,970,700		2,216,400		245,700	12.5%
RGU合計	6,357,600		6,918,000		560,400	8.8%
RGU総接続数	1,205,810		1,280,485		74,675	6.2%
総加入世帯数	3,426,100		3,656,500		230,400	6.7%
加入世帯当たりRGU	1.86		1.89		0.03	1.6%
加入世帯当たり月次収益(円)	7,680		7,499		181	2.4%

以下の経営成績の記載におきましては、買収後1年間において、被買収企業等を連結することにより連結財務諸表に与える実影響額を「買収による影響額」とし、それを除いた増減額を既存連結子会社における変動額としております。なお、当連結会計年度の連結経営成績において買収による影響額の対象となる範囲は、すずらんケーブル(2010年2月1日に当社の連結子会社である㈱ケーブルネット神戸芦屋が財団法人京阪神ケーブルビジョンより譲受)、こうべケーブルビジョン(2010年4月1日に上述の㈱ケーブルネット神戸芦屋が財団法人神戸市開発管理事業団より譲受)、ケーブルビジョン葛西(2010年6月1日に当社の連結子会社である江戸川ケーブルテレビ㈱(注)が財団法人東京ケーブルビジョンより譲受)及び横浜ケーブルビジョン㈱(2011年10月7日に連結子会社化)であります。

(注) 江戸川ケーブルテレビ㈱は、2011年7月1日に、㈱ジェイコム関東に吸収合併されております。なお、㈱ジェイコム関東は、2011年10月1日に、㈱ジェイコムイーストへ商号を変更しております。

営業収益

営業収益は、前連結会計年度の360,112百万円から8,961百万円(2.5%)増加の369,073百万円となりました。増加額の内訳は、買収による影響額1,136百万円、既存連結子会社の増加額7,825百万円(2.2%)であります。

）利用料収入

利用料収入は、前連結会計年度の298,197百万円から9,738百万円(3.3%)増加の307,935百万円となりました。増加額の内訳は、買収による影響額1,019百万円、既存連結子会社の増加額8,719百万円(2.9%)であります。サービス別利用料収入は、ケーブルテレビサービスが、前連結会計年度の160,773百万円から4,577百万円(2.8%)増加の165,350百万円、高速インターネット接続サービスが、前連結会計年度の87,006百万円から3,073百万円(3.5%)増加の90,079百万円、電話サービスが、前連結会計年度の50,418百万円から2,088百万円(4.1%)増加の52,506百万円となりました。ケーブルテレビサービスの利用料収入の増加は、「J:COM TV My style」の導入によるARPUの低下はあるものの、加入世帯数が増加したことに加え、ブルーレイを中心としたHDR及びVODなど、デジタルサービスの利用が増加したことも要因となっております。高速インターネット接続サービス及び電話サービスにおいても、加入世帯数の増加に伴い利用料収入は増加しましたが、バンドル化の進展による月額基本料金の割引により、一部が相殺されております。

）営業収益 - その他

営業収益 - その他は、前連結会計年度の61,915百万円から777百万円(1.3%)減少の61,138百万円となりました。主な要因は、電波障害対策収入が減少したことによるものであります。

営業費用

）番組・その他営業費用

番組・その他営業費用は、前連結会計年度の135,272百万円から5,253百万円(3.9%)増加の140,525百万円となりました。主な要因は、番組関連費用、人件費及び業務委託費が増加したことによるものであります。

）販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度の72,242百万円から92百万円(0.1%)減少の72,150百万円となりました。主な要因は、買収により340百万円増加しましたが、広告宣伝費が減少したことによるものであります。

）減価償却費

減価償却費は、前連結会計年度の85,843百万円から520百万円(0.6%)減少の85,323百万円となりました。主な減少要因は、買収により344百万円増加しましたが、一部の資産が償却満了となったことによるものであります。

営業利益

営業利益は、以上の結果、前連結会計年度の66,755百万円から4,320百万円(6.5%)増加の71,075百万円となりました。

支払利息 - 純額

支払利息 - 純額は、前連結会計年度の5,091百万円から813百万円(16.0%)減少の4,278百万円となりました。主な要因は、リース債務及び借入金が増加したことによるものであります。

持分法投資利益

持分法投資利益は、前連結会計年度の1,032百万円から441百万円(42.7%)増加の1,473百万円となりました。

その他の収益(費用) - 純額

その他の収益(費用) - 純額は、前連結会計年度の471百万円から209百万円(44.2%)減少の262百万円となりました。これは、前連結会計年度に事業譲受によるバーゲンパーチェス取引に係る利益があったことなどによるものであります。

税金等控除前利益

税金等控除前利益は、前連結会計年度の63,167百万円から5,365百万円(8.5%)増加の68,532百万円となりました。

法人税等

法人税等は、前連結会計年度の22,248百万円から6,110百万円(27.5%)増加の28,358百万円になりました。これは、税金等控除前利益の増加に加え、前連結会計年度に子会社(中間持株会社)の清算に伴う税金費用の減少があったことによるものであります。

当期純利益

当期純利益は、前連結会計年度の40,919百万円から745百万円(1.8%)減少の40,174百万円になりました。

非支配持分帰属当期純利益

非支配持分帰属当期純利益は前連結会計年度の3,229百万円から333百万円(10.3%)減少の2,896百万円となりました。

当社株主帰属当期純利益

当社株主帰属当期純利益は、以上の結果、前連結会計年度の37,690百万円から412百万円(1.1%)減少の37,278百万円となりました。

営業データ

）加入世帯当たり月次収益

当社グループの総加入世帯数は、前連結会計年度末の3,426千世帯から3,657千世帯に増加いたしました。加入世帯当たりRGUは、前連結会計年度末の1.86から1.89に上昇しております。加入世帯当たり月次収益は、「J:COM TV My style」の導入により7,680円から181円減少し7,499円となりました。

）平均月次解約率

当社グループのケーブルテレビサービス、高速インターネット接続サービス及び電話サービスの平均月次解約率は、前連結会計年度においてそれぞれ1.2%、1.2%、0.9%であったのに対し、当連結会計年度においては、それぞれ1.0%、1.2%、0.8%となりました。

(3) 流動性及び資本の源泉

流動性

当社グループにおいて、運転資本、資本的支出及び新規買収のための主たる資本の源泉は、営業活動によるキャッシュ・フローと借入金等であります。

当連結会計年度末現在、当社グループの借入金及び社債の総額は144,504百万円であります。主たる借入先は株式会社日本政策投資銀行であり、当連結会計年度末現在、33,983百万円の借入れを行っております。このうち、当社グループのケーブルテレビ子会社は制度融資として総額7,983百万円(うち6,183百万円が無利息ローン)を借入れており、満期までの期間は1年から8年となっております。また、ケーブルテレビのセットトップボックスについては主にキャピタルリースによって調達しております。当連結会計年度末現在、キャピタルリース契約における債務残高は54,993百万円であります。

そのほか、不測の事態に備え、当社はシンジケート銀行団との契約により、当連結会計年度末現在、総額400億円のコミットメント枠を取得しており、敵対的買収を除く会社運営上のあらゆる目的に使用できる状態であります。

また、当社は資本市場での直接調達を目的として500億円の国内公募普通社債の発行登録枠を設定しており、格付投資情報センター(以下、「R&I」という。)及び日本格付研究所(以下、「JCR」という。)より格付を取得しております。当連結会計年度末現在において、当社の長期債務の格付はR&I及びJCRともに「A」であります。

キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、営業活動の結果得られた資金額123,342百万円、投資活動で支出した資金額58,309百万円及び財務活動で支出した資金額53,366百万円により、前期末の78,212百万円から11,667百万円増加し、89,879百万円となりました。

）営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は123,342百万円で、前連結会計年度の124,376百万円に比べ1,034百万円(0.8%)減少となりました。これは、営業収益は向上しましたが、法人税等の支払が増加したことのほか、営業債権債務の変動などによるものであります。

）投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動に使用した資金は58,309百万円で、前連結会計年度の57,048百万円の使用に比べ1,261百万円(2.2%)増加となりました。これは、資本的支出は減少しましたが、買収に伴う支出が増加したことによるものであります。

）財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動に使用した資金は53,366百万円で、前連結会計年度の53,542百万円の使用に比べ、176百万円(0.3%)減少となりました。これは、配当金の支払は増加しましたが、借入金の返済額(純額)及び子会社株式の追加取得による支出が減少したことなどによるものであります。

将来の流動性に影響を与える要因

当社グループの将来の運転資本及び流動性の源泉は、以下を含む多くの要因に依存しております。

- ・ 当社グループの営業利益に左右される営業活動によるキャッシュ・フロー
- ・ 借入コスト及び資金調達能力を左右する当社グループの信用力及び格付け
- ・ 銀行借入、債券及び株式発行に係る将来の金融市場の状況

設備投資(キャピタルリースを含む)

設備投資(キャピタルリースを含む)は、前連結会計年度の74,020百万円から6,524百万円(8.8%)減少の67,496百万円となりました。営業収益に占める設備投資額の割合は、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ20.6%、18.3%でありました。

契約債務

当社グループの主な契約債務は、短期借入金、長期借入金及び社債、キャピタルリース、解約不能なオペレーティングリース、解約不能な購入契約等であります。以下の表は、当連結会計年度末現在の弁済期が到来する年別の支払義務を示しております。

(単位：百万円)

契約債務	合計	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年以降
短期借入金	5,521	5,521	—	—	—	—	—
長期借入金及び社債	138,983	10,681	69,899	45,418	11,108	1,692	185
キャピタルリース	54,993	17,144	13,677	10,316	7,310	3,862	2,684
解約不能なオペレーティングリース	713	279	178	91	74	47	44
解約不能な購入契約等	41,898	11,182	8,341	7,215	5,922	2,830	6,408
契約支払義務合計	242,108	44,807	92,095	63,040	24,414	8,431	9,321
将来における借入金及びキャピタルリース債務への利息支払(注)	6,593	2,961	1,892	954	454	179	153

(注) 当連結会計年度末現在の契約上の利子率に基づいております。

偶発債務及びオフバランスシート取引

当社グループは当連結会計年度末において重要な偶発債務を負っており、また開示されている取引以外にオフバランスシート取引を行っておりません。

金利

当社グループの主たる市場リスクは金利変動に関連したリスクであります。当社グループでは、当該リスクを一部ヘッジするため金利スワップ契約を利用しております。当社グループはデリバティブ取引を投機あるいはトレーディング目的に使用しておりません。

当連結会計年度末現在、当社の借入金のうち約62%にあたる89,021百万円が変動金利による借入であり、市場金利の変動による影響を受けております。当社グループは、変動金利による借入金のうち約56%にあたる49,500百万円の借入について金利スワップ取引の対象としており、日本円LIBOR及び日本円TIBORに利率が連動する借入金について、有効に将来の金利上昇リスクをヘッジしております。金利スワップによるヘッジを考慮した場合、市場金利の1%の上昇はこれらのローンの支払利息を年間で約395百万円増加させることとなります。この金額は、借入金利については仮定においてその影響を考慮しておりますが、このような状況で起こり得る経済活動全体に対する影響は考慮しておりません。

(4) 重要な会計上の見積り

米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成する場合、連結貸借対照表の基準日における資産・負債の金額、偶発債権債務の開示及び会計年度における収益・費用の金額に影響を与える事項に関し、経営者が見積りを行う必要があります。こうした見積りは、実際には異なる結果となる可能性があります。以下の重要な会計方針について、当社グループは重要な見積りが連結財務諸表に反映されていると考えております。当社グループの重要な会計方針の全体の要約については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記」に含まれる「2 事業の概要、財務諸表の基礎及び重要な会計方針の要約」をご参照ください。

有形固定資産、識別可能な無形固定資産及びのれんの減損の判定

当社グループは、有形固定資産、識別可能な無形固定資産などの長期性資産及びのれんを有しており、それぞれの簿価合計額は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末現在においてそれぞれ総資産の81%、80%を占めております。長期性資産の回収可能性については、米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(Accounting Standards Codification、以下、「ASC」という。)360「有形固定資産」、のれんについてはASC350「無形資産-のれん及びその他」に従いそれぞれ評価することが求められております。

長期性資産については、帳簿価額が回収できないという兆候がある場合には減損の要否を判定いたします。減損テストにおいては長期性資産の使用又は処分から将来生み出されると期待される将来キャッシュ・フロー(割引前かつ金利負担を除く)の見積り額を基礎とし、減損損失の計上においては公正価値を基礎といたします。将来キャッシュ・フローの見積りは、本質的に不確定なものであり、資産の価値に影響を与える将来及び現在の市況・事象に関する経営的判断及び見積りに依存いたします。

のれんについては、年1回及び減損の兆候がある場合、減損判定を行うことが求められております。減損判定においては、2段階の減損テストを実施する前に定性的評価を行います。定性的評価にて報告単位の公正価値が帳簿価額を下回っている可能性が50%超と判断された場合には、2段階の減損テストを行う必要があります。当該減損テストでは、第1段階では報告単位の公正価値を算定して減損要否の判断を行い、第2段階では報告単位ののれんの公正価値を算定して減損損失を計上いたします。

当社グループは、定性的評価においてマクロ経済の状況、業界及び市場の状況、全般的な経営成績及び株価の状況などを考慮して判断しております。また、公正価値の算定においては、社内で作成する見通しに基づき、合理的かつ適切な仮定による見積りを用いて将来キャッシュ・フローを作成して算定しております。将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、当社グループが提供するサービスの加入率、営業マージン及び資本的支出等に加え、キャッシュ・フローの発生時期、金額及び割引率等、多くの経営的判断が含まれております。

買収会社の資産及び負債の公正価値

当社グループは買収会社の資産及び負債を公正価値にて受け入れております。公正価値を決定する際には、通常、第三者の専門評価機関に資産及び負債の算定を依頼しております。取得した資産及び負債の評価に使用される見積りは、将来のキャッシュ・フロー、市場状況、割引率等があります。当社グループでは公正価値の算定に使用されている見積りは合理的と考えておりますが、本質的に不確実性を伴っております。

税金会計

当社グループは、税金の支払額及び還付額の見積りに加え、連結財務諸表上の資産・負債とそれらに対応する税務上の金額との一時差異及び繰越欠損金による将来の税金への影響に関して、一時差異等が解消される予定の期に適用される実効税率を用い繰延税金を計上しております。この見積りにおいては、経営陣による実際の税額への影響時期とその可能性について評価が必要とされております。また、繰延税金資産は、実現の可能性が低いと見込まれる場合には評価性引当金によって減額されます。評価性引当金を計上する際には、予想される将来の課税所得及び税務戦略を含む将来の事象について、その発生時期を見積もる必要があります。

これらの見積もりに関しては、将来の税法改正、当社グループが将来十分な課税所得を創出できない可能性及び税務当局からの予測不可能な支払税額等の影響により、実際の税額と異なる可能性があります。

(5) 最近の会計基準の公表

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記」に含まれる「2 事業の概要、財務諸表の基礎及び重要な会計方針の要約 (20) 会計基準の変更及び最近の会計基準の公表」をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループが実施した設備投資の総額は、67,496百万円であります。加入者設備工事を中心に、幹線延伸工事、ケーブルテレビ、高速インターネット接続、電話の各サービスのためのセンター設備の増設を行いました。

加入者設備工事では、加入工事に19,509百万円、集合住宅導入工事に8,114百万円、端末機器に3,320百万円を投資いたしました。

幹線では、(株)ジェイコムイースト、(株)ジェイコムウエスト等のサービスエリアにおける新規延伸工事等に8,573百万円を投資いたしました。

当連結会計年度において行った幹線の延伸は1,224kmとなり、当連結会計年度末現在の総延長は当社グループの合計で67,779kmとなりました(注)。

この結果、ケーブルテレビサービスに加入することが可能な世帯数(ホームパス世帯数)は、回線敷設済みのサービスエリアにおける新規住宅建設等による自然増及びサービスエリアの拡大によるものを含め、当連結会計年度末現在で13,620千世帯(前年同期末比553千世帯増)となりました。同じく、高速インターネット接続サービスのホームパス世帯数は13,620千世帯(同553千世帯増)、電話サービスでは13,600千世帯(同544千世帯増)となりました。

センター設備では、拡大したサービスエリアや加入者の増加への対応及び信頼性向上等のために、ヘッドエンド設備に3,361百万円、インターネット関連設備に1,200百万円、電話設備に734百万円を投資いたしました。

これらのほか、リース資産に12,414百万円を投資いたしました。その内容は、加入者宅に設置するセットトップボックス等の端末機器への投資が11,133百万円、ケーブルテレビ、高速インターネット接続、電話の各サービスのためのヘッドエンド関連装置等への投資が1,281百万円となりました。

(注) 幹線の延伸及び総延長には、横浜ケーブルビジョン(株)は含まれておりません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(2011年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
		土地 (面積千㎡)	伝送システム 及び装置	補助設備 及び建物	合計	
本社 (東京都千代田区)	事務所設備・ その他	— (—)	—	9,720	9,720	989
ジェイコム メディアプラザ (福岡市中央区)	事務所設備	429 (2)	—	475	904	292
ジェイコム メディアセンター (東京都練馬区)	その他設備	— (—)	—	428	428	—

(注) 1 主な賃借設備及び2011年1月1日から2011年12月31日までの支払賃借料

本社事務所 支払賃料 1,124百万円

ジェイコムメディアセンター 支払賃料 113百万円

2 ジェイコムメディアプラザは当社九州事務所の他、連結子会社である㈱ジェイコム九州が入居(賃貸)しております。

3 表中の帳簿価額につきましては、米国会計基準にて調整された後の数値となっております。

(2) 国内子会社

(2011年12月31日現在)

会社名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
		土地 (面積千㎡)	伝送システム 及び装置	補助設備 及び建物	合計	
㈱ジェイコムイースト (東京都千代田区)	ケーブルテレビ 放送設備等	1,037 (7)	91,425	3,335	95,797	1,276
㈱ジェイコムウエスト (大阪市中央区)	同上	256 (3)	75,930	2,293	78,479	1,457
㈱ジェイコム東京 (東京都練馬区)	同上	96 (0)	36,455	1,194	37,745	476
㈱ジェイコム九州 (福岡市中央区)	同上	1,087 (11)	26,319	954	28,360	359
㈱ジェイコムさいたま (埼玉県さいたま市)	同上	— (—)	23,948	392	24,340	367
㈱ケーブルネット神戸芦屋 (神戸市東灘区)	同上	288 (7)	20,437	586	21,311	295
㈱ジェイコム湘南 (神奈川県横須賀市)	同上	331 (2)	17,976	708	19,015	211
㈱テクノロジーネットワー クス(東京都千代田区)	インターネット 関連設備等	— (—)	3,989	8,526	12,515	1,738
㈱ジェイコム札幌 (札幌市豊平区)	ケーブルテレビ 放送設備等	347 (5)	10,311	586	11,244	183
㈱ジェイコム千葉 (千葉県浦安市)	同上	40 (0)	9,860	345	10,245	126

(注) 表中の帳簿価額につきましては、米国会計基準にて調整された後の数値となっております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

次連結会計年度における主な設備投資計画は次のとおりです。

(2011年12月31日現在)

会社名	所在地	設備の内容	投資予定額 (百万円)	資金調達方法
(株)ジェイコムイースト (株)ジェイコムウエスト (株)ジェイコム東京 (株)ジェイコムさいたま 他12社	東京都千代田区 大阪市中央区 東京都練馬区 埼玉県さいたま市	加入工事	19,482	自己資金 及び借入金等
(株)ジェイコムイースト (株)ジェイコムウエスト (株)ジェイコム東京 (株)ジェイコムさいたま 他12社	東京都千代田区 大阪市中央区 東京都練馬区 埼玉県さいたま市	デジタル セットトップボックス	11,686	自己資金 及び借入金等
(株)ジェイコムイースト (株)ジェイコム札幌 (株)ジェイコムウエスト (株)ジェイコム九州 他12社	東京都千代田区 札幌市豊平区 大阪市中央区 福岡市中央区	ネットワーク新規建設 及び アップグレード工事 (幹線設備)	8,120	自己資金 及び借入金等
(株)ジェイコムイースト (株)ジェイコムウエスト (株)ジェイコム東京 (株)ジェイコムさいたま 他12社	東京都千代田区 大阪市中央区 東京都練馬区 埼玉県さいたま市	集合住宅導入工事	7,667	自己資金 及び借入金等
(株)ジェイコムウエスト (株)ジェイコム東京 (株)ジェイコムイースト (株)ジェイコム九州 他12社	大阪市中央区 東京都練馬区 東京都千代田区 福岡市中央区	ヘッドエンド設備 (センター設備)	7,154	自己資金 及び借入金等
(株)ジュピターテレコム (株)テクノロジーネットワークス ジュピターエンタテインメント(株) (株)ジェイ・スポーツ 他18社	東京都千代田区 東京都千代田区 東京都千代田区 東京都江東区	ソフトウェア	5,690	自己資金 及び借入金等

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
優先株式	5,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2011年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2012年 3 月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,947,813	6,947,813	大阪証券取引所 JASDAQ(スタンダード)	権利内容に何ら限定のない 当社における標準的な株式
計	6,947,813	6,947,813	—	—

(注) 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

(ア) 2011年2月24日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	事業年度末現在 (2011年12月31日)	提出日の前月末現在 (2012年2月29日)
新株予約権の数(個) (注) 1	260	260
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	260 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 1株)	260 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2011年3月16日 至 2019年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3、4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 2	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記その他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- 3 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。新株予約権者は、上記にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア) 新株予約権者が2013年2月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2013年3月1日から2019年2月28日まで新株予約権を行使できるものとします。

イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。

- 4 上記3 ア)に従い募集新株予約権を行使する場合、以下の又はに掲げる日までの間、既に行使した募集新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができます。この場合において、当該計算により得られた数が整数でないときには、その数を切り上げて得られる整数を新株予約権者が行使できる本新株予約権の数とします。

2014年2月28日まで 50%

2019年2月28日まで 100%

- 5 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- 6 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2011年2月24日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権（中期・株式報酬型ストックオプション）割当契約書」及び「2011年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(イ) 2011年2月24日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	事業年度末現在 (2011年12月31日)	提出日の前月末現在 (2012年2月29日)
新株予約権の数(個) (注) 1	168	168
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	168 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 1株)	168 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2011年3月16日 至 2031年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 2	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- 3 新株予約権者は、当社の取締役又は監査役の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。新株予約権者は、上記にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア) 新株予約権者が2029年2月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2029年3月1日から2031年2月28日まで新株予約権を行使できるものとします。

イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。

- 4 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- 5 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2011年2月24日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権(長期・株式報酬型ストックオプション)割当契約書」及び「2011年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(ウ) 2010年2月25日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	事業年度末現在 (2011年12月31日)	提出日の前月末現在 (2012年2月29日)
新株予約権の数(個) (注) 1	293	293
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	293 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 1株)	293 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2010年3月16日 至 2018年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3、4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 2	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- 3 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。新株予約権者は、上記にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア) 新株予約権者が2012年2月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えていなかった場合には、2012年3月1日から2018年2月28日まで新株予約権を行使できるものとします。

イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。

- 4 上記3 ア)に従い募集新株予約権を行使する場合、以下の又はに掲げる日までの間、既に行使した募集新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができます。この場合において、当該計算により得られた数が整数でないときには、その数を切り上げて得られる整数を新株予約権者が行使できる本新株予約権の数とします。

2013年2月28日まで 50%

2018年2月28日まで 100%

- 5 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- 6 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2010年2月25日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権（中期・株式報酬型ストックオプション）割当契約書」及び「2010年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(エ) 2010年2月25日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	事業年度末現在 (2011年12月31日)	提出日の前月末現在 (2012年2月29日)
新株予約権の数(個) (注) 1	176	176
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	176 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 1株)	176 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2010年3月16日 至 2030年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 2	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- 3 新株予約権者は、当社の取締役又は監査役の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。新株予約権者は、上記にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア) 新株予約権者が2028年2月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2028年3月1日から2030年2月28日まで新株予約権を行使できるものとします。

イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。

- 4 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- 5 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2010年2月25日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権(長期・株式報酬型ストックオプション)割当契約書」及び「2010年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(オ) 2009年4月23日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	事業年度末現在 (2011年12月31日)	提出日の前月末現在 (2012年2月29日)
新株予約権の数(個) (注) 1	322	322
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	322 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 1株)	322 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2009年5月16日 至 2017年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3、4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 2	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- 3 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。新株予約権者は、上記にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア) 新株予約権者が2011年4月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えていなかった場合には、2011年5月1日から2017年4月30日まで新株予約権を行使できるものとします。

イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。

- 4 上記3 ア)に従い募集新株予約権を行使する場合、以下の又はに掲げる日までの間、既に行使した募集新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができます。この場合において、当該計算により得られた数が整数でないときには、その数を切り上げて得られる整数を新株予約権者が行使できる本新株予約権の数とします。

2012年4月30日まで 50%

2017年4月30日まで 100%

- 5 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- 6 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2009年4月23日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権（中期・株式報酬型ストックオプション）割当契約書」及び「2009年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(カ) 2009年3月25日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	事業年度末現在 (2011年12月31日)	提出日の前月末現在 (2012年2月29日)
新株予約権の数(個) (注) 1	142	142
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	142 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 1株)	142 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2009年4月16日 至 2029年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 2	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- 3 新株予約権者は、当社の取締役又は監査役の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。

新株予約権者は、上記にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア) 新株予約権者が2027年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2027年4月1日から2029年3月31日まで新株予約権を行使できるものとします。

イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。

- 4 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- 5 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2009年3月25日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権(長期・株式報酬型ストックオプション)割当契約書」及び「2009年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(キ) 2008年7月29日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	事業年度末現在 (2011年12月31日)	提出日の前月末現在 (2012年2月29日)
新株予約権の数(個) (注) 1	68	68
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	68 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 1株)	68 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2008年8月16日 至 2016年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3、4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 2	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- 3 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。新株予約権者は、上記にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア) 新株予約権者が2010年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2010年8月1日から2016年7月31日まで新株予約権を行使できるものとします。

イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。

- 4 上記3 ア)に従い募集新株予約権を行使する場合、以下の ア)又はイ)に掲げる日までの間、既に行使した募集新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができます。この場合において、当該計算により得られた数が整数でないときには、その数を切り上げて得られる整数を新株予約権者が行使できる本新株予約権の数とします。

2011年7月31日まで 50%

2016年7月31日まで 100%

- 5 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- 6 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2008年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権（株式報酬型ストックオプション）割当契約書」及び「2008年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(ク) 2007年4月27日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	事業年度末現在 (2011年12月31日)	提出日の前月末現在 (2012年2月29日)
新株予約権の数(個) (注) 1	72	72
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	72 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 1株)	72 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2007年5月16日 至 2027年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 2	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- 3 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役いずれの地位をも解任等の事由以外で喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。

新株予約権者は、上記にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア) 新株予約権者が2025年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2025年4月1日から2027年3月31日まで新株予約権を行使できるものとします。

イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。

- 4 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- 5 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2007年4月27日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権(株式報酬型ストックオプション)割当契約書」及び「2007年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(ケ) 2006年3月28日開催の株主総会決議によるもの

区分	事業年度末現在 (2011年12月31日)	提出日の前月末現在 (2012年2月29日)
新株予約権の数(個) (注) 1	26	26
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	26 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 1株)	26 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2006年4月26日 至 2026年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

この調整は当該時点で行使される新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。また、当社が他社と新設合併若しくは吸収合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

- 2 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び業務執行上で中枢的な役割を担う重要な役職の地位を、解任等の事由以外で喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り新株予約権を行使することができます。
- 新株予約権者は、上記にかかわらず、以下のア)イ)に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。
- ア) 2024年3月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2024年4月1日より新株予約権を行使できるものとします。
- イ) 当社が消滅会社となる合併で存続会社となる会社が本新株予約権に係る義務を承継する旨の定めのない合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転で完全親会社となる会社が本新株予約権に係る義務を承継する旨の定めのない議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。
- 各新株予約権の一部行使はできないものとします。

(コ) 2004年7月9日開催の臨時株主総会決議によるもの

区分	事業年度末現在 (2011年12月31日)	提出日の前月末現在 (2012年2月29日)
新株予約権の数(個) (注) 1	545	541
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1, 2	3,270 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 6株)	3,246 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 6株)
新株予約権の行使時の払込金額 (注) 2	新株予約権1個につき 480,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 2004年9月12日 至 2012年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (注) 2	発行価格 80,000円 資本組入額 40,000円	同左
新株予約権の行使の条件		同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 株主総会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。

2 新株予約権発行後に当社が株式の分割若しくは併合を行う場合、又はその他の事由により調整の必要が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使価額は調整され、それに伴い価格は変動します。

新株予約権行使の条件

1 新株予約権は、下記4の場合を除き、割当対象者に限り行使することができます。

2 割当対象者については、2012年8月23日までに、割当を受けた新株予約権のすべてについて一部又は全部を行使することができます。

3 新株予約権発行後に割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合及び当社の大株主の構成に重大な変更が生じた場合には、上記2の定めにかかわらず、下記6記載の「新株予約権割当契約」の定めるところにより、新株予約権の行使につき別に取り扱うことができるものとします。

4 新株予約権発行後、新株予約権を喪失することなく割当対象者が死亡した場合には、その相続人による新株予約権の行使を認めますが、行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間その他の新株予約権の行使の条件については、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

5 新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で、但し割当対象者に追加の実質的な経済的利益を与えることなく、新株予約権の目的となる株式数、権利行使価額、権利行使期間その他について必要と認める調整を行い、権利行使を制限し、又は未行使の新株予約権を失効させることができるものとします。

6 上記の他、割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合の行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間等、新株予約権の喪失事由その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2004年6月24日及び同年7月9日開催の当社取締役会決議並びに同年7月9日開催の当社株主総会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

(サ) 2003年10月3日開催の臨時株主総会決議によるもの

区分	事業年度末現在 (2011年12月31日)	提出日の前月末現在 (2012年2月29日)
新株予約権の数(個) (注) 1	536	535
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1, 2	3,216 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 6株)	3,210 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 6株)
新株予約権の行使時の払込金額 (注) 2	新株予約権1個につき 480,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 2003年12月12日 至 2012年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (注) 2	発行価格 80,000円 資本組入額 40,000円	同左
新株予約権の行使の条件		同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 株主総会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。

2 新株予約権発行後に当社が株式の分割若しくは併合を行う場合、又はその他の事由により調整の必要が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使価額は調整され、それに伴い価格は変動します。

新株予約権行使の条件

1 新株予約権は、下記4の場合を除き、割当対象者に限り行使することができます。

2 割当対象者については、2012年8月23日までに、割当を受けた新株予約権のすべてについて、一部又は全部を行使することができます。

3 新株予約権発行後に割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合及び当社の大株主の構成に重大な変更が生じた場合には、上記2の定めにかかわらず、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところにより、新株予約権の行使につき別に取り扱うことができるものとします。

4 新株予約権発行後、新株予約権を喪失することなく割当対象者が死亡した場合には、その相続人による新株予約権の行使を認めますが、行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間その他の新株予約権の行使の条件については、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

5 新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で、但し割当対象者に追加の実質的な経済的利益を与えることなく、新株予約権の目的となる株式数、権利行使価額、権利行使期間その他について必要と認める調整を行い、権利行使を制限し、又は未行使の新株予約権を失効させることができるものとします。

6 上記の他、割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合の行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間等、新株予約権の喪失事由その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2003年9月18日開催の当社取締役会決議及び2003年10月3日開催の当社臨時株主総会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

(シ) 2002年7月8日開催の臨時株主総会決議によるもの

区分	事業年度末現在 (2011年12月31日)	提出日の前月末現在 (2012年2月29日)
新株予約権の数(個) (注) 1	504	502
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1, 2	3,024 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 6株)	3,012 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式の数 6株)
新株予約権の行使時の払込金額 (注) 2	新株予約権1個につき 480,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 2002年9月12日 至 2012年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (注) 2	発行価格 80,000円 資本組入額 40,000円	同左
新株予約権の行使の条件		同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 株主総会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。

2 新株予約権発行後に当社が株式の分割若しくは併合を行う場合、又はその他の事由により調整の必要が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使価額は調整され、それに伴い価格は変動します。

新株予約権行使の条件

- 1 新株予約権は、下記4の場合を除き、割当対象者に限り行使することができます。
- 2 割当対象者については、2012年8月23日までに、割当を受けた新株予約権のすべてについて、一部又は全部を行使することができます。
- 3 新株予約権発行後に割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合及び当社の大株主の構成に重大な変更が生じた場合には、上記2の定めにかかわらず、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところにより、新株予約権の行使につき別に取り扱うことができるものとします。
- 4 新株予約権発行後、新株予約権を喪失することなく割当対象者が死亡した場合には、その相続人による新株予約権の行使を認めますが、行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間その他の新株予約権の行使の条件については、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。
- 5 新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で、但し割当対象者に追加の実質的な経済的利益を与えることなく、新株予約権の目的となる株式数、権利行使価額、権利行使期間その他について必要と認める調整を行い、権利行使を制限し、又は未行使の新株予約権を失効させることができるものとします。
- 6 上記の他、割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合の行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間等、新株予約権の喪失事由その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2002年6月18日開催の当社取締役会決議及び2002年7月8日開催の当社臨時株主総会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2007年9月1日(注) 1	507,351	—	—	—	—	—
2007年1月1日～ 2007年12月31日(注) 2	37,395	6,927,357.74	1,502	116,734	1,502	30,873
2008年10月31日(注) 3	0.74	6,927,357	—	—	—	—
2008年1月1日～ 2008年12月31日(注) 4	10,750	6,938,107	428	117,162	429	31,302
2009年1月1日～ 2009年12月31日(注) 5	2,003	6,940,110	80	117,242	80	31,382
2010年1月1日～ 2010年12月31日(注) 6	7,703	6,947,813	308	117,550	308	31,690

(注) 1 2007年9月1日付で株式会社ジュピターTVと合併(合併比率1:1.40665)したことにより、株式会社ジュピターTVの株主であった住友商事に対して普通株式253,676株を、リパティ グローバル ジャパン ツー , エルエルシーに対して普通株式253,675株を割当交付しております。なお、資本金及び資本準備金は増加していません。

2 スtockオプション行使による増加

1株当たり発行価格	1株当たり資本組入額	株数
80,000円	40,000円	36,295株
92,000円	46,000円	1,100株

3 2008年10月31日に、当社は保有する自己株式のうち、0.74株を消却いたしました。

4 スtockオプション行使による増加

1株当たり発行価格	1株当たり資本組入額	株数
80,000円	40,000円	10,705株
1円	1円	45株

5 スtockオプション行使による増加

1株当たり発行価格	1株当たり資本組入額	株数
80,000円	40,000円	1,990株
1円	1円	13株

6 スtockオプション行使による増加

1株当たり発行価格	1株当たり資本組入額	株数
80,000円	40,000円	7,703株

(6) 【所有者別状況】

(2011年12月31日現在)

(2011年12月31日現在)

区分	株式の状況								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他 (注)	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	17	19	78	301	8	9,651	10,074	—
所有株式数 (株)	—	433,742	9,336	4,913,164	1,502,531	40	89,000	6,947,813	—
所有株式数 の割合(%)	—	6.23	0.13	70.72	21.63	0.00	1.29	100.00	—

(注) 自己株式22,640株は、「個人その他」の欄に含んでおります。

(7) 【大株主の状況】

(2011年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
住友商事株式会社	東京都中央区晴海 1 丁目 8 -11	2,777,912	39.98
K D D I 株式会社 (注) 3	東京都新宿区西新宿 2 丁目 3 - 2	2,133,797	30.71
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島 4 丁目16-13)	233,056	3.35
資産管理サービス信託銀行株式会社 (金銭信託課税口) (注) 4	東京都中央区晴海 1 丁目 8 -12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ棟	173,752	2.50
みずほ信託銀行株式会社 有価証券管理信託0700117 (注) 4, 5	東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1	152,904	2.20
UBS SECURITIES LLC-HFS CUSTOMER SEGREGATED ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式 会社)	677 WASHINGTON BLVD. STAMFORD, CONNECTICUT 06901 USA (東京都品川区東品川 2 丁目 3 -14)	84,507	1.21
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町 2 丁目11番 1 号 山王パークタワー)	69,774	1.00
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋 3 丁目11- 1)	62,020	0.89
JP MORGAN CHASE BANK 385174 (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行決済営業部)	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島 4 丁目16-13)	54,569	0.78
MORGAN STANLEY & CO, LLC (常任代理人 モルガン・スタンレー M U F G証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵 比寿 4 丁目20- 3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	51,800	0.74
計	—	5,794,091	83.39

- (注) 1 所有割合においては、表示単位未満は切り捨てて表示しております。
- 2 上記のほか当社所有の自己株式22,640株(当期末発行済株式総数に対する所有割合0.32%)があります。
- 3 前事業年度末現在、主要株主であったKDDI Global Media, LP及びKDDI International Holdings, LLCは2011年 3 月に清算され、それぞれの出資資産の還付としてKDDIが当社株式2,133,797株を取得しております。
- 4 資産管理サービス信託銀行株式会社及びみずほ信託銀行株式会社が所有する株式はすべて信託業務にかかる株式であります。
- 5 みずほ信託銀行株式会社が所有する当社株式152,904株は、KDDIとの有価証券管理信託契約に基づくものであります。当該契約では、KDDIは議決権その他の権利を行使または指図する権限を有さず、投資をするのに必要な権限または指図する権限を有しないこと、みずほ信託銀行株式会社が認める一定の場合に限り、信託元本の全部または一部の解約が行われ、信託株式が返還されることがあること等が定められております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(2011年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 22,640	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,925,173	6,925,173	権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	6,947,813	—	—
総株主の議決権	—	6,925,173	—

【自己株式等】

(2011年12月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ジュピターテレコム	東京都千代田区丸の内 一丁目8番1号	22,640	—	22,640	0.32
計	—	22,640	—	22,640	0.32

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。

当該制度は会社法第236条、第238条及び第240条の規定、又は旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行によるものであります。

(ア) 2012年2月29日取締役会決議によるもの（中期インセンティブ型）

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

決議年月日	2012年2月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	389株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2012年3月16日 至 2020年2月29日
新株予約権の行使の条件	（注）3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には当社取締役会承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

（注）1 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。なお、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

3 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。新株予約権者は、上記にかかわらず、以下のア）又はイ）に定める事由（ただし、イ）については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア）新株予約権者が2014年2月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えていなかった場合には、2014年3月1日から2020年2月29日まで新株予約権を行使できるものとします。

イ）当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には）、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。

4 上記3 ア）に従い募集新株予約権を行使する場合、以下の ア）又は イ）に掲げる日までの間、既に行使した募集新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができます。この場合において、当該計算により得られた数が整数でないときには、その数を切り上げて得られる整数を新株予約権者が行使できる本新株予約権の数とします。

2015年2月28日まで 50%

2020年2月29日まで 100%

- 5 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- 6 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2012年2月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権（中期・株式報酬型ストックオプション）割当契約書」及び「2012年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(イ) 2012年2月29日取締役会決議によるもの(長期インセンティブ型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

決議年月日	2012年2月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	310株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権 1個につき 1円
新株予約権の行使期間	自 2012年3月16日 至 2032年2月29日
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には当社取締役会承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 新株予約権 1個あたりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。なお、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- 3 新株予約権者は、当社の取締役又は監査役の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。新株予約権者は、上記にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア) 新株予約権者が2030年2月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2030年3月1日から2032年2月29日まで新株予約権を行使できるものとします。

イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。

- 4 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- 5 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2012年2月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権(長期・株式報酬型ストックオプション)割当契約書」及び「2012年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(ウ) 2011年2月24日取締役会決議によるもの(中期インセンティブ型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

決議年月日	2011年2月24日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社執行役員 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(エ) 2011年2月24日取締役会決議によるもの(長期インセンティブ型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

決議年月日	2011年2月24日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(オ) 2010年2月25日取締役会決議によるもの(中期インセンティブ型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

決議年月日	2010年2月25日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(カ) 2010年2月25日取締役会決議によるもの(長期インセンティブ型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

決議年月日	2010年2月25日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(キ) 2009年4月23日取締役会決議によるもの(中期インセンティブ型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

決議年月日	2009年4月23日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(ク) 2009年3月25日取締役会決議によるもの(長期インセンティブ型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

決議年月日	2009年3月25日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社監査役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(ケ) 2008年7月29日取締役会決議によるもの(中期インセンティブ型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、2007年3月27日開催の当社株主総会で決議された範囲内で、当社が当社の取締役等(専ら当社の業務執行に従事している者に限る)に対し、中期的な会社業績や株価の向上を図ること等を目的に付与する中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

決議年月日	2008年7月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、当社執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(コ) 2007年4月27日取締役会決議によるもの(長期インセンティブ型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、2007年3月27日開催の当社株主総会で決議された範囲内で、当社が当社の取締役(専ら当社の業務執行に従事している者に限る)及び監査役(非常勤を除く)に対し、長期的な会社業績や株価の向上を図ること等を目的に付与する長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

決議年月日	2007年4月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名、当社監査役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(サ) 2006年3月28日開催の株主総会決議によるもの

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役（専ら当社の業務執行に従事している者に限る）、監査役（非常勤を除く）及び業務執行上で中枢的な役割を担う重要な役職者であって取締役会で特に指定する者に対し、新株予約権を付与することを、2006年3月28日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	2006年3月28日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名、当社監査役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(シ) 2004年7月9日開催の臨時株主総会決議によるもの

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、2004年6月24日及び同年7月9日開催の当社取締役会決議並びに2004年7月9日開催の当社臨時株主総会の特別決議に基づく当社ストックオプション制度に基づき、当社が当社の取締役及び従業員、当社の子会社、関連会社及び経営を支援している会社の取締役、監査役及び従業員に対して新株予約権を割り当てたものであります。

決議年月日	2004年7月9日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、当社従業員248名、当社の子会社、関連会社及び経営を支援している会社の取締役、監査役及び従業員305名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(ス) 2003年10月3日開催の臨時株主総会決議によるもの

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、2003年9月18日開催の当社取締役会決議及び2003年10月3日開催の当社臨時株主総会の特別決議に基づく当社ストックオプション制度に従って、当社が当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び従業員に対して新株予約権を割り当てたものであります。

決議年月日	2003年10月3日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、当社監査役1名、当社従業員465名、当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び従業員134名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(セ) 2002年7月8日開催の臨時株主総会決議によるもの

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、2002年6月18日開催の当社取締役会決議及び2002年7月8日開催の当社臨時株主総会の特別決議に基づく当社ストックオプション制度に従って、当社が当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び従業員に対して新株予約権を割り当てたものであります。

決議年月日	2002年7月8日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、当社監査役2名、当社従業員499名、当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び従業員246名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2012年1月25日)での決議状況 (取得期間2012年2月15日～2012年8月31日)	65,000	5,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	15,735	1,273
提出日現在の未行使割合(%)	75.79	74.53

(注) 当期間における取得自己株式には、2012年3月1日から有価証券報告書提出日までの株式数は含めておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (ストックオプションの行使)	1,462	5,761,390	—	—
保有自己株式数	22,640	—	38,375	—

(注) 当期間における保有自己株式数は、2012年3月1日から有価証券報告書提出日までの株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しております。当社グループの将来の成長に必要な投資のための内部留保の充実や財務体質の強化を図ると共に、これらのための資金を確保した後の余剰資金につきましては、現金及び現金同等物やフリー・キャッシュ・フローの動向を勘案しつつ、連結業績や連結配当性向にも留意し、継続的な配当を実施することを基本方針としております。また、資本効率の向上と株主の皆様への一層の利益還元を目的とした、自己株式の取得も検討してまいります。この方針に基づき、当社は1株当たり配当金を前事業年度の1,500円に対し、当事業年度には1,800円に増配いたしました。また、2012年2月15日から8月31日までの期間に、取得価額の総額50億円(上限)、取得する株式の総数65,000株(上限)の自己株式の取得を行っております。

当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定めております。剰余金の配当は年2回を基本的な方針とし、配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2011年7月26日 取締役会決議	6,232	900
2012年3月28日 定時株主総会決議	6,233	900

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2007年12月	2008年12月	2009年12月	2010年12月	2011年12月
最高(円)	113,000	102,000	97,400	110,000	93,500
最低(円)	72,900	53,500	56,300	81,500	74,500

(注) 最高・最低株価は、2010年3月31日以前はジャスダック証券取引所におけるものであり、2010年4月1日から2010年10月11日までは大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、2010年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2011年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	91,500	93,500	86,200	84,300	80,700	79,600
最低(円)	86,500	82,800	81,800	76,300	74,600	74,700

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社長 代表取締役	最高経営責任者 ケーブルTV事業部門 分掌 兼 メディア事業部門 分掌 兼 ケーブルTV事業部門 長	森 修 一	1949年 3月8日生	1972年 4月 住友商事(株) 入社 2000年 4月 同社 理事 機電システム本部長 2003年 4月 同社 執行役員 経営企画部長 2005年 4月 同社 常務執行役員 欧州総支配人 (ロンドン) 2007年 4月 同社 専務執行役員 欧州総支配人 (ロンドン) 2008年 4月 同社 専務執行役員 化学品・エレクトロニクス事業部門長 2008年 6月 同社 代表取締役 専務執行役員 化学品・エレクトロニクス事業部門長 2009年 4月 同社 代表取締役 専務執行役員 関西ブロック長 2009年 6月 同社 専務執行役員 関西ブロック長 2011年 3月 当社 代表取締役社長 最高経営責任者 ケーブルTV事業部門分掌兼ケーブルTV事業部門担当 2011年 7月 当社 代表取締役社長 最高経営責任者 ケーブルTV事業部門分掌兼メディア事業部門分掌兼ケーブルTV事業部門長(現在)	(注)4	200
副社長 代表取締役	事業戦略部門分掌 兼 事業戦略部門長	大 山 俊 介	1950年 5月6日生	1975年 4月 新日本製鐵(株) 入社 2000年 7月 日本移動通信(株) 理事 経営企画部長 2001年 6月 K D D I (株) 理事 au事業企画部長 2003年 4月 同社 執行役員 購買本部長 2004年 4月 KDDIテレマーケティング(株) (現(株) KDDIエボルバ) 代表取締役副社長 2006年 4月 K D D I (株) 執行役員 渉外・広報本部長 2007年 6月 同社 執行役員 経営企画室長 2009年 1月 同社 執行役員 経営企画室長兼海外戦略部長 2010年 3月 当社 取締役 2010年 4月 K D D I (株) 執行役員 経営戦略本部長兼海外戦略部長 2010年 7月 同社 執行役員 経営戦略本部長 2010年 10月 同社 執行役員 経営戦略本部長兼CATV事業推進本部長 2011年 3月 当社 代表取締役副社長 事業戦略部門分掌 2011年 7月 当社 代表取締役副社長 事業戦略部門分掌兼事業戦略部門長(現在)	(注)4	100
専務取締役	最高財務責任者 経営管理部門長 兼 情報システム部門長 兼 購買本部長	青 木 智 也	1961年 12月1日生	1984年 4月 (株)日本興業銀行 入行 2003年 2月 キャピタル・インターナショナル・リサーチ グローバル プライベートエクイティ プリンシパル 2007年 7月 当社 最高財務責任者 経営戦略部門担当補佐 2007年 9月 当社 最高財務責任者 経営戦略部門担当兼経営戦略本部長兼財務・経理本部長 2008年 3月 当社 常務取締役 最高財務責任者 経営戦略部門担当兼経営戦略本部長兼財務・経理本部長 2008年 12月 (株)メディアッティ・コミュニケーションズ 代表取締役社長 2010年 3月 当社 代表取締役専務取締役 最高財務責任者 経営戦略部門担当 2011年 7月 当社 代表取締役専務取締役 最高財務責任者 経営管理部門長兼情報システム部門長兼購買本部長 2012年 3月 当社 専務取締役 最高財務責任者 経営管理部門長兼情報システム部門長兼購買本部長(現在)	(注)4	99

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
専務取締役	ケーブルTV事業部門 副部門長	福 田 峰 夫	1951年 11月4日生	1975年 4月 ㈱日本リクルートセンター(現 ㈱リクルート) 入社 1999年 6月 同社 常務取締役 2002年 6月 ㈱角川書店 代表取締役社長 2003年 4月 ㈱角川ホールディングス 専務取締役 兼COO兼㈱角川書店 代表取締役社長 2006年 3月 当社 取締役副社長 2006年 6月 当社 代表取締役副社長 2010年 4月 ジュビターショップチャンネル(株) 顧問 2011年 3月 当社 専務取締役 社長付 2011年 7月 当社 専務取締役 ケーブルTV事業部門副部門長(現在)	(注)4	258
取締役	事業戦略部門 副部門長 兼 ケーブルTV事業部門長 補佐 兼 マーケティング本部長 兼 サービス戦略本部長	加 藤 徹	1964年 2月12日生	1988年 4月 住友商事(株) 入社 2000年 4月 ソフトバンク・ブロードメディア(株) 執行役員 経営企画本部長 2005年 3月 当社 取締役(現在) 2006年 1月 当社 商品戦略本部長 2007年 4月 当社 商品戦略部門担当兼商品戦略本部長 2008年 5月 当社 事業戦略部門担当兼商品戦略本部長 2008年 11月 当社 事業戦略部門担当兼商品戦略本部長兼営業本部長 2009年 4月 当社 事業戦略部門担当兼ケーブルTV事業部門副担当兼営業本部長兼商品戦略本部長兼神奈川地区本部長兼九州地区本部長 2009年 11月 当社 事業戦略部門担当兼商品戦略本部長 2010年 7月 当社 事業戦略部門担当 2011年 7月 当社 事業戦略部門副部門長兼ケーブルTV事業部門長補佐兼マーケティング本部長兼サービス戦略本部長(現在)	(注)4	153
取締役	技術部門副部門長	山 添 亮 介	1960年 7月26日生	1985年 4月 国際電信電話(株)(現 K D D I ㈱) 入社 1995年 7月 同社 グローバルマルチメディア推進室調査役 1998年 6月 ケイディディ・メディアネット(株) 企画本部長 2000年 6月 同社 代表取締役社長 2006年 4月 ジャパンケーブルネット(株) 代表取締役副社長 2011年 6月 当社 技術部門副部門長 2011年 7月 当社 上席執行役員 技術部門副部門長 2012年 3月 当社 取締役 技術部門副部門長(現在)	(注)4	—
取締役	関西本部副本部長	中 井 芳 紀	1951年 1月9日生	1973年 4月 住友商事(株) 入社 2000年 4月 同社 情報・電機システム部長 2003年 11月 同社 クアラルンプール支店長 2008年 5月 同社 メディア事業本部長付 2008年 7月 ㈱ジェイコムウエスト 社長補佐 2009年 3月 同社 取締役副社長 2010年 3月 住友商事(株) メディア事業本部長付 2011年 3月 ㈱ジェイコムウエスト 取締役副社長 2011年 7月 当社 関西本部副本部長(現在) 2012年 3月 当社 取締役(現在) ㈱ジェイコムウエスト 代表取締役社長(現在) 吹田ケーブルテレビジョン(株) 代表取締役社長(現在) 高槻ケーブルネットワーク(株) 代表取締役社長(現在) 東大阪ケーブルテレビ(株) 代表取締役社長(現在)	(注)4	7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		大澤 善雄	1952年 1月22日生	1975年 4月 住友商事(株) 入社 1999年 9月 同社 エレクトロニクス本部電子材部長 2001年 4月 同社 ネットワーク事業本部ネットワークシステム部長 2002年 5月 同社 ネットワーク事業本部長補佐兼ネットワークシステム部長 2003年 4月 同社 理事 ネットワーク事業本部長 2005年 4月 同社 執行役員 ネットワーク事業本部長 2007年 3月 当社 取締役(現在) 2007年 4月 住友商事(株) 執行役員 メディア事業本部長 2008年 4月 同社 常務執行役員 メディア・ライフスタイル事業部門長 2008年 6月 同社 代表取締役常務執行役員 メディア・ライフスタイル事業部門長 2011年 4月 同社 代表取締役専務執行役員 メディア・ライフスタイル事業部門長(現在)	(注)4	—
取締役		御子神 大介	1959年 7月7日生	1983年 4月 住友商事(株) 入社 2001年 4月 エスシー・コムテクス(株) 取締役 通信システム事業部長 2004年 4月 住商エレクトロニクス(株) ネットワークマネジメント事業部長 2005年 8月 住商情報システム(株) SSEカンパニーネットワークマネジメント事業部長 2006年 3月 当社 取締役 2006年 4月 住友商事(株) メディア事業本部ケーブルテレビ事業部長 2010年 3月 当社 取締役(現在) 2011年 4月 住友商事(株) 理事 メディア事業本部長(現在)	(注)4	—
取締役		両角 寛文	1956年 5月2日生	1979年 4月 バイオニア(株) 入社 1995年 6月 第二電電(株) 取締役 2001年 6月 K D D I (株) 執行役員 経営管理本部長兼経営管理部長兼経理部長 2003年 4月 同社 執行役員常務 経営管理本部長 2003年 6月 同社 取締役執行役員常務 経営管理本部長 2004年 4月 同社 取締役執行役員常務 モバイルソリューション事業本部長 2005年 4月 同社 取締役執行役員常務 au事業本部長 2005年 12月 同社 取締役執行役員常務 コンシューマ事業統轄本部長 2007年 4月 同社 取締役執行役員常務 子会社担当、総務・人事本部担当 2007年 6月 同社 取締役執行役員専務 総務・人事本部担当、経営戦略担当 2010年 3月 当社 取締役(現在) 2010年 4月 K D D I (株) 取締役執行役員専務 コーポレート統括本部長 2010年 6月 同社 代表取締役執行役員副社長 コーポレート統括本部長(現在)	(注)4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		高 橋 誠	1961年 10月24日生	1984年 4月 京セラ(株) 入社 1984年 6月 第二電電企画(株) 入社 2003年 4月 K D D I(株) 執行役員 コンテンツ本 部長兼コンテンツ企画部長 2004年 4月 同社 執行役員 コンテンツ・メディ ア本部長兼コンテンツメディア部長 2005年 4月 同社 執行役員 コンテンツ・メディ ア事業本部長 2007年 4月 同社 執行役員 コンシューマ事業統 轄本部長 2007年 6月 同社 取締役執行役員常務 コン シューマ事業統轄本部長 2009年 4月 同社 取締役執行役員常務 コン シューマ商品統括本部長 2010年 3月 当社 取締役(現在) 2010年 4月 K D D I(株) 取締役執行役員常務 グ ループ戦略統括本部長 2010年 6月 同社 代表取締役執行役員専務 グ ループ戦略統括本部長 2011年 4月 同社 代表取締役執行役員専務 新規 事業統括本部長(現在)	(注)4	—
常勤 監査役		藤 本 邦 雄	1950年 11月17日生	1973年 4月 住友商事(株) 入社 1990年 3月 SUMICORP FINANCE LTD.(ロンドン) 2000年 3月 住友商事(株) プロジェクト金融部長 2004年 4月 同社 理事 コーポレートファイナン ス部長 2006年 4月 米国住友商社会社 副社長兼CFO 2009年 5月 住友商事フィナンシャルマネジメン ト(株) 代表取締役社長 2011年 3月 同社 顧問 当社 常勤監査役(現在)	(注)5	—
監査役		澁 谷 年 史	1955年 3月18日生	1979年 4月 住友商事(株) 入社 1992年 9月 米国住友商社会社 1999年 1月 住友商事(株) 法務部長付 2004年 1月 米国住友商社会社 2009年 4月 住友商事(株) 理事 2009年 6月 米国住友商社会社 北米住友商事グ ループCAO 2010年 3月 当社 監査役(現在) 2010年 4月 住友商事(株) 理事 メディア・ライフ スタイル総括部長 2011年 4月 同社 執行役員 メディア・ライフスタ イル総括部長(現在)	(注)5	—
監査役		高 木 憲一郎	1959年 5月12日生	1983年 4月 日本電信電話(株) 入社 1991年 3月 第二電電(株) 入社 2002年 6月 K D D I(株) 経理部長 2007年 4月 同社 総務部長 2009年 4月 同社 経営管理本部長 2010年 3月 当社 監査役(現在) 2010年 10月 K D D I(株) 理事 経営管理本部長(現 在)	(注)5	—
監査役		山 口 勝 之	1966年 9月22日生	1991年 4月 第一東京弁護士会登録 西村総合法律事務所(現 西村あさひ 法律事務所)入所 1998年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2000年 8月 西村総合法律事務所(現 西村あさひ 法律事務所)パートナー(現在) 2001年 3月 楽天(株) 監査役(現在) 2007年 7月 フリービット(株) 監査役(現在) 2011年 3月 当社 監査役(現在)	(注)6	—
計						817

- (注) 1 取締役 大澤善雄氏、御子神大介氏、両角寛文氏、高橋誠氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役 澁谷年史氏、高木憲一郎氏、山口勝之氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当社は、監査役 山口勝之氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
- 4 2012年3月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
- 5 2012年3月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 6 2012年3月28日開催の定時株主総会の終結の時から3年間

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率性の向上と健全性の維持及びこれらを達成するための経営の透明性の確保がコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。そして、当社に最も相応しい経営体制の構築を目指し、「株主を含めた全てのステークホルダーに対する中長期的な企業価値の最大化」を実現すべく、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実と強化に努めております。

コーポレート・ガバナンスの体制

イ. コーポレート・ガバナンスの体制の概要

当社の取締役会は、社外取締役4名を含む取締役11名(本報告書提出日現在)で構成されており、原則毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、当社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定、並びに当社及び連結子会社の業務執行の監督を行っております。また、2004年9月5日開催の臨時株主総会において、当社におけるコーポレート・ガバナンス機能の一層の充実の観点から、また、事業環境の変化に迅速に対応するために取締役の任期を就任後1年としております。

また、業務執行の責任と権限を明確にすると共に、業務執行機能のさらなる強化を目的として、2008年3月より執行役員制度を導入しております。

さらに、当社及び連結子会社の業績管理を含む経営上の重要事項につき討議すると共に、社長決裁事項などに関する諮問等を行い、社長以下、取締役の業務の適切な遂行への助言を行うことを目的に、常勤取締役及び上席執行役員で構成される経営会議を設置し、迅速かつ適切な意思決定に資する体制となっております。

当社は、監査役及び社外監査役によって構成される監査役会を設置しております。監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名(本報告書提出日現在)で構成され、1名が常勤であります。また、社外監査役のうち1名は、大阪証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。各監査役は、監査役会が作成した監査計画にしたがって、業務活動の全般にわたり、方針、計画、手続の妥当性及業務実施の有効性、法令等の遵守状況等につき、取締役会その他重要な会議への出席、重要な書類の閲覧、連結子会社の調査などを通じた監査を行い、これらを監査役会に報告しております。さらに、会計監査人から随時監査に関する報告及び説明を受け、かつ計算書類及び附属明細書についても検討を加えております。

ロ. 現状のコーポレート・ガバナンスの体制を採用する理由

上記の通り、当社は監査役体制の強化・充実により、コーポレート・ガバナンスの実行性をあげることが最も合理的であると考え、監査役会設置会社制度を選択しております。社外取締役4名を含む取締役会による業務執行の監督と社外監査役3名を含む監査役会による適法性・妥当性監査の2つの監視機能を発揮できる体制を維持することが当社にとって最適な体制であると考えております。

ハ. コンプライアンス体制の整備

当社では、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を目的に、人事・管理部門長兼情報システム部門副部門長を委員長とする社長直結のコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会では「コンプライアンス・マニュアル」を、連結子会社に加え、持分法適用会社であるディスカバリー・ジャパン(株)の正社員及び契約社員に配布し、コンプライアンスに関連する問題の理解及びコンプライアンス意識の醸成を図っております。また、コンプライアンスをテーマとする研修のほか、管理職研修や入社時研修等、各種の研修においてコンプライアンスを取り上げ、グループにおけるコンプライアンスの周知と認識の統一を図っております。

さらに、コンプライアンスの観点から問題が生じた場合に、何らかの事情で通常の職制ラインでの処理・報告が困難である場合に備え、問題に気づいた者が直接コンプライアンス委員会、外部弁護士又は当社常勤監査役に情報連絡できる制度である「スピークアップ制度」を導入しております。

二. リスク管理体制の整備の状況

当社では、代表取締役及びその他業務執行を担当する取締役が、企業活動に伴うあらゆるリスクについて、当社グループの総合的なリスクマネジメント体制を整備すると共に、監査本部が当社グループの横断的なリスク状況の監視をおこない、その結果を定期的に経営陣に報告する事としております。

当社は、個人情報を取り扱う事業上の特性により、「情報セキュリティ管理に関する基本規程」を制定し、人事・管理部門長兼情報システム部門副部門長を委員長とする情報セキュリティ委員会を開催するなど、情報セキュリティの強化施策を推進しております。また、全てのシステムに対するセキュリティ・ホール対策も講じております。さらに、個人情報の保護に関しては、財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)のプライバシーマーク認定制度を活用しており、当社を含むほぼ全ての連結子会社に加え、持分法適用会社であるディスカバリー・ジャパン(株)にてプライバシーマークを取得した上で、個人情報の適切な取り扱い及び管理体制を構築しております。

リスク管理体制としては、放送・通信サービスの安定した供給を目的とし、障害発生時には迅速に対応できるよう、グループ各社のネットワーク状況を24時間監視する体制を構築すると共に、「危機管理マニュアル」を制定し、危急時の対処及び報告体制を構築しております。なお、大地震等の災害が発生した場合の対応の為、定期的な災害訓練を実施しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

イ. 内部監査

当社の内部監査に関しては、他の業務執行から独立した組織として、社長直属の監査本部を設置し、本部内に内部監査部とインターナルコントロール推進部の2部を配置しております。

内部監査部は15名の陣容にて、年間監査計画に基づき、当社及び連結子会社に対して、総合的な監査を実施しております。監査の実施頻度としては従来、隔年制で2年に1回の実施としておりましたが、当事業年度は、ケーブルテレビ子会社につきまして隔年制から毎年実施に変更し、全社に対し監査を実施いたしました。なお、2012年度からは当社各部署及び番組供給会社等を含むグループ内の全ての部署、拠点について毎年監査に変更、実施の予定であります。

監査の結果については、社長に監査報告書を提出すると共に、監査役、関連役員へ回付し、情報の共有を図っております。また、監査指摘事項については、監査の都度、拠点長にフィードバックを行うと共に指摘事項に対する改善状況を定期的にトレースしております。

監査本部におけるもう一つの機能が金融商品取引法に対応する内部統制監査の実施であります。内部統制監査につきましては、グループ全社における内部統制の枠組作りと、関連事項の全社周知を目的として、最高財務責任者を委員長とする社長直結のインターナルコントロール委員会を設置し、同委員会の下で、具体的な企画・統制の有効性検証を行う実行組織として、8名の陣容にてインターナルコントロール推進部を配置しております。

具体的には、当社内部の各組織並びに連結子会社の主要な業務について業務フローを文書化し、正確な財務諸表作成のためのチェックポイントとして種々のコントロールを設置、年間を通じてそれらコントロールの有効性検証のためのテストングを行っております。当社グループでは本邦企業に先立ち、2006年以降米国サーベンスオクスレー法(US-SOX法)対応を行ってまいりました。現在は本邦金融商品取引法への対応のみを実施しておりますが、これまで財務諸表作成プロセスにおいて重大な欠陥、あるいは開示を要する重要な不備は発生しておりません。

ロ. 監査役監査

監査役会は、社外監査役3名を含む計4名の監査役(本報告書提出日現在)で構成され、原則毎月1回開催し、監査の方針・計画・方法その他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。

監査役は、監査役会で決定された監査方針及び監査計画にしたがって、業務活動の全般にわたり、方針、計画、手続の妥当性や業務実施の有効性、法令などの遵守状況等につき、取締役会その他重要な会議(インターナルコントロール委員会及びコンプライアンス委員会を含む)への出席、重要な書類の閲覧、連結子会社の調査などを通じた監査を行い、これらを監査役会に報告しております。

さらに、監査役は、連結子会社の監査役等との情報連絡会を行うなど、連結子会社の監査役等との意思疎通及び情報の交換を図っております。

なお、常勤監査役である藤本邦雄氏及び社外監査役である高木憲一郎氏は、財務・経理部門において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

ハ. 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、高橋勉氏、福田秀敏氏及び岩出博男氏であり、有限責任 あずさ監査法人に属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士15名、その他19名であります。

二. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

監査本部は監査役と定期的に打合せを行い、適時に内部監査の計画及び結果について報告するなど、効率的な監査役監査に資するよう、緊密な連携を保っております。

また、監査役は会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図ると共に、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図っております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は4名、社外監査役は3名であります。

社外取締役である大澤善雄氏及び御子神大介氏は、当社の大株主である住友商事の出身であり、同社と当社との間には記載すべき特別な利害関係はありません。両氏は長年にわたり放送・通信業界の職務に携わっており、その経歴を通じて培った幅広い経験、見識及び経営に関する実効的な視点を当社事業活動の監督に取り入れる観点から選任しております。

社外取締役である両角寛文氏及び高橋誠氏は、当社の大株主であるKDDIの出身であり、同社と当社との間には一部の事業分野における事業提携その他の商取引の関係があります。両氏は長年にわたり通信業界の職務に携わると共に、企業経営の経験を有しており、その経歴を通じて培った幅広い経験、見識を当社事業活動の監督に取り入れる観点から選任しております。

社外取締役は、取締役会への出席を通じて必要な情報の収集を行うと共に意見を述べ、適宜そのフィードバックを受けることで、内部監査部門や会計監査人との連携を図っております。

社外監査役である澁谷年史氏は、当社の大株主である住友商事の出身であり、同社と当社との間に記載すべき特別な利害関係はありません。同氏は、企業法務に精通しており、長年にわたるその経験、見識を有する社外監査役として、取締役の職務執行に対して独立した監査が実現することを期待し、同氏を選任しております。なお、同氏はSCSK株式会社の社外監査役、サミット株式会社の社外監査役であります。

社外監査役である高木憲一郎氏は、当社の大株主であるKDDIの出身であり、同社と当社との間には一部の事業分野における事業提携その他の商取引の関係があります。同氏は、企業会計に精通しており、長年にわたるその経験、見識を有する社外監査役として、取締役の職務執行に対して独立した監査が実現することを期待し、同氏を選任しております。

社外監査役である山口勝之氏は、西村あさひ法律事務所の弁護士であり、同氏と当社との間に人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。同氏は弁護士として企業法務に精通しており、上場会社の監査役としての経験を有しております。その長年の経験や幅広い見識を有する社外監査役として、取締役の職務執行に対して独立した監査を期待し、同氏を選任しております。なお、同氏は、楽天株式会社の社外監査役、フリービット株式会社の社外監査役であります。また、監査役の職務執行にあたり一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届出をしております。

社外監査役は、「内部監査、監査役監査及び会計監査の状況」に記載のとおり、会計監査人と意見交換を行いながら、相互連携を図っております。また、社外監査役は、取締役会に出席すると共に、毎月開催の監査役会で取締役の業務執行状況を常勤監査役から聴取する等、取締役の業務執行状況を監視しております。

各社外取締役及び社外監査役は、開催された取締役会もしくは監査役会に適宜出席し、付議された議案に関してはもちろんのこと、経営等に関して積極的に発言しております。

なお、当社は社外監査役山口勝之氏との間で、当社への損害賠償責任を会社法第425条第1項に規定された最低責任限度額を限度とする、責任限定契約を締結しております。

株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、従前の決議を見直し、2011年7月の取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

当社は、経営の効率性の向上と健全性の維持及びこれらを達成するための経営の透明性の確保がコーポレートガバナンスの基本であると考え、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っている。

なお、以下に掲げる事項は、当社において既に構築され、実施されている体制について確認するものであるが、今後も不断の見直しにより、その時々々の要請に合致した体制を構築し、実施していくものである。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1) 『行動指針』において役職員のコンプライアンスを掲げ、法令及び定款その他社内規程等の遵守を徹底している。
- (2) 『コンプライアンス委員会等に関する規程』を制定し、コンプライアンス委員会を設置している。同委員会においてコンプライアンスマニュアルを作成し、「反社会的勢力との対決」の項目を含むコンプライアンスを遵守するための各指針を定め、当社グループの役職員に配布している。また、新人研修、管理職研修等の各種研修において、役職に応じたコンプライアンス研修を行っている。
- (3) 「スピークアップ制度」により、法令及び定款その他社内規程等に違反する疑義のある行為を発見した役職員が、コンプライアンス委員会、常勤監査役及び社外弁護士に直接連絡する体制を整備している。なお、同制度においては、当該情報連絡の秘密は厳守され、当社が連絡者に対して不利益な処遇を行わないことを明確にしている。
- (4) 全社業務のモニタリングのための独立した組織として内部監査部及びインターナルコントロール推進部を置き、法令及び定款その他社内規程等の遵守状況、業務の的確性や効率性について内部監査を実施し、改善策の指導、支援、助言を行うとともに、代表取締役社長に定期的に報告している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第1号)

- (1) 取締役会議事録、稟議書その他重要な職務執行や意思決定に係る書類及び情報（以下「書類等」という）は、『文書規程』に従い、適切に保存、管理し、必要に応じ閲覧可能な状態を維持するとともに、情報の社外への漏洩の防止等のために必要な措置を講じている。
- (2) 監査役から求められたときは、適時、これらの書類等を閲覧に供している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (1) 代表取締役及びその他業務執行を担当する取締役は、企業活動に伴うあらゆるリスクについて、当社グループの総合的なリスクマネジメント体制を整備するとともに、以下をはじめとする担当各部署のリスク管理を推進している。

管理部が全社的なリスク管理活動を統括し、平時のリスク分析及びリスクの軽減に努めるとともに、『危機管理マニュアル』に則り、危急時の対処及び報告体制を構築している。各部署はそれぞれの所管業務に係る規程の制定、リスク管理の方針・マニュアル等の策定を通じ、リスク管理レベルの向上を図っている。また、各部署は、損失の危険を発見したときは、直ちに担当取締役及び監査役に報告することとしている。

内部監査部及びインテナルコントロール推進部は『内部監査規程』に則り内部監査を実施することにより、経営組織の内部統制状況及び業務運営に係る法令・規程の遵守状況等を評価し、当社グループの横断的なリスク状況の監視を行っている。

- (2) 『情報セキュリティ管理に関する基本規程』を制定するとともに情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティの強化施策を推進している。
- (3) 個人情報保護の取り組みとして、財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク認定取得を完了し、認定基準に則った個人情報の適切な取り扱いを推進、強化している。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 取締役会において、代表取締役その他業務執行を担当する取締役の職務分掌を定め、職務の執行を行わせている。
- (2) 取締役会において、特定組織の業務を執行する責任者として執行役員を任命し、組織における意思決定の迅速化、及び業務執行の円滑化を図っている。
- (3) 経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を1年とし、取締役会は原則として月1回開催することとしている。
- (4) 『取締役会規程』において取締役会への要付議事項を規定し、付議される議案に関する資料については、取締役会での審議が十分に行われるように、事前に全役員に配布され、各取締役が十分に事前準備できる体制をとっている。
- (5) 当社グループ各社の事業における業績データをもとに予算と実績の管理を継続的に行い、事業の見通しや資源の再配分を適切に判断、決定している。
- (6) 業務の効率化を実現するため、その時々々の要請に応じた社内組織の編成を行うことができる体制をとっている。
- (7) 日常の職務の執行に際しては、『業務分掌、職務権限及び申請に関する規程』に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者の職責を明確にするとともに、効率的に職務を遂行できる体制を構築している。
- (8) 取締役の職務の適切な遂行への助言等を行うことを目的に、常勤取締役、上席執行役員で構成される経営会議を設置し、迅速且つ適切な意思決定に資する体制をとっている。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号)

- (1) 当社グループ共通の企業理念、行動指針を制定し、役職員一体となった遵法意識や価値観の共有を図るとともに、各社の自主性、独自性を尊重している。各社の業務の適正を確保するための体制や施策等を整備する権限と責任は、各社が有する。
- (2) 当社グループにおける内部統制の構築、業務効率性の向上のため、必要に応じて、当社子会社に職員を出向させ、また、ケーブルテレビ事業、番組供給事業の運営・管理サービス、営業研修、その他経営に関する指導を行っている。
- (3) 『関係会社等管理規程』により、当社子会社の経営上の重要事項に関して、当社あて打ち合わせ及び報告事項を定めている。

- (4) 内部監査部及びインターナルコントロール推進部は、当社子会社において、法令及び定款その他社内規程等の遵守状況、業務の的確性や効率性につき、監査を実施し、改善策の助言、運用支援を行うとともに、その結果を当社代表取締役社長に定期的に報告している。
 - (5) インターナルコントロール委員会を設置し、企画・推進業務を行うための独立した組織としてインターナルコントロール推進部を置き、特に当社の連結ベースでの財務・経理面での内部統制を強化、推進している。
 - (6) 当社グループ共通の「スピークアップ制度」を設け、法令及び定款その他社内規程等に違反する疑義のある行為を発見した役職員が、当社のコンプライアンス委員会、常勤監査役及び社外弁護士に直接連絡する体制を整備している。
 - (7) 当社グループ各社間の利益が実質的に相反するおそれのある取引、その他異例又は重要な施策の実施に当たっては、取締役会に付議の上、適切に決定している。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第3項第1号)
- 現在、監査役の職務を補助する専任部署、スタッフは置いていないが、『内部監査規程』により内部監査部及びインターナルコントロール推進部が監査役の要請に基づき監査役監査の補助を行うことを定めている。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第3項第2号)
- 監査役を補助するスタッフを置く場合には、任命、異動、考課等につき、取締役からの独立性を確保するものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第3項第3号)
- (1) 重要な会議への出席を監査役に要請しているほか、業務執行の状況について適宜報告するとともに、重要書類の回付を行っている。また、会議に上程される事項以外であっても、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実等については、監査役に報告することとしている。
 - (2) 『申請手続きに関する注意事項』に従い、部門長以上が決裁を行った稟議内容については、常勤監査役に報告している。
 - (3) 「スピークアップ制度」においてコンプライアンス委員会又は社外弁護士に直接連絡された事項については、速やかに常勤監査役に報告し、情報を共有することとしている。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第3項第4号)
- (1) 監査役及び監査役会は、代表取締役社長、各業務担当役職員、会計監査人と意見交換の場を設け、又は個別のヒヤリングを実施している。
 - (2) 監査役は、その職務を適切に遂行するため、当社子会社の監査役等と連絡会を行い、意思疎通及び情報の交換を図ることとしている。
 - (3) 内部監査部及びインターナルコントロール推進部は、内部監査の結果を、適時、監査役に報告する等、効率的な監査役の監査に資するよう、監査役と連携を図っている。
 - (4) 監査役は会計監査人との定期的な打ち合わせを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を行い、監査役監査の効率化と質的向上を図っている。

役員の報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	249	212	37	—	8
監査役 (社外監査役を除く)	26	24	2	—	2
社外役員	6	6	—	—	1

- (注) 1 上記には、2011年3月23日開催の第17期定時株主総会の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
- 2 当事業年度末の役員の員数は、取締役10名、監査役4名となっております。
- 3 取締役に対する報酬等限度額は、2007年3月27日開催の第13期定時株主総会において金銭による報酬等として年額600百万円、株式報酬型ストックオプション(中期インセンティブ及び長期インセンティブによるもの)による報酬等として250百万円と決議しております。
- 4 監査役に対する報酬等限度額は、2000年9月29日開催の臨時株主総会において、金銭の報酬等として年額100百万円、2007年3月27日開催の第13期定時株主総会において株式報酬型ストックオプション(長期インセンティブによるもの)による報酬等として5百万円と決議しております。

ロ．提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、以下のとおり取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

・取締役の報酬に関する方針

取締役に対する報酬は、株主総会で承認された金額の枠内で、各取締役の職位及び会社業績や経営に対する貢献度を勘案して決定しております。

・監査役の報酬に関する方針

監査役に対する報酬は、株主総会で承認された金額の枠内で、監査役の協議にて決定しております。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 8銘柄
貸借対照表計上額の合計額 2,721百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
上新電機株	20,000	15	当社との良好な取引関係を維持・発展させるため

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
上新電機株	20,000	15	当社との良好な取引関係を維持・発展させるため

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ．中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議により中間配当を実施することができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ロ．自己の株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

ハ．取締役、監査役及び会計監査人の責任免除等

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法423条第1項に規定する取締役(取締役であったものを含む。)、監査役(監査役であったものを含む。)及び会計監査人(会計監査人であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、同法423条第1項に規定する社外取締役、社外監査役及び会計監査人の損害賠償責任を、それぞれ500万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

これらは、取締役、監査役及び会計監査人が、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役は3名以上とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう旨及び選任については累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	236	11	230	55
連結子会社	158	—	128	—
計	394	11	358	55

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社が監査公認会計士等に支払った非監査業務の内容は、国際財務報告基準導入に係るアドバイザー業務であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、業務内容等の妥当性を勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第95条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に基づいて作成しております。

なお、連結財務諸表等の金額の表示は、百万円未満を四捨五入して記載しております。

- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

前事業年度(2010年1月1日から2010年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(2011年1月1日から2011年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等の金額の表示は、百万円未満を四捨五入して記載しております。

- (3) 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時適正な開示を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の開催する研修への参加等を実践しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2010年1月1日から2010年12月31日まで)及び前事業年度(2010年1月1日から2010年12月31日まで)並びに当連結会計年度(2011年1月1日から2011年12月31日まで)及び当事業年度(2011年1月1日から2011年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (2010年12月31日)		当連結会計年度 (2011年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
流動資産：					
現金及び現金同等物		78,212		89,879	
売掛金		22,211		18,270	
貸倒引当金		530		480	
繰延税金資産(短期)	11	11,611		7,941	
前払費用及びその他の流動資産	10	7,833		8,070	
流動資産合計		119,337	14.6	123,680	15.2
投資：					
関連会社への投資	4	9,938		10,381	
その他有価証券 - 取得原価		2,152		2,150	
投資合計		12,090	1.5	12,531	1.5
有形固定資産 - 取得原価：	6, 8				
土地		3,966		4,158	
伝送システム及び設備		719,018		733,498	
補助設備及び建物		61,063		69,477	
		784,047		807,133	
控除：減価償却累計額		410,394		445,113	
有形固定資産合計		373,653	45.7	362,020	44.6
その他資産：					
のれん	3, 5	248,323		253,180	
識別可能な無形固定資産 - 純額	3, 5	41,615		38,413	
繰延税金資産(長期)	11	5,392		5,436	
その他		16,353		17,043	
その他資産合計		311,683	38.2	314,072	38.7
資産合計		816,763	100.0	812,303	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (2010年12月31日)		当連結会計年度 (2011年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
流動負債：					
短期借入金	7	5,581		5,521	
長期借入金 - 1年以内返済予定分	7, 9	19,247		10,681	
キャピタルリース債務 - 1年以内支払予定分：	6, 8				
関連当事者債務		16,905		15,960	
その他		1,719		1,184	
買掛金		27,995		28,324	
未払法人税等		16,448		9,853	
関連当事者預り金	6	268		268	
繰延収益 - 1年以内実現予定分	2	9,774		8,108	
未払費用及びその他負債	2, 10	10,481		11,068	
流動負債合計		108,418	13.3	90,967	11.2
長期借入金 - 1年以内返済予定分控除後	7, 9	128,887		118,302	
社債	7, 9	10,000		10,000	
キャピタルリース債務 - 1年以内支払予定分控除後：	6, 8				
関連当事者債務		38,373		33,590	
その他		4,432		4,259	
繰延収益	2	60,478		58,996	
繰延税金負債(長期)	11	13,392		11,545	
その他負債	2, 10, 11	26,373		27,328	
負債合計		390,353	47.8	354,987	43.7
契約及び偶発債務	15				
資本：	13				
資本金 - 無額面普通株式 (授權株式数)		117,550 (15,000,000)	14.4	117,550 (15,000,000)	14.5
(発行済株式数)		(6,947,813)		(6,947,813)	
資本剰余金		226,017	27.6	226,293	27.8
利益剰余金		70,010	8.6	94,825	11.7
その他包括利益(損失)累計額	2	1,160	0.1	833	0.1
自己株式		2,266	0.3	2,128	0.3
当社株主帰属資本合計		410,151	50.2	435,707	53.6
非支配持分資本		16,259	2.0	21,609	2.7
資本合計		426,410	52.2	457,316	56.3
負債及び資本合計		816,763	100.0	812,303	100.0

添付の連結財務諸表注記は上記の連結財務諸表の不可分の一部であります。

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)		当連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益：					
利用料収入		298,197		307,935	
その他	2, 6	61,915		61,138	
営業収益合計		360,112	100.0	369,073	100.0
営業費用：					
番組・その他営業費用	6, 8, 12	135,272		140,525	
販売費及び一般管理費	2, 6, 8, 12, 13	72,242		72,150	
減価償却費	2, 5	85,843		85,323	
営業費用合計		293,357	81.5	297,998	80.7
営業利益		66,755	18.5	71,075	19.3
その他の収益(費用)：					
支払利息 - 純額：	11				
関連当事者に対するもの	6	1,644		1,424	
その他		3,447		2,854	
持分法投資利益	4	1,032		1,473	
その他の収益(費用) - 純額		471		262	
税金等控除前利益		63,167	17.5	68,532	18.6
法人税等	11	22,248		28,358	
当期純利益		40,919	11.4	40,174	10.9
控除：非支配持分帰属当期純利益		3,229		2,896	
当社株主帰属当期純利益		37,690	10.5	37,278	10.1
1株当たり当社株主帰属当期純利益：					
- 基本的		5,456.41円		5,383.59円	
- 希薄化後		5,450.89円		5,381.49円	
加重平均発行済普通株式数：					
- 基本的		6,907,446株		6,924,297株	
- 希薄化後		6,914,436株		6,927,003株	

添付の連結財務諸表注記は上記の連結財務諸表の不可分の一部であります。

【連結資本勘定計算書】

		前連結会計年度 (自 2010年 1 月 1 日 至 2010年12月31日)	当連結会計年度 (自 2011年 1 月 1 日 至 2011年12月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
資本金			
1 期首残高		117,242	117,550
2 ストックオプションの行使による普通株式発行 (1 株80,000円 当期 0株、前期 7,703株) (1 株 1円 当期 0株、前期 0株)		308	—
3 期末残高		117,550	117,550
資本剰余金			
1 期首残高		226,553	226,017
2 ストックオプションの行使による普通株式発行 (1 株80,000円 当期 0株、前期 7,703株) (1 株 1円 当期 0株、前期 0株)		308	—
3 株式報酬費用	2, 13	102	47
4 自己株式の処分		834	132
5 子会社株式追加取得等に伴う増加又は減少		112	361
6 期末残高		226,017	226,293
利益剰余金			
1 期首残高		39,834	70,010
2 当社株主帰属当期純利益		37,690	37,278
3 現金配当支払額	13	7,514	12,463
4 期末残高		70,010	94,825
その他包括利益(損失)累計額			
1 期首残高		1,207	1,160
2 その他包括利益(損失) - 純額	2	47	327
3 期末残高		1,160	833
自己株式			
1 期首残高		7,520	2,266
2 期中増減額		5,254	138
3 期末残高		2,266	2,128
非支配持分資本			
1 期首残高		14,689	16,259
2 非支配持分への配当金支払額		141	112
3 非支配持分帰属当期純利益		3,229	2,896
4 新規連結子会社取得に伴う増加	3	—	3,259
5 子会社株式追加取得等に伴う増加又は減少		1,496	686
6 その他包括利益(損失) - 純額	2	22	7
7 期末残高		16,259	21,609
資本合計		426,410	457,316

包括利益(損失)			
1 当期純利益		40,919	40,174
2 その他包括利益(損失)	2		
キャッシュ・フロー・ヘッジ未実現利益(損失)		368	179
当期純利益への組替修正額		393	499
その他包括利益(損失) - 純額		25	320
3 当期包括利益		40,944	40,494
4 非支配持分帰属当期包括利益		3,207	2,889
5 当社株主帰属当期包括利益		37,737	37,605

添付の連結財務諸表注記は上記の連結財務諸表の不可分の一部であります。

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	当連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 当期純利益		40,919	40,174
2 当期純利益を営業活動による現金の増加(純額)に調整するための修正			
減価償却費		85,843	85,323
持分法投資利益		1,032	1,473
関連会社からの受取配当金		—	1,203
株式報酬費用	13	102	47
繰延税額	11	3,675	639
事業譲受におけるバーゲンパーチェス取引に係る利益	3	368	—
資産・負債の増減(企業結合を除く)：			
売掛金の増加()又は減少		5,811	4,359
前払費用の増加()又は減少		496	209
その他資産の増加()又は減少		1,334	670
買掛金の増加又は減少()		686	2,305
未払法人税等の増加又は減少()		5,125	6,629
未払費用及びその他負債の増加又は減少()		2,814	1,917
繰延収益の増加又は減少()		1,603	3,644
計		124,376	123,342
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 資本的支出		56,247	55,082
2 新規子会社の取得 - 取得した現金との純額	3	—	3,327
3 事業譲受による支出	3	1,075	—
4 その他の投資活動		274	100
計		57,048	58,309
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 株式の発行による収入		616	—
2 自己株式の処分による収入		4,420	6
3 子会社株式追加取得による支出		1,608	325
4 短期借入金の増加又は減少() - 純額	7	2,037	990
5 長期借入金の元本支払	7	22,353	19,700
6 キャピタルリース債務の元本支払	8	21,594	20,875
7 配当金の支払	13	7,514	12,463
8 その他の財務活動		3,472	981
計		53,542	53,366
現金及び現金同等物の増減 - 純額		13,786	11,667
現金及び現金同等物の期首残高		64,426	78,212
現金及び現金同等物の期末残高		78,212	89,879

添付の連結財務諸表注記は上記の連結財務諸表の不可分の一部であります。

連結財務諸表注記

1 会計処理の原則及び手続き並びに連結財務諸表の表示方法

この連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(以下、「米国会計基準」という。)に準拠して作成されております。

当社は、改正前の1934年米国証券取引所法施行規則12g3-2(b)に基づく申請を米国証券取引委員会に対して行っており、改正後の同規則に基づき米国会計基準に準拠した連結財務諸表及びその他の開示書類を作成し、開示しております。

当社グループが採用する会計処理の原則及び手続き並びに連結財務諸表の表示方法のうち、我が国における会計処理の原則及び手続き並びに表示方法と異なるもので、主要なものは以下のとおりであります。

(1) ケーブルテレビシステムの収益及び費用

ケーブルテレビシステムの工事と運営に係る収益及び費用について、米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(Accounting Standards Codification、以下、「ASC」という。)922「エンターテインメント - ケーブルテレビ」に従って会計処理しております。収益につきましては、加入者の新規設置料は当該サービスが提供された期に直接販売コストの範囲内で計上しております。それ以外の部分は繰り延べ、加入者がケーブルテレビサービスを継続すると見積もられる平均期間に亘って認識いたします。過去より、新規設置料は直接販売コストよりも金額が小さく、従ってこのような収益は設置が完了した期に認識しております。一方、費用につきましては、新しいケーブル放送設備・分配線設備の工事費用及びケーブルサービスの設置費用を資産化しております。資産化される工事費用及び設置費用には材料費、労務費及び関連する間接費が含まれます。資産化される設置費用には加入者宅と当社グループのネットワークを繋ぐ初期の接続にかかる費用、引込線の交換にかかる費用、デジタル付加価値サービス、インターネット、電話等のサービスの追加により発生する費用が含まれます。一方、既に引込線が存在する加入者宅に対する再接続にかかる工事費用、サービスの停止及び引込線の修理・維持に係る費用については発生した期に費用計上しております。

(2) 企業結合

企業結合については、ASC805「企業結合」に基づき取得法により処理しております。また、ASC350「無形資産 - のれん及びその他」に基づき、のれん及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却をせず、年1回及び減損の兆候が発生した時点で減損テストを行っております。

(3) 法人税等

繰延税金は、ASC740「法人所得税」に従い、資産負債法に基づき繰延税金資産及び負債を計上し、繰延税金資産については将来の回収可能性を評価しております。また、法人所得税の不確実な税務ポジションに関する規定により、申告書上選択した税務ポジションが税務当局の調査を経た後も申告通りに維持される可能性が高い場合に税務ベネフィットを認識し、可能性が低い場合には税務コストを計上しております。

(4) 資産除去債務

ASC410「資産除去債務と環境負債」に従い、不動産賃貸借契約等に基づく事務所等の原状回復義務及び法令等に基づく伝送路設備等の原状回復義務に関する費用を資産除去債務として負債に計上しております。

(5) 非支配持分帰属純利益

非支配持分帰属当期純利益については、ASC810「連結」に従い、「当期純利益」の後に区分して表示しております。

2 事業の概要、財務諸表の基礎及び重要な会計方針の要約

事業及び組織体制

株式会社ジュピターテレコムは、1995年に設立されたケーブルテレビ事業及び番組供給事業の統括運営会社であります。ケーブルテレビ事業については、札幌、仙台、関東、関西、九州の全国5つのエリアに施設されたネットワークを基盤とし、ケーブルテレビ子会社を通じて、ケーブルテレビサービス、高速インターネット接続サービス及び電話サービスの3サービスを提供しております。番組供給事業については、番組供給事業会社を通じて専門チャンネルを運営し、番組購入、制作、編成及びケーブルテレビ事業者等への番組供給を行っております。

また、当社の大株主である住友商事とKDDIについて、2011年度末における議決権比率はそれぞれ40.11%、30.81%であります。

財務諸表の作成基準

当社グループの個別財務諸表は日本の会計基準に準拠して会計記帳を行っております。このため、当連結財務諸表は米国会計基準への準拠を図るべく必要な修正を行っております。主な修正は連結の範囲、企業結合会計、税効果会計、のれん及び無形資産に係る会計、株式報酬制度に係る会計、繰延収益に係る会計、資産除去債務に係る会計、金融派生商品に係る会計、特定の収益の認識基準、退職給付、減価償却、特定の費用の未払計上等となっております。

重要な会計方針の概要

(1) 連結の方針

当連結財務諸表には、当社及び当社が直接又は間接的に過半数の議決権を有する会社並びに当社が主たる受益者である変動持分事業体を含みます。すべての重要な連結会社間取引残高及び取引高は連結上相殺消去しております。

(2) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には、容易に換金可能で取得日から3か月以内に満期の到来する投資資産を含んでおります。重要な非資金取引については注記14をご参照下さい。

(3) 貸倒引当金

貸倒引当金は、売掛金について過去の貸倒実績に基づき回収不能と予想される金額及び個別の回収不能見積り額を計上しております。当社グループの売掛金の多くは小口の個人顧客に対するものであるため、信用リスクは限定されております。また、当社グループでは顧客からの支払が滞った場合にはサービスの提供を停止することによってリスクを軽減しております。

(4) 投資

当社グループが議決権の20%から50%を所有しており、かつ経営及び財務方針に関して重要な影響力を行使しうる関連会社への投資については持分法を適用しております。持分法においては、当初取得原価で計上された投資持分について、当該関連会社の損益のうち当社グループの持分相当分を認識するために修正を行います。損失については一般的に投資額を限度として認識します。関連会社から生じた全ての重要な内部利益は、当社グループもしくは関連会社の帳簿上に関連する資産が残っている場合に、当社グループの持分にに応じて消去しております。

その他有価証券は、当社グループの持分が20%未満であり、また当社グループが経営及び財務方針に対して重要な影響力を有していない会社の市場性の無い株式であります。

当社グループは関連会社株式及び市場性のない株式について、一時的でない価値の下落による減損の要否の判定を行っております。評価を行うにあたっては、株式の公正価値がその簿価を下回った程度及び期間、被投資会社の財政状態、経営成績及び業績予想、業界特有の要因等を考慮します。また該当がある場合には株価分析、外部機関による評価、為替レートの変動による影響等についても考慮します。公正価値の下落が一時的ではないと判断された場合には、損失として当期損益に計上し、当該投資の新たな取得原価を決定いたします。

(5) デリバティブ商品

為替リスクと金利リスクのエクスポージャーを管理するためにデリバティブを用いております。当社グループは円貨以外の通貨による約定支払に係る為替レート変動エクスポージャーを減少させるために為替予約を締結することがあります。また、固定金利負債と変動金利負債の望ましい構成比で金利コストを管理するために、金利スワップ等の金利デリバティブを使用しております。方針として、当社グループはトレーディング目的又は投機目的のデリバティブ取引は行いません。

デリバティブ取引について、ASC815「デリバティブ及びヘッジ」に準拠して会計処理しております。ASC815では、全てのデリバティブ商品を連結貸借対照表上、資産ないし負債に公正価値で計上することを求めています。公正価値ヘッジとして指定され有効に機能しているデリバティブ商品については、デリバティブ商品の公正価値変動とリスクヘッジされたヘッジ対象の公正価値変動を当期損益に計上しております。キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ商品は、ヘッジが有効に機能している部分については、ヘッジ対象を損益計上する年度と同じ年度に損益計上するまではその他包括利益(損失)に計上しております。ヘッジ非有効部分については毎期の損益に計上しております。ヘッジ指定されていないデリバティブ商品の公正価値の変動は毎期の損益に計上しております。

当社グループはヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスクマネジメントの目的及びヘッジ取引の戦略を正式に文書化しております。この文書化のプロセスには、公正価値ヘッジあるいはキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された全てのデリバティブ取引を、特定の資産及び負債、確定契約あるいは予定取引に紐つけることも含まれております。有効性の判定は3か月毎に行っております。また当社グループは、以下のような場合にはヘッジ会計の適用を中止いたします。

デリバティブがヘッジ対象の公正価値あるいはキャッシュ・フローの変動を相殺することの有効性を満たさなくなった場合

デリバティブが満期を迎えるか、又は売却、終了もしくは行使済の状態になった場合

ヘッジ対象の予定取引が発生しないと判断された場合

ヘッジ対象となった確定契約が確定契約としての要件を満たさない場合

ヘッジ手段としてのデリバティブのヘッジ指定がもはや適切でないと経営陣が判断している場合

当社グループは商業銀行との間で、米国ドル建ての設備購入及びその他の約定に係る為替リスクエクスポージャーのヘッジのために為替予約契約を締結しております。2010年度末及び2011年度末現在、これらの為替予約残高は、想定元本合計で各々1,645百万円、243百万円であり、2012年6月までに期日を迎えます。これらの為替予約はヘッジ指定されておりましたが、米国ドル建ての約定に強く関連しており、為替リスクを管理するためのものであります。

一方、当社グループは商業銀行との間で米国ドル建て等の約定に係る為替リスクエクスポージャーのヘッジのために、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された為替予約契約を締結しております。2010年度末及び2011年度末現在、これらの為替予約残高は、想定元本合計で各々5,120百万円、6,577百万円であり、2016年12月までに期日を迎えることになります。また、当社は変動金利負債の管理のために金利スワップ契約を締結しております。当該契約はキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されております。これらの金利スワップ契約は2013年4月から2014年4月に期日を迎える借入金49,500百万円の変動金利を構成する日本円TIBORと日本円LIBORを有効に固定しております。

(6) 放映権及び日本語版制作費

番組供給事業会社で取得した放映権と日本語版制作費は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上しております。放映権の契約には番組を放映できる期間及び回数が定められております。ライセンサーは契約の終了時まで番組の所有権を維持します。放映権と日本語版制作費は契約又は番組により異なるライセンスの有効期間で償却します。放映回数が制限されている場合には放映回数で償却し、放映回数に制限がない場合には每期均等に放映しているものとみなして定額法で償却しております。特定のスポーツ番組の中には初回の放映時に全額償却するものもあります。当該償却費は連結損益計算書上、番組・その他営業費用に計上しております。未償却の放映権と日本語版制作費のうち1年以内償却予定分については、連結貸借対照表上、前払費用及びその他の流動資産に計上しております。

(7) 有形固定資産

有形固定資産は工事資材を含め取得原価で計上いたしますが、当該取得原価にはケーブルテレビの放送設備及び伝送システムの工事に係る全ての直接費と特定の間接費及び新規加入者の設備コストを含んでおります。減価償却は、伝送システム及び設備については10年から17年、建物については10年から40年、補助設備については5年から15年の見積経済耐用年数に亘って定額法で償却しております。キャピタルリースで取得した設備については、最低リース料の現在価値で計上しております。キャピタルリースにて取得した設備は、リース契約期間又は資産の見積経済耐用年数のいずれか短い方の期間により、2年から20年に亘って定額法で償却しております。耐用年数については、その期間の妥当性を定期的に査定し、必要であると判断されれば修正いたします。また、取り替え中の伝送システムのうち、除却する旧システムについては取替え作業が完了するまでの期間において全額償却いたします。

当社グループはASC922「エンターテインメント - ケーブルテレビ」に従って新しいケーブル放送設備・分配線設備の工事費用及びケーブルテレビサービスの設置費用を資産化しております。資産化される工事費用及び設置費用には材料費、労務費及び関連する間接費が含まれます。資産化される設置費用には加入者宅と当社グループのネットワークを繋ぐ初期の接続にかかる費用、引込線の交換にかかる費用、デジタル付加価値サービス、インターネット、電話等のサービスの追加により発生する費用が含まれます。

一方、既に引込線が存在する加入者宅に対する再接続にかかる工事費用、サービスの停止及び引込線の修理・維持に係る費用については発生した期に費用計上しております。

補助設備には資産計上した社内利用のソフトウェア開発費を含んでおりますが、この開発費には外部からの資材、サービス及びソフトウェアプロジェクトに費消した従業員の人件費も含んでおります。これらの費用は当該資産が実質的に使用可能になった時点から5年を超えない期間に亘って償却しております。プロジェクト発足前に発生したコストは、メンテナンス費、研修費と同様に発生した期に費用計上しております。

通常の修理費については発生時に費用処理しております。大規模な取替ないし改良については資産計上しております。有形固定資産を廃棄ないし除却した場合は、取得原価と減価償却累計額を消去し、差額は減価償却費として処理しております。廃棄ないし除却によって生じた減価償却費は2010年度及び2011年度において、それぞれ1,968百万円、2,664百万円であります。

ASC410「資産除去債務と環境負債」によると、負債の現在価値を合理的に見積もれる場合には、条件付資産除去債務の公正価値で負債を認識しなければなりません。当社グループの条件付法的債務は、主に、不動産賃貸借契約等に基づく局社屋・店舗等の事務所、ヘッドエンド設備、スタジオ等の原状回復義務、及び電気通信事業法等に基づく伝送路設備等の原状回復義務(産廃費用及び撤去費用等)であります。なお、事業を継続する上で移設又は撤去が困難であり、合理的に撤去時期を見積ることが困難なものについては、資産除去債務を計上しておりません。資産除去債務は、連結貸借対照表の未払費用及びその他負債(流動負債)、その他負債に計上されており、2010年度末及び2011年度末にそれぞれ4,816百万円、2,422百万円であります。

(8) のれん

のれんは、子会社等の取得の対価と被買収会社の識別可能な取得資産と引受負債の公正価値の純額との差額であります。当社グループはのれんの減損テストを年1回実施し、減損の兆候が窺える場合にはその時点でも実施しております。

当社グループは、当年度より会計基準の改正(Accounting Standards Update、以下、「ASU」という。)2011-08「のれんの減損テスト」を早期適用し、第1段階の減損テストを実施する前に定性評価を行なうことを選択しております。定性評価においては、マクロ経済の状況、業界及び市場の状況、全般的な経営成績及び株価の状況など、のれんを含む報告単位の公正価値及び帳簿価額に影響を与える要素について考慮し、報告単位の公正価値が帳簿価額を下回っている可能性が50%超あるかどうか評価を行います。評価の結果、報告単位の公正価値が帳簿価額を下回っている可能性が50%以下と結論付けた場合、2段階の減損テストを実施する必要はありません。一方、報告単位の公正価値が帳簿価額を下回っている可能性が50%超と結論付けた場合、減損テストの第1段階を行います。

減損テストの第1段階では、特定された報告単位の公正価値と各報告単位に配賦されたのれんを含めた帳簿価額を比較いたします。報告単位の帳簿価額が公正価値を上回っている場合、第2段階を実施いたします。第2段階ではのれんの公正価値とその帳簿価額を比較し、のれんの公正価値が帳簿価額を下回っている場合には減損損失を認識いたします。

当社グループは、毎期10月1日に減損テストを行っております。当社グループは、報告単位を事業セグメントと同一としております。2010年度及び2011年度において、当社グループはのれんの減損による損失を計上しておりません。

(9) 長期性資産

のれんを除く長期性資産については、資産の帳簿価額が回収不能となるような事象又は環境変化の兆候が生じた場合に減損の要否を検討いたします。当社グループが保有して使用する資産の回収可能性は、帳簿価額とその資産から生み出される将来キャッシュ・フロー(割引前かつ金利負担除く)との比較によって判断いたします。資産の減損が必要と考えられる場合には、減損すべき金額は資産の帳簿価額が資産の見積公正価値を超過する部分となります。処分予定の資産については、帳簿価額と公正価値(売却コストを控除後)のうちいずれか低い方により計上しております。

(10) その他の資産

その他の資産には繰延ローン費用を含んでおります。これは主として弁護士費用及び銀行のシンジケートローン枠手数料等、交渉及びシンジケートローン枠確保のための費用であります。これらの費用は当該シンジケートローン枠の期間に亘って利息法を用いて償却され、支払利息に計上しております。

(11) 法人税等

繰延税金は資産負債法に従って会計処理しております。繰延税金資産及び負債は、財務諸表上の資産・負債の簿価とそれらに対応する税務上の金額との差異並びに繰越欠損金・税額控除の繰越に対する将来の税効果を基に認識しております。この繰延税金資産及び負債はそれらの一時差異等が解消されると見込まれる年度に適用される実効税率を用いて測定されます。税率の変更による繰延税金資産及び負債への影響は当該変更が行われた期の損益に計上しております。なお、繰延税金資産は、実現の可能性が低いと考えられる場合に、評価性引当金により減額します。

当社グループは法人所得税の不確実な税務ポジションに関する規定により、申告書上選択した税務ポジションが、税務当局の調査を経た後も申告通りに維持される可能性が高い場合に税務ベネフィットを認識しております。申告通りに維持される可能性が低い場合には、税務コストを計上した上、潜在的に発生する利息は支払利息に、課徴金等については法人税等を含めて計上しております。

(12) 退職金制度

当社グループは役員を除く全ての正社員を対象とした確定拠出年金制度(企業型)を採用しております。確定拠出年金制度に係る年金費用は発生時に費用認識しております。また、当社グループは複数事業主制度である住商連合企業年金基金に加入しており、確定拠出制度と同様に拠出額を費用認識しております。

(13) 収益認識

ケーブルテレビサービス、高速インターネット接続サービス及び電話サービスの収入は、これらのサービスが加入者に提供された期に収益計上しております。加入者の新規設置料は当該サービスが提供された期に直接販売コストの範囲内で計上しております。それ以外の部分は繰り延べ、加入者がケーブルテレビサービスを継続すると見積もられる平均期間に亘って認識いたします。過去より、新規設置料は直接販売コストよりも金額が小さく、従ってこのような収益は設置が完了した期に認識しております。

当社グループは、人工的障害物によるテレビ電波の受信障害に悩むケーブルテレビ契約を締結していない視聴者に対して、受信障害地域を対象とした再送信サービスを提供しております。視聴者にコスト負担をしてもらうことなくこのようなサービスを提供するために、電波障害を生む障害物を建設した当事者とケーブル設備の工事及び保守に関する契約を結んでおります。これらの契約では、工事費と保守費用について当初に一括して合計額を受領しております。これらの契約による収益は繰り延べ、定額法により契約期間(最大20年)に亘って収益認識しております。2010年度及び2011年度において、当社グループはこうした電波障害契約からの収益を連結損益計算書の営業収益 - その他にそれぞれ12,890百万円、11,870百万円、連結貸借対照表上、短期の繰延収益にそれぞれ8,677百万円、7,123百万円、長期の繰延収益にそれぞれ59,497百万円、58,091百万円計上しております。

番組供給事業については、衛星放送事業者との契約を通して、個々の衛星放送視聴者に対して直接番組を配信しております。衛星放送事業者は、番組供給事業者に対して顧客管理サービスを提供しており、その対価として視聴料収入に基づいた報酬を受け取っております。個々の衛星放送視聴者は、1ヶ月の視聴契約を自動延長する契約条件で番組供給事業者に対して毎月視聴料を支払っております。ケーブルテレビ事業者及びIPTV事業者は、加入者へ番組を配信する権利に対して、一般的に毎年更新される配信契約に基づいて、世帯数に応じて算定された料金を支払っております。こうした視聴料収入を含めた番組供給事業にかかる収益は、サービスがケーブルテレビ事業者、衛星放送事業者及びIPTV事業者等に提供された期に計上しております。

連結損益計算書上、営業収益 - その他に計上している関連当事者への番組関連の収益に関しては、注記6の記載をご参照ください。

(14) 広告宣伝費用

広告宣伝に関連する費用は発生した期に損益に計上いたします。2010年度及び2011年度においてはそれぞれ6,984百万円、6,636百万円であり、連結損益計算書上、販売費及び一般管理費に計上しております。

(15) 消費税

当社グループは税抜きの金額で表示しております。

(16) 株式報酬制度

当社グループは株式報酬にかかる費用を公正価値法により会計処理しております。株式報酬の公正価値はブラックショールズ・オプション・プライシング・モデルを用いて算出し、通常は権利確定日である約定期日に達するまでは毎期末その見直しを実施いたします。当社グループは2010年度及び2011年度において、次の前提条件を用いて株式報酬費用を算定いたしました。2010年度に付与したオプションについては、配当は0.92%、ボラティリティは40.62%から42.26%、リスクフリーレートは0.37%から1.32%、想定期間は4年及び10年として計算しております。2011年度に付与したオプションについては、配当は1.92%、ボラティリティは38.10%から41.09%、リスクフリーレートは0.42%から1.21%、想定期間は4年及び10年として計算しております。なお、想定期間はASC718「株式報酬」における「簡便法」を用いて算定しており、ボラティリティは当社の過去のボラティリティに基づいております。

(17) 1株当たり損益

1株当たり損益(以下、「EPS」という。)はASC260「1株当たり利益」に準拠して開示しております。ASC260では、基本的EPSは潜在的な普通株式による希薄化効果を除外し、当社株主帰属当期純利益を当該年度の加重平均発行済普通株式数で除して算定いたします。希薄化後EPSは潜在的な希薄化について、株式の発行を伴う有価証券その他の契約が実行されるか、あるいは普通株式に転換された場合の影響を反映したものであります。

以下の表は、2010年度及び2011年度における基本的及び希薄化後1株当たり情報を示したものであります。

	2010年	2011年
当社株主帰属当期純利益(百万円).....	37,690	37,278
加重平均発行済普通株式(株)		
基本的.....	6,907,446	6,924,297
希薄化効果の影響.....	6,990	2,706
希薄化後.....	6,914,436	6,927,003
1株当たり当社株主帰属当期純利益(円)		
基本的.....	5,456.41	5,383.59
希薄化後.....	5,450.89	5,381.49

(18) セグメント

ASC280「セグメント報告」に従い、事業セグメントの情報を開示しております。ASC280は事業セグメントについて、最高意思決定者が経営資源の配分に関する意思決定及び業績評価において定期的に使用し、かつ財務情報が入手可能である企業の構成単位であると規定しております。

当社グループのチャンネル事業サービスは独立した事業セグメントと考えられますが、2011年度末においてチャンネル事業の重要性が乏しいため、ケーブルテレビ事業に含めて単一のセグメントとして開示しております。

(19) 見積りの使用

米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成するために、連結財務諸表基準日における資産・負債の計上及び会計期間中における収益と費用について、多くの見積りを行っております。企業結合における資産・負債、貸倒引当金、繰延税金資産・負債及びそれに関連した評価性引当金、偶発債務、公正価値の測定、減損、減価償却費、工事・設置活動に関連した内部費用の資産化、株式報酬費用等には重要な見積りが含まれております。実際の金額はそれらの見積りから乖離する可能性があります。

(20) 会計基準の変更及び最近の会計基準の公表

会計基準の変更

米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board、以下、「FASB」という。)は、2010年1月に、ASU2010-06「公正価値測定の開示の改善」を公表しました。ASU2010-06では、レベル3において購入、売却、発行及び決済について純額表示から総額表示への変更を要求しております。当社グループは2011年第1四半期より同基準を適用しておりますが、開示に係わる規定であるため、当社グループの経営成績及び財政状態への影響はありません。

2010年12月、FASBはASU2010-29「企業結合に関する補足的プロフォーマ情報の開示」を公表しました。ASU2010-29では、当年度に企業結合が発生した場合、比較年度の期首でのみ発生したと仮定して、プロフォーマ情報を開示することを要求しております。また、企業結合に関する重要又は非経常的なプロフォーマ情報の修正については内容と金額の開示も要求しております。当社グループは2011年第1四半期より同基準を適用しておりますが、開示に係わる規定であるため、当社グループの経営成績及び財政状態への影響はありません。

2011年9月、FASBはASU2011-08「のれんの減損テスト」を公表しました。ASU2011-08では、のれんの減損テストの簡素化が認められており、減損テストの実施前に行う定性評価にて、報告単位の公正価値が帳簿価額を下回っている可能性が50%以下の場合、2段階の減損テストが不要となります。当社グループは当年度より同基準を早期適用しておりますが、同基準の適用による経営成績及び財政状態への影響はありません。

2011年9月、FASBはASU2011-09「複数事業主制度への事業主の参加に関する開示」を公表しました。ASU2011-09では、現行の拠出総額の開示に加え、事業主が参加する重要な制度、参加の程度及び制度の積立状況等の開示を要求しております。同基準は当年度より適用となっておりますが、開示に係わる規定であるため、当社グループの経営成績及び財政状態への影響はありません。

最近の会計基準の公表

2011年5月、FASBはASU2011-04「米国会計基準と国際財務報告基準の公正価値測定及び開示要件の共通化を図る改訂」を公表しました。ASU2011-04では、米国会計基準と国際財務報告基準の間の一貫性を向上するため、ASC820「公正価値測定」における公正価値測定及び開示に関する要件の文言を改訂しております。また公正価値測定及び開示に関する一部の原則及び要件を改訂し、開示要件を拡充しております。同基準は2012年第1四半期より適用となっておりますが、同基準の適用によって、当社グループの業績がどのような影響を受けるのかをまだ特定しておりません。

2011年6月、FASBはASU2011-05「包括利益の表示」を公表しました。ASU2011-05では、資本勘定計算書にその他の包括利益とその構成要素を表示する選択肢を削除し、包括利益について単一の計算書として表示するか、あるいは連続した2つの計算書として表示することを要求しております。また、その他の包括利益累計額から当期純利益に振り替えた項目を、当期純利益に区分掲記することも求めています。同基準は2012年第1四半期より適用となっておりますが、開示に係わる規定であるため、当社グループの経営成績及び財政状態への影響は無いと見込んでおります。

なお、2011年12月、ASU2011-12「ASU2011-05における、その他の包括利益累計額から振り替える項目の表示に関する改訂の適用日の延期」が公表され、その他の包括利益累計額から当期純利益に振り替えた項目を、当期純利益に区分掲記する規定の適用日が延期されております。

(21) 組替表示

現在の表記に合わせるため、過去の一部の金額の組み替えを行っております。

3 買収

当社グループの主要な事業戦略の一つはケーブルテレビ会社等の買収であります。当社グループは、取得日に識別可能な取得資産と引受負債を認識し、取得の対価との差額をのれんとして計上しております。これらの会社の財政状態・経営成績は各々の取得日より当連結財務諸表に含まれております。

当社グループは、2011年10月に相鉄ホールディング株式会社が保有する横浜ケーブルビジョン(株)の全発行株式のうち51%の株式を取得し、連結子会社といたしました。この買収により認識したのれん及び識別可能な無形固定資産はそれぞれ4,857百万円、1,480百万円であります。なお、横浜ケーブルビジョン(株)の取得価格の配分は2011年度末において完了していないため、修正される可能性があります。

4 関連会社への投資

関連会社は主に番組供給関連事業及びケーブルテレビ関連事業を日本で行っております。2011年度末現在の持分割合は以下のとおりであります。

会社名	持分割合
ディスカバリー・ジャパン(株)	50.00%
ジュピターサテライト放送(株)	50.00%
アニマル・プラネット・ジャパン(株)	50.00%
(株)AXNジャパン	35.00%
(株)インタラクティブヴィ	32.50%
オープンワイヤレスプラットホーム(同)	32.22%
日本デジタル配信(株)	28.45%
グリーンシティケーブルテレビ(株)	20.00%

2010年度末及び2011年度末現在において、これらの関連会社投資の帳簿価額の中には、当該関連会社の純資産を当社の保有する株式投資の取得原価が超過した部分である未償却ののれんをそれぞれ2,992百万円、2,996百万円含んでおります。また、他に識別可能な無形固定資産を含んでおり、見積り耐用年数17年で償却しております。

関連会社の2010年度及び2011年度の合算財務情報は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2010年	2011年
合算財政状態：		
有形固定資産 - 純額	4,412	4,079
その他資産 - 純額	22,298	20,906
資産合計	26,710	24,985
借入金	1,347	807
その他負債	13,933	10,334
資本	11,430	13,844
負債及び資本合計	26,710	24,985
合算経営成績：		
営業収益	31,839	34,422
原価・販売費及び一般管理費	25,320	27,696
減価償却費	1,525	1,603
営業利益	4,994	5,123
受取・支払利息 - 純額	6	1
その他費用 - 純額	1,999	2,024
当期純利益	3,001	3,100

なお、2012年1月、ディスカバリー・ジャパン(株)はアニマル・プラネット・ジャパン(株)を吸収合併しております。

5 のれん及び無形固定資産

のれん

2010年度及び2011年度ののれんの帳簿価額の変動は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2010年	2011年
のれん - 期首残高	248,094	248,323
のれん - 期中取得高	229	4,857
のれん - 期末残高	248,323	253,180

識別可能な無形固定資産

識別可能な無形固定資産は、顧客関連資産、番組供給関連資産に係る無形固定資産及び商標権であります。これらは子会社取得時に当該子会社の既存顧客、番組及び番組ブランドから将来的にもたらされる経済価値及びブランド名を評価した無形固定資産であります。顧客関連資産は10年、番組供給関連資産は17年、商標権は10年に亘り定額法によりそれぞれ償却しております。これらの無形固定資産は、定期的にASC350「無形資産 - のれん及びその他」に基づきその価値を評価しております。

2010年度末及び2011年度末現在、当社グループの識別可能な無形固定資産の残高はそれぞれ以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
2010年	取得原価	償却累計額	期末残高-純額
顧客関連資産	29,621	11,986	17,635
番組供給関連資産	27,641	3,877	23,764
商標権	240	24	216
合計	57,502	15,887	41,615
2011年			
顧客関連資産	31,101	15,016	16,085
番組供給関連資産	27,641	5,505	22,136
商標権	240	48	192
合計	58,982	20,569	38,413

2010年度及び2011年度の識別可能な無形固定資産の償却費はそれぞれ4,643百万円、4,682百万円であります。

2011年度末現在における識別可能な無形固定資産の残高に基づいて見積もった今後5年間及びそれ以降における償却費は以下のようになります。

	(単位：百万円)
2012年	4,793
2013年	4,793
2014年	4,793
2015年	4,540
2016年	3,718
2017年以降	15,776
合計	38,413

6 関連当事者取引

2010年度及び2011年度における主な関連当事者取引は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2010年	2011年
関連当事者からの収益 (1).....	10,431	12,046
関連当事者に対する番組・その他営業費用 (2).....	13,567	15,949
関連当事者に対する販売費及び一般管理費 (3).....	3,461	3,911
関連当事者に対する支払利息 - 純額 (4).....	1,644	1,424
キャピタルリースによる購入 (5).....	17,465	12,106

- (1) 当社グループは、KDDIより電話サービスに関連する設備利用収入等を得ており、また他の関連当事者より、番組供給、番組配信等のサービスの対価を得ております。
- (2) 当社グループは、電話サービスの対価及び回線料等をKDDIへ支払い、課金システムに関するサービス及び物流サービスの対価を住友商事の子会社へ支払っております。また、ケーブルテレビサービス用の番組購入費及び配信手数料を他の関連当事者へ支払っております。
- (3) 当社グループは住友商事及びKDDIとの経営管理に関する合意により、役員及び管理職レベルの人材を受け入れており、出向契約に基づき、職員の人件費を役務提供料として負担しております。また、住友商事の子会社からの情報システムサービスの対価を支払っております。
- (4) 主に住友商事の関係会社等へのキャピタルリースの利息となっております。
- (5) 当社グループは住友商事の関係会社等より、顧客用の機器、車両運搬具等をキャピタルリースにより取得しております。2010年度末及び2011年度末現在において、それらのリース取引に対する債務残高はそれぞれ55,278百万円、49,550百万円となっております。

なお、上記の他に、当社グループの持分法適用関連会社が、金融子会社である(有)ジェイコムファイナンスに余剰資金を預託しております。2010年度末及び2011年度末現在における関連当事者預り金残高はそれぞれ268百万円、268百万円であります。

7 借入金及び社債

2010年度末及び2011年度末における借入金及び社債の概要は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2010年	2011年
<借入金>	短期借入金	
	2010年 変動利率0.58%-1.83%	5,581
	2011年 変動利率0.48%-1.30%	5,521
	タームローンによる借入金	
	満期 2013-2016年、金利0.54%-2.26%	137,000
	日本政策投資銀行からの有担保借入金	
	満期 2012-2019年、金利0%	8,806
	日本政策投資銀行からの有担保借入金	
	満期 2012-2018年、金利0.65%-2.80%	2,328
	合計	153,715
	控除：1年以内返済予定分	24,828
	1年以内返済予定分控除後長期借入金	128,887
<社債>	無担保普通社債	
	満期 2014年、金利1.51%	10,000

タームローンによる借入金

2011年度末における、当社のタームローンによる借入金残高の概要は、以下のとおりであります。これらの借入金では、借入金額が少額な一部の借入契約を除き、それぞれの契約に定められた、優先債務・EBITDA比率、デット・サービス・カバレッジ・レシオ、純資産維持といった財務制限条項を遵守することが求められております。

2006年3月から5月に、当社は既存の借入金の借換えとして、固定金利200億円、変動金利200億円の借入を行いました。これらの返済期日は2013年であります。

2006年9月、ケーブルウエスト㈱の取得に伴い、当社は変動金利20億円(返済期日2011年)及び固定金利200億円(2011年より約定返済開始、最終返済期日2013年)の借入を行いました。この約定返済の一部として、2011年9月に変動金利20億円の返済を行い、2011年9月に固定金利200億円の借入のうち40億円の返済を行いました。さらに2006年10月、シンジケートローン枠契約により総額300億円の借入を行い、そのうち100億円は2011年10月に返済を行いました。この残額200億円の内訳と返済期日は、変動金利195億円及び固定金利5億円(ともに返済期日2013年)であります。

2008年3月、当社は既存の借入金の返済に充当するため、シンジケートローン枠契約により変動金利250億円の借入を行いました。この返済期限は2014年であります。

2009年3月、メディアアッティ・コミュニケーションズ㈱の取得に伴い、当社は各金融機関より総額300億円の借入を行いました。そのうち100億円は2010年9月に期限前弁済をしており、残額200億円の内訳と返済期日は、変動金利90億円(返済期日2014年)、変動金利100億円(返済期日2015年)、固定金利10億円(返済期日2016年)であります。

上記のほか、シンジケート銀行団との契約により、2007年9月に100億円(契約期限2012年)及び2010年10月に300億円(契約期限2015年)のコミットメントライン枠を取得しております。これらの契約により、当社は、2011年度末現在、敵対的買収を除く会社運営上のあらゆる目的に使用できる資金400億円をいつでも借入可能な状態となっております。

ケーブルテレビ子会社の日本政策投資銀行からの借入金

この借入金は日本政策投資銀行からの制度ローンであり、その大半は総務省の指定した「テレトピア」という特定の地域において事業を営む情報通信会社に対して当該地域の情報通信ネットワーク開発を促進するためのローンであります。この資金調達を利用する要件には、光ファイバーケーブルの使用、地方自治体の資本参加、第三者による保証等が含まれております。これらの借入金は当社の子会社によって利用されており、当社が保証しております。

社債

2009年7月2日、当社は2014年6月30日満期で利息1.51%の無担保社債を発行いたしました。発行目的は借入金の返済であります。

長期借入金に対する資産担保

2011年度末現在、ケーブルテレビ子会社の日本政策投資銀行からの借入金に対しては、当該子会社が保有する83,123百万円相当の伝送システム及び設備等を担保に供しております。

2011年度末現在の長期借入金(社債含む)の各期における弁済金額合計は以下のとおりであります。

(単位：百万円)	
2012年	10,681
2013年	69,899
2014年	45,418
2015年	11,108
2016年	1,692
2017年以降	185
	138,983

8 リース契約

当社グループは、様々なキャピタルリース契約(主にセットトップボックス)及び解約不能なオペレーティングリース契約を締結しております。

なお、この内、関連当事者取引からのキャピタルリースに関する詳細は注記6をご参照下さい。

2010年度末及び2011年度末現在、キャピタルリースに係る設備の金額及び減価償却累計額は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2010年	2011年
伝送システム及び設備	113,182	102,831
補助設備及び建物	5,408	5,933
控除：減価償却累計額	58,909	55,363
	59,681	53,401

キャピタルリースの下での資産の減価償却費は連結損益計算書の減価償却費に含まれております。

2011年度末現在における、キャピタルリース及び解約不能なオペレーティングリースの下での将来の最低リース料は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	キャピタル リース	オペレーティング リース
2012年	18,629	279
2013年	14,678	178
2014年	10,956	91
2015年	7,675	74
2016年	4,035	47
2017年以降	2,838	44
最低リース料総額	58,811	713
控除：金利相当額	3,818	
最低リース料の現在価値	54,993	
控除：1年以内支払予定分	17,144	
長期債務金額	37,849	

当社グループは、事務所を解約可能な賃貸借契約で賃借しております。それらの賃料は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2010年	2011年
番組・その他営業費用	4,579	4,863
販売費及び一般管理費	1,631	1,379
合計	6,210	6,242

また、当社グループは特定の伝送設備及び電柱等の設備を解約可能なリース契約で賃借しております。それらのリース料は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2010年	2011年
番組・その他営業費用	15,150	14,992
販売費及び一般管理費	123	90
合計	15,273	15,082

9 金融商品の公正価値

「現金及び現金同等物」、「売掛金」、「短期借入金」及び「買掛金」等の流動性のある金融商品の公正価値は、概ね帳簿価額と等しくなっております。また、長期負債については以下のとおりであります。デリバティブ商品については注記10をご参照ください。

	2010年		2011年	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
長期借入金(1年以内返済予定分を含む).....	148,134	149,469	128,983	129,882
社債	10,000	10,254	10,000	10,246

10 公正価値の測定

ASC820「公正価値測定及び開示」では、公正価値を資産を売却した場合に受け取る価格、負債を移転した場合に支払う金額と定義しております。また、これら出口価格として定義される公正価値の測定に使用するインプットに関して、その優先順位で最上位のレベル1から最下位のレベル3までの3段階の階層関係を規定しております。

レベル1のインプット	同一資産又は負債の、活発な市場における取引価格で、報告企業が測定日において入手可能なインプット
レベル2のインプット	レベル1の取引相場価格以外で、資産又は負債の公正価値測定において直接又は間接的に観察可能なインプット
レベル3のインプット	資産・負債の公正価値測定において観察不能なインプット

当社グループは、重要な会計方針の概要(5)に記載のとおり、金利スワップ契約及び為替予約契約を締結しております。これらデリバティブ商品の公正価値はレベル2の市場で観察可能な利率、スワップレート、イールドカーブを基に算定したキャッシュ・フローにより測定しております。当社グループはこれらデリバティブ商品の評価はレベル2に該当すると結論付けております。

2010年度末及び2011年度末現在、公正価値で測定される資産及び負債は以下のとおりであります。

	2010年	(単位：百万円)		
		レベル1	レベル2	レベル3
資産				
金利スワップ		—	—	—
為替予約		—	—	—
資産合計		—	—	—
負債				
金利スワップ		—	1,710	—
為替予約		—	364	—
負債合計		—	2,074	—

2011年	レベル1	レベル2	レベル3
資産			
金利スワップ	—	—	—
為替予約	—	1	—
資産合計	—	1	—
負債			
金利スワップ	—	1,077	—
為替予約	—	352	—
負債合計	—	1,429	—

11 法人税等

全ての法人税等の額は、日本国内の事業活動から発生しております。

2010年度及び2011年度の法人税等の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2010年	2011年
当期分	25,923	27,719
繰延分	3,675	639
合計	22,248	28,358

2011年11月30日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(2011年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(2011年法律第117号)が国会にて可決されております。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて2011年度及び2012年度は40.69%、2013年度から2015年度は38.01%、2016年度以降は35.64%となり、当該税率変更による影響額205百万円は法人税等の繰延分に含まれております。

2010年度及び2011年度の法人税等の法定実効税率と税負担率についての差異の内訳は以下のとおりであります。

	2010年	2011年
通常の法定実効税率	40.7%	40.7%
評価性引当金の増減	0.6	0.3
関係会社未分配利益に係る税効果	0.7	0.0
連結子会社清算に伴う影響	6.6	—
税率変更による影響	—	0.3
住民税均等割	0.4	0.4
損金不算入費用	0.3	0.1
その他	0.3	0.2
税負担率	35.2%	41.4%

2010年度末及び2011年度末現在における繰延税金資産及び負債の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2010年	2011年
繰延税金資産：		
繰延収益	23,370	20,311
リース債務	8,665	4,270
未払費用等	6,164	5,092
有形固定資産	4,026	3,397
繰越欠損金	1,689	265
繰延税金資産 - 総額	43,914	33,335
控除：評価性引当金	451	228
繰延税金資産	43,463	33,107
繰延税金負債：		
有形固定資産	19,566	13,678
無形固定資産(主として識別可能な無形固定資産)	17,235	14,556
関係会社投資等	2,579	2,717
その他	472	324
繰延税金負債 - 総額	39,852	31,275
繰延税金資産 - 純額	3,611	1,832

評価性引当金の残高は2010年度末の451百万円から223百万円減少し、2011年度末では228百万円となりました。評価性引当金の減少は、主に繰越欠損金の利用及び回収可能性の見直しに伴い一部を取り崩したることによるものであります。

当社グループは繰延税金資産の計上において実現可能性を評価しており、繰延税金負債の取崩しの予定、将来の課税所得の見通し、本分析を行う上での税務戦略について検討を行っております。最終的な繰延税金資産の実現可能性は、将来、一時差異項目が減算可能になる期において課税所得を計上できるか否かによって判断しております。当社グループは、過去の課税所得の水準、繰延税金資産が減算可能となる各期における将来の見積課税所得の水準を基に、評価性引当金と相殺した繰延税金資産の純額が実現すると見込んでおります。

2011年度末現在、当社グループは税務上の繰越欠損金を696百万円有しており、これを将来の課税所得との相殺に利用することができます。繰越欠損金は利用されない場合、次期以降、以下のように消滅いたします。

	(単位：百万円)
2012年	—
2013年	—
2014年	—
2015年	—
2016年	—
2017年以降	696
	696

2011年度末現在、当社グループは税負担率が減少する税務ベネフィットを有しておりますが、ASC740「法人所得税」の規定により、連結財務諸表上、全額を認識しておりません。

当社グループは国税局による税務調査を受け、概ね2005年以前に関する税務調査については終了しており、現在当社グループにおいて調査中の案件はありません。今後行われる税務調査の結果によっては、2011年度末時点の未認識の税務ベネフィットの金額が変わる可能性があります。当社グループはその結果が2012年度の税負担率に重要な影響を与えるとは考えておりません。今後当社グループが行う取引により、連結財務諸表上、未認識の税務ベネフィットが追加発生する可能性もありますが、将来の税務ポジションの内容及び影響について現状では確証がありませんので、そうした将来の税務ベネフィットの増加見込み額について開示することはできません。

なお当社グループは、2011年度中に不確実な税務ポジションより生じた課徴金等323百万円を法人税等に計上しており、延滞利息については支払利息に363百万円計上しております。また、未払いの利息及び課徴金3,832百万円を、長期のその他負債として連結貸借対照表に計上しております。

2011年度における未認識の税務ベネフィットの変動額は下記のとおりであります。

	(単位：百万円)
2011年1月1日	16,458
当期増加額	3,412
当期減少額	3,412
2011年12月31日	16,458

12 退職給付制度

当社グループは、役員を除く全ての正社員を対象とした確定拠出年金制度(企業型)を採用しております。当社グループの確定拠出年金制度は、わが国の確定拠出年金法に基づき2005年10月より採用しました確定拠出型の企業年金制度であります。当社グループ全額負担にて掛金を拠出し、社員個人にて資産を運用しております。当該掛金は退職給付費用として計上しており、2010年度及び2011年度において、それぞれ655百万円、688百万円を拠出してあります。

また、当社グループは、複数事業主制度である住商連合企業年金基金(以下、「基金」という。)に加入しております。基金は、確定給付企業年金法に基づき設立された基金型企業年金であり、住友商事グループの複数の会社が共同で運営する連合型基金であります。基金は確定給付制度であり、給付金は老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金であります。当社グループは当社グループの拠出額に対応する年金資産の額を合理的に算定することができないため、確定拠出制度と同様に拠出額を退職給付費用として費用計上しております。

当社グループは、基金に加入することにより事務・資金運用の面でのコスト及び実務的な負担が軽減できるため、年金制度を継続できないリスクを軽減できる一方、複数の会社の共同運営であるため、必ずしも当社グループの意向が反映できない面があります。

直近の年次報告(年金経理決算に基づく)における基金の財政状態は以下のとおりであります。なお、基金では、他の基金・制度からの受け入れ・引継ぎは行っていないため、他の事業主の下での給付義務は負っておりません。

	(単位：百万円)	
	2010年3月31日	2011年3月31日
年金資産	18,342	21,132
年金財政計算上の給付債務	22,654	25,166
差額	4,312	4,034
年金資産の積み立て割合	81.0%	84.0%
差額の内容：		
剰余金	675	12
未償却過去勤務債務残高	4,987	4,046

また、当社グループの基金への拠出割合は以下のとおりであり、基金への総拠出額の5%を超えており
ます。

	(単位：百万円)	
	2010年3月31日	2011年3月31日
当社グループの拠出額	1,271	1,365
基金への総拠出額	3,164	3,325
基金への総拠出額に占める割合	40.2%	41.1%

なお、当社グループは、2010年度及び2011年度の基金への拠出額について、連結損益計算書上それぞれ
1,404百万円、1,526百万円を費用計上しております。

基金に対しては、各加入者の給与額をベースとした標準給与に対して一定の掛金率を乗じた掛金を毎月
拠出いたします。掛金は、年金給付のための標準掛金、基金の積立不足を償却するための掛金である特
別掛金等及び基金運営のための事務費掛金から構成されております。掛金の額は、給付に要する費用の予
想額及び予定運用収入の額等を勘案し、法令により将来にわたって財政の均衡を保つことができるよう
に計算されたものであります。全掛金の拠出義務は事業主が負っております。

基金は、法令及び規約により、5年毎もしくは加入者数の著しい変動等があった場合に掛金額の見直し
を行っております(次回の見直しは2013年3月末基準で実施予定)。また、毎年、将来の給付予想額及び掛
金収入予想額を基に財政状態の健全性の検証を行い、掛金の見直しの要否を確認しております。更には、
毎年、過去勤務期間の給付に見合う年金資産が確保されているかどうかの検証も行っております。積立不
足が生じた場合には、全加入企業に対して、給与額をベースとした標準給与に一定の掛金率を乗じた特別
掛金等にて、一定期間内に積立不足を解消しております。

基金では、2011年3月末に上述の検証を行っておりますが、掛金の変更はありません。なお、基金への加
入事業主は、2009年10月より2014年3月までの4年6ヶ月間、過去勤務債務の償却に相当する特別掛金を
負担しております。

当社グループは、被買収会社において、一定期間、当社グループとは異なる買収前の退職給付制度を継
続することがあります。2010年度は、関西マルチメディアサービス(株)(2011年4月、(株)テクノロジーネット
ワークスに吸収合併。)にて、内部積立による非積立型退職金(一時金)制度が採用されておりましたが、
2010年12月末に確定拠出年金制度へ移行しております。また、2011年度は、横浜ケーブルビジョン(株)にて
内部積立による非積立型退職金(一時金)制度が採用されておりますが、当社グループ全体に占める割合
に重要性はありません。

13 資本

配当

分配可能額は、会社法の規定により我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された当社の帳簿上の剰余金を基礎として決定されます。2011年度末現在、当社の個別財務諸表における分配可能額は117,900百万円であります。

会社法では、剰余金の配当の10%に相当する金額について、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の25%に達するまで資本準備金又は利益準備金として計上しなければならないとされております。

株式報酬制度

当社は、当社グループの特定の取締役、監査役、従業員等に対して新株予約権を付与しております。

以下は2011年度末現在の当社の新株予約権の推移を要約したものであります。

	2011年 株式数	加重平均行使 価格(円)	加重平均 契約残存期間	本源的価値 (百万円)
期首現在未行使残高	12,170	65,236		
付与	671	1		
解約、失権	342	80,000		
行使	1,462	3,941		
期末現在未行使残高	11,037	68,932	2.01年	100
行使可能オプション期末残高	9,923	76,670	0.99年	13

なお、株式報酬費用は、2010年度及び2011年度においてそれぞれ102百万円、47百万円であり、すべて「販売費及び一般管理費」に含まれております。

14 連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報

連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2010年	2011年
現金支出額：		
利息支払額.....	4,488	4,042
法人税等支払額.....	20,785	31,686
重要な非資金取引：		
キャピタルリースによる期中資産取得金額.....	17,773	12,414

15 契約義務

当社グループの番組供給事業会社は、著作権所有会社と番組放映権の取得に関する契約を締結しております。また、当社は、グループ外の番組供給事業会社と番組供給契約を締結しております。これらは、一部の契約において最低支払額を保証する条項が含まれております。

当社グループの番組供給事業会社は、委託放送事業者である子会社及び関連会社を通じて、個々のチャンネルが必要とする帯域幅に応じてトランスポンダー(衛星中継器)機能を利用する契約及び番組供給事業会社の発信する信号を中継器に送信するためのアップリンク・サービス(送信サービス)の契約を衛星放送事業者と締結しております。

また、当社は関連会社に代わり為替予約の契約を締結しており、2011年度末現在の金額は1,288百万円であります。

2011年度末現在、当社グループの契約義務の総額及び支払予定額は下記のとおりであります。

	(単位：百万円)
	2011年
2012年	11,182
2013年	8,341
2014年	7,215
2015年	5,922
2016年	2,830
2017年以降	6,408
合計	41,898

16 重要な後発事象

当社は、2012年1月25日の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 理由 | 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行うべく、資本効率の向上を図り、かつ株主還元を行うため |
| (2) 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (3) 取得する株式の数 | 65,000株(上限) |
| (4) 株式取得価額の総額 | 5,000百万円(上限) |
| (5) 自己株式取得の期間 | 2012年2月15日から2012年8月31日まで |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

連結財務諸表注記「7 借入金及び社債」をご参照ください。

【借入金等明細表】

連結財務諸表注記「7 借入金及び社債」及び「8 リース契約」をご参照ください。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末及び前連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当該各連結会計年度末における負債及び資本の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

区分	第1四半期 (自 2011年 1月1日 至 2011年 3月31日)	第2四半期 (自 2011年 4月1日 至 2011年 6月30日)	第3四半期 (自 2011年 7月1日 至 2011年 9月30日)	第4四半期 (自 2011年 10月1日 至 2011年 12月31日)
営業収益 (百万円)	91,764	92,236	92,299	92,774
税金等控除前利益 (百万円)	19,935	18,495	16,802	13,300
当社株主帰属四半期純利益 (百万円)	10,363	10,130	9,284	7,501
1株当たり 当社株主帰属四半期純利益 (円)	1,496.71	1,463.03	1,340.85	1,083.06

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2010年12月31日)	当事業年度 (2011年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	543	1,578
売掛金	1 17,392	1 16,848
有価証券	61,792	52,292
商品	752	702
前払費用	836	904
預け金	8,001	8,001
繰延税金資産	3,848	696
その他	3,831	3,933
流動資産合計	96,995	84,954
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,655	2,036
減価償却累計額	550	795
建物（純額）	1,105	1,241
構築物	52	51
減価償却累計額	29	31
構築物（純額）	23	20
機械及び装置	-	177
減価償却累計額	-	28
機械及び装置（純額）	-	149
工具、器具及び備品	4,975	5,679
減価償却累計額	1,709	2,390
工具、器具及び備品（純額）	3,266	3,289
土地	429	429
リース資産	1,187	408
減価償却累計額	910	303
リース資産（純額）	277	105
有形固定資産合計	5,100	5,233
無形固定資産		
のれん	8,622	7,414
ソフトウェア	5,022	6,909
リース資産（純額）	90	45
その他	17	17
無形固定資産合計	13,751	14,385

	前事業年度 (2010年12月31日)	当事業年度 (2011年12月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	2,721	2,721
関係会社株式	312,773	311,147
長期貸付金	197	177
関係会社長期貸付金	10,000	10,000
長期前払費用	528	387
差入保証金	1,659	1,672
その他	25	92
投資その他の資産合計	327,903	326,196
固定資産合計	346,754	345,814
繰延資産		
社債発行費	35	25
繰延資産合計	35	25
資産合計	443,784	430,793
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,784	9,867
1年内返済予定の長期借入金	16,000	8,000
リース債務	235	98
未払金	4,508	5,165
未払費用	1,678	1,645
未払法人税等	235	1,297
預り金	520	559
その他	175	86
流動負債合計	33,135	26,717
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	121,000	113,000
リース債務	148	60
繰延税金負債	17,017	12,970
その他	1,767	1,457
固定負債合計	149,932	137,487
負債合計	183,067	164,204

	前事業年度 (2010年12月31日)	当事業年度 (2011年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	117,550	117,550
資本剰余金		
資本準備金	31,690	31,690
その他資本剰余金	93,344	93,311
資本剰余金合計	125,034	125,001
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	21,268	26,717
利益剰余金合計	21,268	26,717
自己株式	2,266	2,128
株主資本合計	261,586	267,140
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	1,039	668
評価・換算差額等合計	1,039	668
新株予約権	170	117
純資産合計	260,717	266,589
負債純資産合計	443,784	430,793

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2010年 1 月 1 日 至 2010年12月31日)	当事業年度 (自 2011年 1 月 1 日 至 2011年12月31日)
売上高	1 157,358	1 160,354
売上原価	1 125,270	1 126,380
売上総利益	32,088	33,974
販売費及び一般管理費		
報酬及び給料手当	6,221	6,782
退職給付費用	120	154
福利厚生費	1,047	1,188
地代家賃	1,219	858
修繕維持費	1,007	1,274
業務委託費	2,229	2,064
減価償却費	1,374	1,358
のれん償却額	1,207	1,208
雑費	2,043	2,229
販売費及び一般管理費合計	16,467	17,115
営業利益	15,621	16,859
営業外収益		
受取利息	1 574	1 312
受取配当金	1 1,013	1 5,782
受取保証料	1 52	1 36
その他	471	128
営業外収益合計	2,110	6,258
営業外費用		
支払利息	1 2,568	1 2,362
長期前払費用償却	193	154
その他	387	71
営業外費用合計	3,148	2,587
経常利益	14,583	20,530
特別損失		
関係会社清算損	1,776	-
ローン費用一括償却に伴う損失	11	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	255
特別損失合計	1,787	255
税引前当期純利益	12,796	20,275
法人税、住民税及び事業税	54	3,562
法人税等調整額	3,700	1,199
法人税等合計	3,754	2,363
当期純利益	9,042	17,912

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)		当事業年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
番組購入費		34,364	27.4	36,516	28.9
外注費		28,389	22.7	30,400	24.1
販売用資機材		30,020	24.0	22,695	18.0
労務費		16,283	13.0	18,277	14.5
その他経費		16,214	12.9	18,492	14.5
合計		125,270	100.0	126,380	100.0

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2010年 1 月 1 日 至 2010年12月31日)	当事業年度 (自 2011年 1 月 1 日 至 2011年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	117,242	117,550
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	308	-
当期変動額合計	308	-
当期末残高	117,550	117,550
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	31,382	31,690
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	308	-
当期変動額合計	308	-
当期末残高	31,690	31,690
その他資本剰余金		
前期末残高	94,132	93,344
当期変動額		
自己株式の処分	788	33
当期変動額合計	788	33
当期末残高	93,344	93,311
資本剰余金合計		
前期末残高	125,514	125,034
当期変動額		
自己株式の処分	788	33
新株の発行（新株予約権の行使）	308	-
当期変動額合計	480	33
当期末残高	125,034	125,001
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	19,739	21,268
当期変動額		
剰余金の配当	7,513	12,463
当期純利益	9,042	17,912
当期変動額合計	1,529	5,449
当期末残高	21,268	26,717
利益剰余金合計		
前期末残高	19,739	21,268
当期変動額		
剰余金の配当	7,513	12,463
当期純利益	9,042	17,912
当期変動額合計	1,529	5,449
当期末残高	21,268	26,717

	前事業年度 (自 2010年 1 月 1 日 至 2010年12月31日)	当事業年度 (自 2011年 1 月 1 日 至 2011年12月31日)
自己株式		
前期末残高	7,520	2,266
当期変動額		
自己株式の処分	5,254	138
当期変動額合計	5,254	138
当期末残高	2,266	2,128
株主資本合計		
前期末残高	254,975	261,586
当期変動額		
剰余金の配当	7,513	12,463
当期純利益	9,042	17,912
自己株式の処分	4,466	105
新株の発行（新株予約権の行使）	616	-
当期変動額合計	6,611	5,554
当期末残高	261,586	267,140
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	1,206	1,039
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	167	371
当期変動額合計	167	371
当期末残高	1,039	668
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,206	1,039
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	167	371
当期変動額合計	167	371
当期末残高	1,039	668
新株予約権		
前期末残高	113	170
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	57	53
当期変動額合計	57	53
当期末残高	170	117
純資産合計		
前期末残高	253,882	260,717
当期変動額		
剰余金の配当	7,513	12,463
当期純利益	9,042	17,912
自己株式の処分	4,466	105
新株の発行（新株予約権の行使）	616	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	224	318
当期変動額合計	6,835	5,872
当期末残高	260,717	266,589

【重要な会計方針】

前事業年度 (自 2010年 1月 1 日 至 2010年12月31日)	当事業年度 (自 2011年 1月 1 日 至 2011年12月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法 その他有価証券 時価のないもの…移動平均法に基づく原価法 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 移動平均法に基づく原価法によっています。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定) 3 固定資産の減価償却の方法 イ 有形固定資産(リース資産を除く) : 定額法によっております。 主な耐用年数 建物 10～50年 構築物 10～60年 工具、器具及び備品 4～15年 ロ 無形固定資産 : ソフトウェア(リース資産を除く) 定額法によっております。ただし、ソフトウェアのうち自社利用分については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 のれん 10年の定額法によっております。 ハ リース資産 : 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る減価償却方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。 ニ 長期前払費用 : 定額法によっております。 4 繰延資産の処理方法 社債発行費 : 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しています。 5 引当金の計上基準 貸倒引当金 : 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。	1 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 同左 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 同左 3 固定資産の減価償却の方法 イ 有形固定資産(リース資産を除く) : 定額法によっております。 主な耐用年数 建物 10～50年 構築物 10～60年 機械及び装置 2～8年 工具、器具及び備品 4～15年 ロ 無形固定資産 : ソフトウェア(リース資産を除く) 同左 のれん 同左 ハ リース資産 : 同左 ニ 長期前払費用 : 同左 4 繰延資産の処理方法 社債発行費 : 同左 5 引当金の計上基準 貸倒引当金 : 同左

前事業年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)	当事業年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)
6 重要なヘッジ会計の方法 イ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理を採用しております。 ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ ヘッジ対象：外貨建金銭債務、変動金利借入金利息 ハ ヘッジ方針 内規に基づき、外貨建金銭債務の為替変動リスク及び借入金金利変動リスクを回避する目的で行っております。 ニ ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引については、当該取引とヘッジ対象に関する重要な条件等が一致しており、かつキャッシュフローが固定されているため、ヘッジの有効性評価を省略しております。 金利スワップ取引については、ヘッジ対象となる金利リスクが減殺されていることをテストし、有効性の評価を行っております。 7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。	6 重要なヘッジ会計の方法 イ ヘッジ会計の方法 同左 ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ハ ヘッジ方針 同左 ニ ヘッジ有効性評価の方法 同左 7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の処理方法 同左

【重要な会計方針の変更】

前事業年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)	当事業年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)
_____	当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第18号 2008年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号 2008年 3月31日)を適用しています。これによる財務諸表に与える影響は軽微です。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2010年12月31日)		当事業年度 (2011年12月31日)	
1 関係会社に対する資産・負債		1 関係会社に対する資産・負債	
売掛金	14,539百万円	売掛金	14,376百万円
2 保証債務等		2 保証債務等	
下記の会社の銀行等借入とリース債務に対する保証及び下記の会社に代わり為替予約を締結しております。		下記の会社の銀行等借入とリース債務に対する保証及び下記の会社に代わり為替予約を締結しております。	
(株)ジェイコムウエスト	12,741百万円	(株)ジェイコムウエスト	9,046百万円
(株)ジェイコム関東	9,125	(株)ジェイコムイースト	8,087
(株)ジェイコム東京	5,758	(株)ジェイコム九州	5,056
(株)ジェイコム湘南	4,864	(株)ジェイコム東京	3,840
(株)ジェイコム福岡	4,091	(株)ジェイコム湘南	3,448
(株)ジェイコムさいたま	3,742	(株)ジェイコムさいたま	3,007
(株)ケーブルネット神戸芦屋	3,426	(株)ケーブルネット神戸芦屋	2,362
(株)ジェイコム北九州	3,050	その他	6,943
(株)ジェイコム千葉	2,228	銀行借入・リース債務 小計	41,789
(株)ジェイコム札幌	2,032	ジュビターゴルフネットワーク(株)	4,146
土浦ケーブルテレビ(株)	1,999	(株)ジェイ・スポーツ	2,314
その他	6,631	ディスカバリー・ジャパン(株)	1,024
銀行借入・リース債務 小計	59,687	アニマル・プラネット・ジャパン(株)	264
ジュビターゴルフネットワーク(株)	2,976	ジュビターエンタテインメント(株)	20
(株)ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング	1,444	為替予約取引 小計	7,768
ディスカバリー・ジャパン(株)	1,173	計	49,557百万円
アニマル・プラネット・ジャパン(株)	420		
その他	86		
為替予約取引 小計	6,099		
計	65,786百万円		
3 当座貸越及び貸出コミットメント(シンジケートローンに基づくリボルビングファシリティ)		3 当座貸越及び貸出コミットメント(シンジケートローンに基づくリボルビングファシリティ)	
当社は、運転資金の効率的な調達及び設備投資等を行うため、取引銀行21行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。		当社は、運転資金の効率的な調達及び設備投資等を行うため、取引銀行21行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	48,000百万円	当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	48,000百万円
借入実行残高	- 百万円	借入実行残高	- 百万円
差引額	48,000百万円	差引額	48,000百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)	当事業年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)
1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への売上高 129,802百万円 関係会社よりの仕入高 37,613百万円 関係会社よりの受取利息 469百万円 関係会社よりの受取保証料 52百万円 関係会社よりの受取配当金 958百万円 関係会社への支払利息 3百万円	1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への売上高 137,484百万円 関係会社よりの仕入高 42,653百万円 関係会社よりの受取利息 222百万円 関係会社よりの受取保証料 36百万円 関係会社よりの受取配当金 5,694百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	6,940,110.00	7,703.00	-	6,947,813.00
合計	6,940,110.00	7,703.00	-	6,947,813.00
自己株式				
普通株式(注) 2	80,000.00	-	55,898.00	24,102.00
合計	80,000.00	-	55,898.00	24,102.00

(注) 1 発行済株式の普通株式の株式数の増加7,703株は、ストックオプションの行使による増加であります。

(注) 2 自己株式の普通株式の株式数の減少55,898株は、ストックオプションの行使による減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	170
合計		-	-	-	-	-	170

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2010年 3月25日 定時株主総会	普通株式	3,361	490円00銭	2009年12月31日	2010年 3月26日
2010年 7月27日 取締役会	普通株式	4,152	600円00銭	2010年 6月30日	2010年 9月 8日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2011年 3月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,231	900円00銭	2010年12月31日	2011年 3月24日

当事業年度(自 2011年 1 月 1 日 至 2011年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	6,947,813.00	-	-	6,947,813.00
合計	6,947,813.00	-	-	6,947,813.00
自己株式				
普通株式(注) 1	24,102.00	-	1,462.00	22,640.00
合計	24,102.00	-	1,462.00	22,640.00

(注) 1 自己株式の普通株式の株式数の減少1,462株は、ストックオプションの行使による減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	117
合計		-	-	-	-	-	117

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2011年3月23日 定時株主総会	普通株式	6,231	900円00銭	2010年12月31日	2011年3月24日
2011年7月26日 取締役会	普通株式	6,232	900円00銭	2011年6月30日	2011年9月8日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2012年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,233	900円00銭	2011年12月31日	2012年3月29日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)	当事業年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)
ファイナンス・リース取引（借主側） 1 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 ・有形固定資産 主としてコールセンター設備及び本社におけるコンピュータ(工具器具備品)であります。 ・無形固定資産 主としてコールセンターシステム用ソフトウェアであります。 (2) リース資産の減価償却の方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る減価償却方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっています。	ファイナンス・リース取引（借主側） 1 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 ・有形固定資産 同左 ・無形固定資産 同左 (2) リース資産の減価償却の方法 同左

(有価証券関係)

前事業年度(自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式312,773百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式311,147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2010年 1 月 1 日 至 2010年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 103百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内訳

	2001年分	2002年分	2003年分	2004年分
付与対象者の区分及び人数	当社取締役12名 当社従業員461名 新事業創出促進法第11条ノ5項第2項に定める当社認定支援者1,397名	当社取締役1名 当社監査役2名 当社従業員499名 当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び従業員246名	当社取締役5名 当社監査役1名 当社従業員465名 当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び従業員134名	当社取締役2名 当社従業員248名 当社の子会社、関連会社及び経営を支援している会社の取締役、監査役及び従業員305名
付与日	2001年 5 月18日	2002年 9 月11日	2003年12月11日	2004年 8 月16日
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 133,954株	普通株式 30,576株	普通株式 41,958株	普通株式 29,730株
権利確定条件	-	-	-	-
対象勤務期間	-	-	-	-
権利行使期間	自 2001年 9 月12日 至 2010年 8 月23日	自 2002年 9 月12日 至 2012年 8 月23日	自 2003年12月12日 至 2012年 8 月23日	自 2004年 9 月12日 至 2012年 8 月23日

	2006年分	2007年分	2008年分	2009年分
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社監査役1名	当社取締役6名 当社監査役1名	当社取締役5名 当社執行役員1名	当社取締役6名 当社監査役1名
付与日	2006年 4 月26日	2007年 5 月15日	2008年 8 月15日	2009年 4 月15日
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 304株	普通株式 243株	普通株式 312株	普通株式 365株
権利確定条件	-	-	-	-
対象勤務期間	-	-	-	-
権利行使期間	自 2006年 4 月26日 至 2026年 3 月31日	自 2007年 5 月16日 至 2027年 4 月30日	自 2008年 8 月16日 至 2016年 7 月31日	自 2009年 4 月16日 至 2029年 3 月31日

	2009年分	2010年分	2010年分
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名	当社取締役6名 当社監査役1名	当社取締役6名 当社執行役員6名
付与日	2009年 5 月15日	2010年 3 月15日	2010年 3 月15日
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 812株	普通株式 378株	普通株式 590株
権利確定条件	-	-	-
対象勤務期間	-	-	-
権利行使期間	自 2009年 5 月16日 至 2017年 4 月30日	自 2010年 3 月16日 至 2030年 2 月28日	自 2010年 3 月16日 至 2018年 2 月28日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2010年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2001年 分	2002年 分	2003年 分	2004年 分	2006年 分	2007年 分	2008年 分	2009 年分 (長期)	2009 年分 (中期)
権利確定前(株)									
前事業年度末	-	-	-	-	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定後(株)									
前事業年度末	40,340	8,202	21,018	12,528	196	243	312	365	812
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利行使	31,409	4,956	17,466	9,120	76	74	64	96	130
失効	8,931	30	186	66	-	-	-	-	-
未行使残	-	3,216	3,366	3,342	120	169	248	269	682

	2010 年分 (長期)	2010 年分 (中期)
権利確定前(株)		
前事業年度末	-	-
付与	378	590
失効	-	-
権利確定	378	590
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	378	590
権利行使	95	115
失効	-	-
未行使残	283	475

単価情報

	2001年 分	2002年 分	2003年 分	2004年 分	2006年 分	2007年 分	2008年 分	2009年 分 (長期)	2009年 分 (中期)
権利行使価格(円)	80,000	80,000	80,000	80,000	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	102,784	102,833	104,960	104,719	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000
付与日における公正な 評価単価(円)	-	-	-	-	-	98,499	76,524	50,468	64,864

	2010年 分 (長期)	2010年 分 (中期)
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	107,000	107,000
付与日における公正な 評価単価(円)	97,336	102,850

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたStock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	2010年株式報酬型Stock・オプション(長期インセンティブ)	2010年株式報酬型Stock・オプション(中期インセンティブ)
株価変動性(注1)	40.62%	42.26%
予想残存期間(注2)	10年	4年
予想配当(注3)	980円/株	980円/株
無リスク利率(注4)	1.32%	0.37%

- (注) 1 上場後の株価実績に基づき年率で算定しております。
(長期インセンティブ 2005年3月23日から2010年3月15日まで)
(中期インセンティブ 2006年3月16日から2010年3月15日まで)
- 2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、付与日から権利行使期間の中間点において行
使されるものと推定して見積もっております。
- 3 過去1年間の配当実績によっております。
- 4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的に、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度(自 2011年 1 月 1 日 至 2011年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 47百万円
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) スtock・オプションの内訳

	2002年分	2003年分	2004年分	2006年分
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社監査役2名 当社従業員499名 当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び従業員246名	当社取締役5名 当社監査役1名 当社従業員465名 当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び従業員134名	当社取締役2名 当社従業員248名 当社の子会社、関連会社及び経営を支援している会社の取締役、監査役及び従業員305名	当社取締役7名 当社監査役1名
付与日	2002年 9 月11日	2003年12月11日	2004年 8 月16日	2006年 4 月26日
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 30,576株	普通株式 41,958株	普通株式 29,730株	普通株式 304株
権利確定条件	-	-	-	-
対象勤務期間	-	-	-	-
権利行使期間	自 2002年 9 月12日至 2012年 8 月23日	自 2003年12月12日至 2012年 8 月23日	自 2004年 9 月12日至 2012年 8 月23日	自 2006年 4 月26日至 2026年 3 月31日

	2007年分	2008年分	2009年分	2009年分
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社監査役1名	当社取締役5名 当社執行役員1名	当社取締役6名 当社監査役1名	当社取締役6名
付与日	2007年 5 月15日	2008年 8 月15日	2009年 4 月15日	2009年 5 月15日
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 243株	普通株式 312株	普通株式 365株	普通株式 812株
権利確定条件	-	-	-	-
対象勤務期間	-	-	-	-
権利行使期間	自 2007年 5 月16日至 2027年 4 月30日	自 2008年 8 月16日至 2016年 7 月31日	自 2009年 4 月16日至 2029年 3 月31日	自 2009年 5 月16日至 2017年 4 月30日

	2010年分	2010年分	2011年分	2011年分
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社監査役1名	当社取締役6名 当社執行役員6名	当社取締役5名 当社監査役1名	当社取締役5名 当社執行役員6名
付与日	2010年 3 月15日	2010年 3 月15日	2011年 3 月15日	2011年 3 月15日
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 378株	普通株式 590株	普通株式 251株	普通株式 420株
権利確定条件	-	-	-	-
対象勤務期間	-	-	-	-
権利行使期間	自 2010年 3 月16日至 2030年 2 月28日	自 2010年 3 月16日至 2018年 2 月28日	自 2011年 3 月16日至 2031年 2 月28日	自 2011年 3 月16日至 2019年 2 月28日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2011年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2002年 分	2003年 分	2004年 分	2006年 分	2007年 分	2008年 分	2009 年分 (長期)	2009 年分 (中期)	2010 年分 (長期)
権利確定前(株)									
前事業年度末	-	-	-	-	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定後(株)									
前事業年度末	3,216	3,366	3,342	120	169	248	269	682	283
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利行使	12	60	-	94	97	180	127	360	107
失効	180	90	72	-	-	-	-	-	-
未行使残	3,024	3,216	3,270	26	72	68	142	322	176

	2010 年分 (中期)	2011 年分 (長期)	2011 年分 (中期)
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	251	420
失効	-	-	-
権利確定	-	251	420
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前事業年度末	475	-	-
権利確定	-	251	420
権利行使	182	83	160
失効	-	-	-
未行使残	293	168	260

単価情報

	2002年 分	2003年 分	2004年 分	2006年 分	2007年 分	2008年 分	2009 年分 (長期)	2009 年分 (中期)	2010 年分 (長期)
権利行使価格(円)	80,000	80,000	80,000	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	90,700	80,600	-	87,328	80,663	80,035	84,916	88,545	77,500
付与日における公正な 評価単価(円)	-	-	-	-	98,499	76,524	50,468	64,864	97,336

	2010 年 分 (中期)	2011 年分 (長期)	2011 年分 (中期)
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	89,356	83,500	87,481
付与日における公正な 評価単価(円)	102,850	64,452	72,324

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたStock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	2011年株式報酬型Stock・オプション(長期インセンティブ)	2011年株式報酬型Stock・オプション(中期インセンティブ)
株価変動性(注1)	38.096%	41.087%
予想残存期間(注2)	10年	4年
予想配当(注3)	1,500円/株	1,500円/株
無リスク利率(注4)	1.213%	0.416%

- (注) 1 上場後の株価実績に基づき年率で算定しております。
(長期インセンティブ 2005年3月23日から2011年3月15日まで)
(中期インセンティブ 2007年3月15日から2011年3月15日まで)
- 2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、付与日から権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
- 3 過去1年間の配当実績によっております。
- 4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的に、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)		当事業年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)	
1 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
繰越欠損金	3,412百万円	関係会社株式	454百万円
関係会社株式	1,159	繰延ヘッジ損失	409
繰延ヘッジ損失	713	未払費用	348
未払費用	313	未払事業税	309
長期前払費用償却超過	125	資産除去債務	122
投資有価証券	98	投資有価証券	86
未払事業税	73	未払事業所税	25
その他	124	その他	84
繰延税金資産小計	6,017	繰延税金資産小計	1,837
評価性引当金	1,257	評価性引当金	662
繰延税金資産合計	4,760	繰延税金資産合計	1,175
繰延税金負債		繰延税金負債	
関係会社株式	17,445	関係会社株式	12,967
投資有価証券	484	投資有価証券	424
繰延税金負債合計	17,929	資産除去債務に対応する除去費用	58
		繰延税金負債合計	13,449
繰延税金負債純額	13,169	繰延税金負債純額	12,274
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%	法定実効税率	40.7%
(調整)		(調整)	
評価性引当額	13.5	評価性引当額	2.5
のれん償却額	3.7	のれん償却額	2.3
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	税率変更による影響額	9.3
住民税均等割等	0.4	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
受取配当金等の益金不算入額	2.6	住民税均等割等	0.3
その他	0.2	受取配当金等の益金不算入額	22.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3	その他	2.9
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.7
		3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
		2011年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(2011年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(2011年法律第117号)が公布されています。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異に係る解消時期に応じて当事業年度及び2012年度は40.69%、2013年度から2015年度は38.01%、2016年度以降は35.64%であり、この税率の変更により繰延税金負債の純額が1,890百万円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等の金額が同額減少しています。	

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)		当事業年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)	
1株当たり純資産額	37,631.08円	1株当たり純資産額	38,478.77円
1株当たり当期純利益	1,309.01円	1株当たり当期純利益	2,586.78円
潜在株式調整後		潜在株式調整後	
1株当たり当期純利益	1,307.69円	1株当たり当期純利益	2,585.77円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)	当事業年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	9,042	17,912
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	9,042	17,912
普通株式の期中平均株式数(株)	6,907,446	6,924,297
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額	-	-
普通株式増加数(株)	2,208	2,691
(うち新株予約権)	(2,208)	(2,691)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)	当事業年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)
	当社は、2012年1月25日の取締役会において、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。 理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行うべく、資本効率の向上を図り、かつ株主還元を行うため 取得する株式の種類 普通株式 取得する株式の数 65,000株(上限) 株式取得価額の総額 5,000百万円(上限) 自己株式取得の期間 2012年2月15日から 2012年8月31日まで

【附属明細表】
【有価証券明細表】
【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
日本映画衛星放送(株)	666	788
(株)キッズステーション	870	774
(株)ベイ・コミュニケーションズ	8,440	729
(株)日経シー・エヌ・ビー・シー	1,765	193
(株)エー・ティー・エックス	2,800	150
(株)J C N埼玉	1,000	50
(株)サテライト・サービス	480	22
上新電機(株)	20,000	15
計	36,021	2,721

【債券】

銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(有価証券)		
その他有価証券		
コマーシャルペーパー 野村証券(株)	5,000	4,999
コマーシャルペーパー 三菱ＵＦＪリース(株)	5,000	4,999
コマーシャルペーパー ＳＭＢＣ日興証券(株)	5,000	4,998
コマーシャルペーパー 三井住友ファイナンス＆リース(株)	5,000	4,998
コマーシャルペーパー みずほ証券(株)	5,000	4,998
コマーシャルペーパー オリックス(株)	4,000	4,000
コマーシャルペーパー 興銀リース(株)	1,000	1,000
コマーシャルペーパー 東京センチュリーリース(株)	1,000	1,000
コマーシャルペーパー (株)セディナ	1,000	1,000
計	32,000	31,992

【その他】

種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額(百万円)
(有価証券)		
その他有価証券		
譲渡性預金 (株)三井住友銀行	-	6,800
譲渡性預金 (株)千葉銀行	-	5,000
譲渡性預金 埼玉りそな銀行(株)	-	3,000
譲渡性預金 みずほコーポレート銀行(株)	-	2,300
譲渡性預金 (株)三菱東京ＵＦＪ銀行	-	2,200
譲渡性預金 兵庫県信用農業共同組合連合会	-	1,000
計	-	20,300

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1,655	550	169	2,036	795	202	1,241
構築物	52	-	1	51	31	2	20
機械及び装置	-	177	0	177	28	18	149
工具器具及び備品	4,975	762	58	5,679	2,390	720	3,289
土地	429	-	-	429	-	-	429
リース資産	1,187	15	794	408	303	168	105
有形固定資産計	8,298	1,504	1,022	8,780	3,547	1,110	5,233
無形固定資産							
のれん	12,075	-	-	12,075	4,661	1,208	7,414
ソフトウェア	12,043	3,434	3	15,474	8,565	1,545	6,909
リース資産	277	0	87	190	145	45	45
その他	24	-	-	24	7	0	17
無形固定資産計	24,419	3,434	90	27,763	13,378	2,798	14,385
長期前払費用	850	80	28	902	515	8	387
繰延資産							
社債発行費	49	-	-	49	24	10	25
繰延資産計	49	-	-	49	24	10	25

(2) 【主な資産及び負債の内容】

a 資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	-
普通預金	578
定期預金	1,000
合計	1,578

ロ 売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)ジェイコムイースト	3,358
(株)ジェイコムウエスト	2,799
(株)ジェイコム東京	1,869
(株)ジェイコム九州	1,079
(株)ジェイコムさいたま	1,062
(株)ジェイコム湘南	907
その他	5,774
合計	16,848

(ロ)売掛金滞留状況

期首残高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	当期末残高 (百万円) (D)	回収率(%) $\frac{(C) \times 100}{(A) + (B)}$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
17,392	168,371	168,915	16,848	91	37

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ 商品

区分	金額(百万円)
ケーブルテレビ局向けの資機材等	702
合計	702

二 関係会社株式

区分	金額(百万円)
(株)ジェイコムウエスト	92,466
(株)ジェイコムイースト	62,448
(株)ジェイコム東京	29,001
ジュピターエンタテインメント(株)	26,984
(株)テクノロジーネットワークス	14,485
(株)ジェイコムさいたま	13,546
(株)ジェイ・スポーツ	13,402
(株)ジェイコム九州	12,763
(株)ケーブルネット神戸芦屋	9,629
(株)ジェイコム湘南	8,255
ジュピターゴルフネットワーク(株)	6,786
その他	21,382
合計	311,147

b 負債の部

イ 買掛金

相手先	金額(百万円)
(株)テクノロジーネットワークス	1,758
ジュピターエンタテインメント(株)	970
(株)WOWOW	572
S C S K(株)	533
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)	496
パイオニア(株)	482
パナソニック システムソリューションズ ジャパン(株)	451
その他	4,605
合計	9,867

ロ 長期借入金

相手先	金額(百万円)
(株)日本政策投資銀行	18,000
(株)三菱東京UFJ銀行	17,900
(株)三井住友銀行	14,700
埼玉りそな銀行(株)	7,400
住友生命保険(相)	7,000
日本生命保険(相)	5,000
(株)みずほコーポレート銀行	4,700
住友信託銀行(株)	3,900
その他	34,400
合計	113,000

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1 月 1 日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から 3 か月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6 月30日、12月31日
1 単元の株式数	－ － － － －
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.jcom.co.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第17期)	自 2010年 1 月 1 日 至 2010年12月31日	2011年 3 月23日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類		自 2010年 1 月 1 日 至 2010年12月31日	2011年 3 月23日 関東財務局長に提出
(3) 四半期報告書及び確認書	(第18期第 1 四半期)	自 2011年 1 月 1 日 至 2011年 3 月31日	2011年 5 月12日 関東財務局長に提出
	(第18期第 2 四半期)	自 2011年 4 月 1 日 至 2011年 6 月30日	2011年 8 月 8 日 関東財務局長に提出
	(第18期第 3 四半期)	自 2011年 7 月 1 日 至 2011年 9 月30日	2011年11月 7 日 関東財務局長に提出
(4) 訂正発行登録書(社債)			2011年 3 月22日 関東財務局長に提出
			2011年 3 月23日 関東財務局長に提出
			2011年 3 月25日 関東財務局長に提出
			2011年 5 月12日 関東財務局長に提出
			2011年 8 月 8 日 関東財務局長に提出
			2011年11月 7 日 関東財務局長に提出
(5) 自己株券買付状況報告書		報告期間 自 2012年 1 月25日 至 2012年 1 月31日	2012年 2 月10日 関東財務局長に提出
		報告期間 自 2012年 2 月 1 日 至 2012年 2 月29日	2012年 3 月 8 日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2011年3月23日

株式会社ジュピターテレコム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 勉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 田 秀 敏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 出 博 男

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジュピターテレコムの2010年1月1日から2010年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(連結財務諸表注記1及び2参照)に準拠して、株式会社ジュピターテレコム及び連結子会社の2010年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジュピターテレコムの2010年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジュピターテレコムが2010年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2012年 3 月28日

株式会社ジュピターテレコム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 勉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 田 秀 敏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 出 博 男

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジュピターテレコムの2011年1月1日から2011年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(連結財務諸表注記1及び2参照)に準拠して、株式会社ジュピターテレコム及び連結子会社の2011年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジュピターテレコムの2011年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジュピターテレコムが2011年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2011年 3月23日

株式会社ジュピターテレコム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 勉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 田 秀 敏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 出 博 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジュピターテレコムの2010年1月1日から2010年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジュピターテレコムの2010年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2012年 3月28日

株式会社ジュピターテレコム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 勉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 田 秀 敏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 出 博 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジュピターテレコムの2011年1月1日から2011年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジュピターテレコムの2011年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。